

協定

小金井市における災害協定等

平成27年1月現在

医療関係

協定等の名称	日付	相手方	内容
災害時における施設利用に関する協定書	平成23年8月31日*	東京都立多摩科学技術高等学校	施設の一部を災害時における医療救護所として利用することへの協力
災害時における拠点病院の指定	平成21年4月1日	医療法人社団大日会 小金井太陽病院	小金井太陽病院を災害時における拠点病院として指定
災害時における拠点病院の指定	平成21年4月1日	社会福祉法人聖ヨハネ会 総合病院桜町病院	総合病院桜町病院を災害時における拠点病院として指定
災害時における施設利用に関する協定書	平成21年3月17日	学校法人 武蔵野東学園	施設の一部を災害時における医療救護所として利用することへの協力
災害時の救護活動についての協定書	平成14年10月22日	小金井市接骨師会	医療救護活動への協力
災害時の救護活動についての協定書	平成13年7月10日	小金井市薬剤師会	薬剤医療救護活動への協力
災害時の救護活動についての協定書	平成13年1月12日	小金井歯科医師会	歯科医療救護活動への協力
災害時の医療救護活動についての協定	昭和55年4月17日	小金井市医師会	医療救護活動への協力

物資・食料関係

協定等の名称	日付	相手方	内容
災害時における東八道路沿線5市に対する青果物の提供及び避難場所の敷地利用に関する協定書	平成24年11月1日*	東京多摩青果株式会社	青果物の提供及び避難場所としての敷地利用への協力
災害時における物資供給に関する協定書	平成24年3月1日	NPO法人 コメリ災害対策センター	物資供給の協力
災害時における燃料等の供給に関する協定書	平成21年3月18日	東京都石油商業組合多摩東支部	災害時における燃料等の供給への協力
寄託契約書	平成21年3月9日	東京都福祉保健局長	災害救助法第23条第1項に規定する給与品の事前購入物資等の保管及びこれに付帯する業務
災害時における物資の供給に関する協定書	平成20年4月1日	株式会社ダイエー	物資供給の協力
災害時における農地の活用及び生鮮食料品の調達に関する協定書	平成16年4月23日	東京むさし農業協同組合	農地活用及び生鮮食料供給の協力
災害時の米穀供給に関する協定書	昭和55年7月1日	小金井市米穀小売商組合	応急用米穀の確保

* 再締結の日付

通信・情報関係

協定等の名称	日付	相手方	内容
災害時の情報交換に関する協定	平成26年2月3日	国土交通省関東地方整備局	災害時における各種情報の交換等
非常通信の運用に関する協定書	平成20年4月1日	東京消防庁小金井消防署	非常通信の運用
災害時における災害情報の放送等に関する協定書	平成18年8月3日	株式会社ジェイコム東京	災害情報の伝達への協力
大規模地震等の災害発生における情報収集連絡体制にかかる協定書	平成8年3月1日	小金井市アマチュア無線クラブ	情報収集体制の早期確立

相互応援

協定等の名称	日付	相手方	内容
小金井市・宇治市災害時相互応援協定	平成26年6月25日	京都府宇治市	災害発時における救援物資の提供や職員の派遣、ボランティアのあっせん等の協力
宗像市と小金井市の災害時相互応援に関する協定書	平成24年11月1日	福岡県宗像市	災害発時における救援物資の提供や職員の派遣、ボランティアのあっせん等の協力
小金井市と飯田市の災害時相互応援に関する協定書	平成24年6月29日	長野県飯田市	災害発時における救援物資の提供や職員の派遣、ボランティアのあっせん等の協力
小金井市と北上市の災害時相互応援に関する協定書	平成24年5月15日	岩手県北上市	災害発時における救援物資の提供や職員の派遣、ボランティアのあっせん等の協力
三鷹市、小金井市の消防の相互応援に関する協定書	平成21年4月1日	三鷹市	火災及び大規模災害等発生時における消防団の相互応援
武蔵野市、小金井市の消防の相互応援に関する協定書	平成20年6月26日	武蔵野市	火災及び大規模災害等発生時における消防団の相互応援
府中市及び小金井市の消防の相互応援に関する協定書	平成20年6月24日	府中市	火災及び大規模災害等発生時における消防団の相互応援
小金井市、小平市及び国分寺市に係る消防の相互の応援に関する協定	平成20年3月25日	小平市及び国分寺市	火災及び大規模災害等発生時における3市消防団の相互応援
災害時の避難場所相互利用に関する協定書	平成15年10月31日	国分寺市	指定避難場所の相互利用
震災時等の相互応援に関する協定	平成8年3月1日	都内市町村	災害発時における相互応援

帰宅困難者対応等

協定等の名称	日付	相手方	内容
災害時における一時滞在施設利用に関する協定書	平成27年1月1日	独立行政法人情報通信研究機構	独立行政法人情報通信研究機構の管理する施設を一時滞在施設として利用することへの協力
災害時における体育施設利用に関する協定書	平成26年4月1日	T A C ・ F C 東京・T G T S 共同事業体	小金井市総合体育館を救援物資集積所等として、小金井市栗山公園健康運動センターを災害ボランティアセンター等として指定
地震災害時における帰宅困難者対応に関する覚書	平成25年1月1日	東日本旅客鉄道株式会社 八王子支社 武蔵小金井駅	地震により鉄道の運行が途絶した場合における帰宅困難者対応に関する相互の協力
地震災害時における帰宅困難者対応に関する覚書	平成25年1月1日	東日本旅客鉄道株式会社 八王子支社 東小金井駅	地震により鉄道の運行が途絶した場合における帰宅困難者対応に関する相互の協力
災害時における避難所施設利用に関する協定書	平成24年4月1日	こがねいしてい共同事業体	小金井市民交流センターを一時待機施設として利用することへの協力

福祉避難所（二次避難所）

協定等の名称	日付	相手方	内容
災害発生時における二次避難所（福祉避難所）の設置運営に関する協定書	平成24年12月1日	医療法人財団 美生会	介護老人保健施設秋桜を二次避難所として指定
災害発生時における二次避難所（福祉避難所）の設置運営に関する協定書	平成24年10月15日	特定非営利活動法人 木馬の会	小金井おもちゃライブラリーを二次避難所として指定
災害発生時における二次避難所（福祉避難所）の設置運営に関する協定書	平成24年10月1日	社会福祉法人 東京聖労院	特別養護老人ホームつきみの園を二次避難所として指定
災害発生時における二次避難所（福祉避難所）の設置運営に関する協定書	平成24年10月1日	一般財団法人 天誠会	介護老人保健施設小金井あんず苑を二次避難所として指定
災害発生時における二次避難所（福祉避難所）の設置運営に関する協定書	平成24年10月1日	社会福祉法人 聖ヨハネ会	特別養護老人ホーム桜町聖ヨハネホーム及び桜町高齢者在宅サービスセンターを二次避難所として指定
災害発生時における二次避難所（福祉避難所）の設置運営に関する協定書	平成24年10月1日	特定非営利活動法人 エヌピー才一萼	福祉N P O うてなを二次避難所として指定
災害時における避難所施設利用に関する協定書	平成24年4月1日	学校法人 ルーテル学院大学	ルーテル学院大学を二次避難所として指定
災害時における二次避難所（福祉避難所）の設置運営に関する協定書	平成24年4月1日	社会福祉法人 雲柱社	小金井生活実習所を二次避難所として指定
災害時における避難所施設利用に関する協定書	平成24年4月1日	社会福祉法人 聖ヨハネ会	小金井市立本町高齢者在宅サービスセンターを二次避難所として指定
災害時における避難所施設利用に関する協定書	平成24年4月1日	社会福祉法人 まりも会	小金井市障害者福祉センターを二次避難所として指定
災害時における二次避難所施設利用に関する協定書	平成24年4月1日	東京都立小金井特別支援学校	東京都立小金井特別支援学校を二次避難所として指定

し尿処理・がれき処理関係

協定等の名称	日付	相手方	内容
災害時における水再生センターへのし尿搬入及び受入れに関する覚書	平成23年6月30日	東京都下水道局流域下水道本部	し尿処理への協力
災害時における廃棄物の収集及び運搬の協力に関する協定書	平成23年4月1日	有限会社調布清掃	災害時における廃棄物の収集及び運搬に関する協力
災害時における廃棄物の収集及び運搬の協力に関する協定書	平成23年4月1日	志賀興業株式会社	災害時における廃棄物の収集及び運搬に関する協力
災害時における廃棄物の収集及び運搬の協力に関する協定書	平成23年4月1日	株式会社加藤商事	災害時における廃棄物の収集及び運搬に関する協力
災害時におけるし尿の収集及び運搬の協力に関する協定書	平成23年4月1日	有限会社調布清掃	災害時におけるし尿の収集及び運搬に関する協力
災害時におけるし尿の収集及び運搬の協力に関する協定書	平成23年4月1日	志賀興業株式会社	災害時におけるし尿の収集及び運搬に関する協力
災害時におけるし尿の収集及び運搬の協力に関する協定書	平成23年4月1日	株式会社加藤商事	災害時におけるし尿の収集及び運搬に関する協力

消防水利関係

協定等の名称	日付	相手方	内容
指定給水拠点における初動応急給水活動に関する覚書及び指定給水拠点における初動応急給水活動に関する覚書実施細目	平成26年3月31日	東京都水道局	指定給水拠点における初動応急給水活動等
消防水利の設置等に関する協定書及び消防水利の設置等に関する協定書に係る実施細目	平成25年7月25日	東京消防庁小金井消防署	消防水利の設置等
消火栓等からの応急給水等の実施等に関する覚書	平成25年7月16日	東京都水道局	消火栓等からの応急給水用資器材及び消火用資器材の貸借並びに資器材を使用した防災訓練並びに災害時における消火栓等からの応急給水及び初期消火活動の実施
上水道における排水栓の取り扱い等に関する覚書及び上水道における排水栓の取り扱い等に関する覚書実施細目	平成24年9月10日	東京都水道局	上水道における排水栓の取り扱い等
上水道における消火栓の設置、維持管理等に関する協定書及び上水道における消火栓補償費に関する覚書	平成24年3月30日	東京都水道局	上水道における消火栓の設置、維持管理等

その他

協定等の名称	日付	相手方	内容
災害時における救出救助業務等の協力に関する協定書	平成25年1月25日	社団法人 東京都自動車整備振興会 武蔵野支部	災害発生時の救出救助業務、障害物除去・収容業務等に関する協力
災害時における動物救護活動に関する協定書	平成24年4月1日	小金井市獣医師会	災害時における動物救護活動への協力
災害時における上下水道の応急復旧等に関する協定書	平成21年5月29日	三多摩管工事組合小金井支部桜水会	災害発生時における上下水道の応急復旧への協力
災害時における応急対策活動の協力に関する協定書	平成21年3月30日	小金井建設協会	災害時における応急対策活動への協力
災害時における理容サービス業務の提供に関する協定書	平成20年2月25日	東京都理容生活衛生同業組合小金井支部	理容活動への協力
災害時におけるボランティア活動支援に関する協定書	平成17年8月9日	小金井市社会福祉協議会	ボランティア活動への協力
災害時における相互協力に関する覚書	平成11年10月4日	郵便事業株式会社小金井支店	避難先及び被災状況の情報提供等
大規模地震等の災害発生時における初動体制にかかる協定書	平成8年3月21日	小金井市スカウト協議会	初動体制の確保と被災市民の救護・復興

**協定 医療関係 1 災害時における施設利用に関する協定書
(東京都立多摩科学技術高等学校)**

文書管理機関名：市総務部

本編該当頁：第2部 6-18

災害時における施設利用に関する協定書

小金井市（以下「甲」という。）と東京都立多摩科学技術高等学校（以下「乙」という。）の間において、次のとおり災害時における医療救護所としての施設利用に関する協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定書は、甲が乙の管理する施設の一部を災害時における医療救護所として利用することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（医療救護所の定義）

第2条 この協定書でいう「医療救護所」とは、災害時において多数の負傷者が発生した場合に、負傷者を一時収容し、応急手当て及び後方医療機関へ搬送するための応急処置等を実施する施設をいう。

（施設の利用範囲）

第3条 医療救護所として利用できる乙の施設は、体育館とする。

（医療救護所の開設）

第4条 甲は、災害時において医療救護所を開設する際は、事前に乙に対しその旨を文書又は口頭で通知するものとする。

2 甲は、医療救護所の開設に当たり、二次災害を防止するため都と連携して早急に応急危険度判定員を派遣し、利用する施設の安全性について調査する。

3 甲は、前項の措置が困難な場合は、建築関係者により利用する施設の安全確認を行う。

（医療救護所の管理）

第5条 医療救護所の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

2 医療救護所の管理運営について、乙は甲に協力するものとする。

（費用負担）

第6条 甲は、医療救護所の管理運営に係る費用を負担するものとする。

（開設期間）

第7条 医療救護所の開設期間は、災害発生の日から5日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合は、甲は乙と協議の上、東京都教育委員会教育長に使用許可延長の申請をするものとする。

（施設利用解消への努力）

第8条 甲は、乙が早期に教育活動を再開できるよう配慮するとともに、当該医療救

護所の早期解消に努めるものとする。

（原状回復義務）

第9条 甲は、乙の管理する体育館の医療救護所としての利用を終了する際は、乙に医療救護所使用終了届を提出するとともに、当該利用施設を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

（連絡調整）

第10条 この協定事項が円滑に実施されるよう、甲及び乙は、それぞれ連絡責任者を定め、必要に応じて連絡調整を行うものとする。

2 前項の連絡責任者は、甲においては福祉保健部健康課長を、乙においては多摩科学技術高等学校副校長をもって充てる。

（協議）

第11条 この協定書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

（有効期間）

第12条 この協定の有効期間は、平成23年9月1日から平成25年3月31日までとする。ただし、期限終了の日の3か月前までに、甲乙に何れかの意思表示がないときは、1年間延長されたものとみなし、以降、この例によるものとする。

甲と乙は、この協定を証するため、本書2通を作成し、それぞれ記名押印の上、各1通を保管するものとする。

平成23年8月31日

甲 小金井市

乙 東京都立多摩科学技術高等学校

**協定 医療関係 2 災害時における施設利用に関する協定書
(学校法人 武蔵野東学園)**

文書管理機関名：市総務部

本編該当頁：第2部 6-18

災害時における施設利用に関する協定書

小金井市（以下「甲」という。）と学校法人武蔵野東学園武蔵野東中学校（以下「乙」という。）の間において、次のとおり災害時における医療救護所としての施設利用に関する協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定書は、甲が乙の管理する施設の一部を災害時における医療救護所として利用することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（医療救護所の定義）

第2条 この協定書でいう「医療救護所」とは、災害時において多数の負傷者が発生した場合に、負傷者を一時収容し、応急手当て及び後方医療機関へ搬送するための応急処置等を実施する施設をいう。

（施設の利用範囲）

第3条 医療救護所として利用できる乙の施設は、体育馆とする。

（医療救護所の開設）

第4条 甲は、災害時において医療救護所を開設する際は、事前に乙に対しその旨を文書又は口頭で通知するものとする。

2 使用範囲について甲は、乙の指示に従うものとする。

3 医療救護所の開設に当たって甲は、使用範囲に損壊防止のための対策を講ずるものとする。

（医療救護所の管理）

第5条 医療救護所の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

2 医療救護所の管理運営について乙は、可能な範囲で甲に協力するものとする。

（開設期間）

第6条 医療救護所の開設期間は、災害発生の日から5日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合は、甲は乙と協議の上、学校法人武蔵野東学園理事長に使用許可延長の申請をするものとする。

2 使用許可延長の期間は、最長2日間とする。

（施設利用解消への努力）

第7条 甲は、乙が早期に教育活動を再開できるよう配慮するとともに、当該医療救護所の早期解消に努めるものとする。

（原状回復義務）

第8条 甲が乙の管理する体育館の医療救護所としての利用を終了する際は、乙に医療救護所使用終了届を提出するとともに、当該利用施設を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

（費用負担）

第9条 医療救護所の開設及び管理運営に係る費用並びに原状回復に要した費用は、甲が負担するものとする。

（連絡調整）

第10条 この協定事項が円滑に実施されるよう、甲及び乙は、それぞれ連絡責任者を定め、必要に応じて連絡調整を行うものとする。

2 前項の連絡責任者は、甲においては福祉保健部健康課長を、乙においては教頭をもって充てる。

（協議）

第11条 この協定書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

（有効期間）

第12条 この協定の有効期間は、平成21年4月1日から平成22年3月31日までとする。ただし、期限終了の日の3か月前までに、甲乙に何らの意思表示がないときは、1年間延長されたものとみなし、以降、この例によるものとする。

甲と乙は、この協定を証するため、本書2通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、各1通を保管するものとする。

平成21年3月17日

小金井市長

学校法人武蔵野東学園
理事長

協定 医療関係 3 災害時の救護活動についての協定書（小金井市接骨師会）	
文書管理機関名：市総務部	本編該当頁：第2部 6-17

災害時の救護活動についての協定書	
-------------------------	--

小金井市（以下「甲」という。）と小金井市接骨師会（以下「乙」という。）との間で、小金井市地域防災計画に基づく医療救護活動に関し、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、小金井市内に地震、その他の災害が生じた場合、甲が行う医療救護活動に対する乙の積極的な協力を得ることに關し、必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第2条 災害時において、乙は、甲からの要請に基づき、次に掲げる範囲の協力を行うものとする。

（1）傷病者に対する応急救護（柔道整復師法（昭和45年法律第19号）に規定された業務の範囲）の実施

（2）傷病者に対する応急救護に関する衛生材料等の提供

（要請の手続）

第3条 甲は、乙に対して、この協定による協力を要請するときは、要請の理由、業務内容、日時、場所、その他必要な事項を明らかにし要請しなければならない。

（協力）

第4条 乙は、甲から要請を受けた事項に關し、特別の理由がない限り、必要な業務を実施するものとする。

（指揮の命令）

第5条 乙の協力に係る指揮命令及び連絡調整については、甲が指定する者が行い、応急救護に係る必要な指示については、小金井市医師会長の指定する者（医師）が行うものとする。

（費用弁償）

第6条 甲は、乙の協力に係る衛生材料等の提供及び使用について、その実費を弁償するものとする。

（損害賠償）

第7条 甲の要請に基づき行われた乙の当該業務に係る従事者への損害賠償は、東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年東京都市町村総合事務組合条例第19号）の規定を準用して、補償するものとする。

（防災訓練への参加）

第8条 乙は、甲から要請のあった場合は、甲が実施する防災訓練に参加、協力するものとし、防災訓練への参加、協力に要する経費は乙の負担とする。

（有効期限）

第9条 この協定の有効期限は、協定締結日から平成15年3月31日までとする。

ただし、期間満了の3か月前までに甲、乙いずれかから何らの申出がない場合は、更に1年間延長されたものとみなし、以後この例によるものとする。

（協議）

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈に疑義が生じたときは、その都度甲乙協議の上定めるものとする。

この協定書の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、甲乙がそれぞれその1通を保有する。

平成14年10月22日

小金井市本町六丁目6番3号
甲 小金井市

小金井市貫井北町五丁目18番27号
乙 小金井市接骨師会

協定 医療関係 4 災害時の救護活動についての協定書（小金井市薬剤師会）

文書管理機関名：市総務部

本編該当頁：第2部 6-17

災害時の救護活動についての協定書

小金井市（以下「甲」という。）と小金井市薬剤師会（以下「乙」という。）との間で、小金井市地域防災計画に基づく医療救護活動に関し、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、小金井市地域防災計画に基づき、甲が行う薬剤医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（薬剤医療救護班の派遣）

第2条 甲は、小金井市地域防災計画に基づき調剤、服薬指導、医薬品管理等の医療救護活動を実施する必要が生じた場合は、乙に対し、薬剤医療救護班の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の定めにより甲から要請を受けた場合には、直ちに、乙の災害医療救護活動組織に基づき薬剤医療救護班を編成し、救護所、医薬品の集積場所等（以下「救護所等」という。）に派遣するものとする。

（災害医療救護計画の策定及び提出）

第3条 乙は、前条の定めによる薬剤医療救護活動を実施するため、災害医療救護計画を策定し、これを甲に提出するものとする。

（薬剤医療救護班の活動場所）

第4条 薬剤医療救護班は、救護所等において、薬剤医療救護活動を実施するものとする。

（薬剤医療救護班の業務）

第5条 薬剤医療救護班の業務は、次のとおりとする。

（1） 救護所等における傷病者等に対する調剤及び服薬指導

（2） 救護所等における医薬品の仕分及び管理

（指揮命令及び連絡調整）

第6条 薬剤医療救護班に係る指揮命令及び医療救護活動の連絡調整は、甲が指定する者が行うものとする。

（薬剤医療救護班の輸送）

第7条 薬剤医療救護班の輸送は、原則として甲が行う。

（医薬品等の備蓄及び輸送）

第8条 薬剤医療救護班は、原則として、甲が別に定める場所に備蓄する医薬品等を使用するものとする。

2 救護所等において薬剤医療救護班が必要とする給食及び給水は、甲が行う。

3 備蓄医薬品等の輸送は、原則として甲が行う。

（調剤費）

第9条 薬剤医療救護活動における調剤費は、無料とする。

(防災訓練)

第10条 乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する防災訓練に参加するとともに、当該訓練の一般参加者の中に傷病者が発生した場合の調剤及び服薬指導を併せて担当するものとする。

(費用弁償等)

第11条 甲の要請に基づき、乙が薬剤医療救護活動等を実施した場合に要する次の経費は、甲が負担するものとする。

(1) 薬剤医療救護班の編成及び派遣に伴うもの

- ア 薬剤医療救護班の編成及び派遣に要する経費
- イ 薬剤医療救護班が携行した医薬品等を使用した場合の実費弁償
- ウ 薬剤医療救護活動に従事した者が負傷し、もしくは疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助費

(2) 防災訓練時における前号に係る経費

2 前項の定めによる費用弁償等の額は、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

(細目)

第12条 この協定を実施するための必要な事項については、別に定める。

(協議)

第13条 この協定に定めるもののほか、必要な事項は、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定書の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、甲乙がそれぞれその1通を保有する。

平成13年7月10日

小金井市本町六丁目6番3号
甲 小金井市

小金井市本町一丁目8番12号
乙 小金井市薬剤師会

災害時の救護活動実施項目

小金井市（以下「甲」という。）と、小金井市薬剤師会（以下「乙」という。）は、平成13年7月10日付けをもって締結した災害時の救護活動についての協定書（以下「協定書」という。）第12条の規定に基づき、実施細目を次のとおり定める。

（薬剤医療救護班の緊急活動）

第1条 乙は、災害状況により緊急を要すると判断し、協定書第2条第1項の定めによる甲の要請を待たずに薬剤医療救護活動を実施した場合は、初動後速やかに甲に報告するものとする。

2 前項の定めによる報告があったものについては、薬剤医療救護活動の初動期において甲の要請があったものとみなす。

（救護所設置の特例）

第2条 甲は、避難所等に設置する救護所のほか必要があると認めたときは、小金井市地域防災計画に基づき、小金井市が指定した後方医療施設に救護所を設置する。

2 甲は、災害状況により必要と認めたときは、後方医療施設のほか薬剤医療救護活動が可能な被災地周辺の医療施設に救護所を設置する。

（医薬品等の費用弁償）

第3条 薬剤医療救護班が携行した医薬品等を使用した場合は、甲がその費用を弁償するものとする。

2 後方医療施設及び救護所を設置した医療施設において、薬剤医療救護活動により生じた施設及び設備の損傷に係る経費は、甲の負担とする。

（扶助費）

第4条 薬剤医療救護活動に従事した者が負傷し、もしくは疾病にかかり、又は死亡した場合の補償については、その者が通常得ている収入の額を基準とし、災害救助法（昭和22年法律第118号）の規定に基づき算出した額とする。

（薬剤医療救護従事者の費用弁償）

第5条 薬剤医療救護活動の従事者及び防災訓練参加者に対する費用弁償の額は、東京都と社団法人東京都薬剤師会が交換した、医療救護に係る費用弁償に関する覚書第1の定める額とする。

（医事紛争の処理）

第6条 薬剤医療救護班が現場で行った調剤行為において、患者との間に事故及び医事紛争が生じた場合は、乙は直ちに甲に連絡し、その原因を調査するため小金井市災害医療運営協議会を開催し、適切な処置をとるものとする。

2 甲は、前項に規定する紛争に関して支払った補償見舞金等について、乙又は薬剤医療救護班に求償しない。ただし、この紛争の原因が薬剤医療救護班の故意又は重大な過失による場合は、この限りでない。

（未収金の処理）

第7条 後方医療施設において、災害時の医療救護に係る薬剤費の未収が生じたときは、甲は速やかにその任を負う。

（費用等の請求及び報告）

第8条 協定書第11条及び前条の定めによる費用等の報告及び請求については、薬剤医療救護

活動終了後速やかに乙が一括して、次により甲に報告し、費用等の請求をする。

- (1) 薬剤医療救護班の派遣に係る費用は、費用弁償等請求書（様式第1号。以下「請求書」という。）に薬剤医療救護活動報告及び班員名簿（様式第2号）を添えて請求する。
- (2) 薬剤医療救護班が携行した医薬品、衛生材料等を使用した場合の費用は、前号に規定する請求書に医薬品・衛生材料使用報告書（様式第3号）を添えて請求する。
- (3) 薬剤医療救護班の薬剤師が医療救護活動において負傷し、もしくは疾病にかかり、又は死亡した場合は、事故報告書（様式第4号）に事故傷病者概要（様式第5号）を添えて報告する。
- (4) 甲が実施する防災訓練に参加する薬剤医療救護班に係る費用については、前3号の規定を準用する。
- (5) 後方医療施設及び救護所を設置した医療施設において薬剤医療救護活動により生じた施設、設備の損傷に係る費用は、第1号の請求書に物件損傷等報告書（様式第6号）を添えて請求する。
- (6) その他薬剤医療救護活動のために必要となる様式については、災害救助法施行細則（昭和38年東京都規則第136号）で定める様式を準用する。

（費用の支払い）
第9条 甲は、前条の規定により、乙から報告及び請求された費用請求については、協定書第1条第2項の規定による費用弁償等の額を、速やかに乙に支払う。

この実施細目の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、甲乙がそれぞれその1通を保有する。

平成13年7月10日

小金井市本町六丁目6番3号

甲 小金井市

小金井市本町一丁目8番12号

乙 小金井市薬剤師会

様式第1号（第8条関係）

費用弁償等請求書

年 月 日から 年 月 日までにおける 災害 時救護活動
訓練

に係る費用弁償等を、下記のとおり請求します。

記

金 円也

職種	延べ人員数 (人)	単価 (円)	金額 (円)	備考
薬剤医療救護 班 実費弁償				延べ 班 詳細は別紙のとおり
小計				
医薬品、衛生 材 料 等 実費弁償				詳細は別紙のとおり
施設、設備 実費弁償				同上
計				

年 月 日

住所

氏名

印

(あて先) 小金井市長

醫藥品・衛生材料使用報告書

様式第4号（第8条関係）

事故報告書

年 月 日から 年 月 日までにおける 災害 時救護活動
訓練

において、別紙のとおり事故傷病者が発生したので報告します。

年 月 日

住所

氏名

印

（あて先） 小金井市長

様式第5号（第8条関係）

事故傷病者概要							
氏名		性別	男・女	年齢	歳	住所	
職種		所属機関・団体名					
傷病名		程度	重症・中等症・軽症			転帰	
外来・入院（月日）		診察（入院）医療機関名					
受傷（発病）日時		年	月	日	午前	時	分
受傷（発病）場所							
受傷・発病時の状況							

書報告等傷物件損

注 1 施設ごとに記入のこと。
 2 物件名欄は、建造物、機器類、自動車等を記入のこと。
 3 損傷の種類欄は、破壊、破損、汚染、紛失等の種類を記入のこと。
 4 損傷の程度欄は、全壊、半壊、使用不能と具体的に記入のこと。
 5 備考欄は、損傷等の原因その他の参考事項を記入のこと。

協定 医療関係 5 災害時の救護活動についての協定書（小金井歯科医師会）

文書管理機関名：市総務部

本編該当頁：第2部 6-17

災害時の救護活動についての協定書

小金井市（以下「甲」という。）と社団法人東京都小金井歯科医師会（以下「乙」という。）との間で、小金井市地域防災計画に基づく医療救護活動に関し、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、小金井市地域防災計画に基づき、甲が行う歯科医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（歯科医療救護班の派遣）

第2条 甲は、小金井市地域防災計画に基づき歯科医療救護活動を実施する必要が生じた場合は、乙に対し、歯科医療救護班の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の定めにより甲から要請を受けた場合には、直ちに、乙の災害医療救護活動組織に基づき歯科医療救護班を編成し、救護所、医薬品の集積場所等（以下「救護所等」という。）に派遣するものとする。

（災害医療救護計画の策定及び提出）

第3条 乙は、前条の定めによる歯科医療救護活動を実施するため、災害医療救護計画を策定し、これを甲に提出するものとする。

2 前条に定める歯科医療救護班の構成人員は、次のとおりとする。

- (1) 歯科医師若干名
- (2) 歯科衛生士若干名
- (3) その他補助事務員若干名

（歯科医療救護班の活動場所）

第4条 歯科医療救護班は、救護所等において、歯科医療救護活動を実施するものとする。

（歯科医療救護班の業務）

第5条 歯科医療救護班の業務は、次のとおりとする。

- (1) 救護所等における歯科医療を要する傷病者等に対する応急処置
- (2) 後方医療施設への搬送の要否及び搬送順位の決定
- (3) 搬送困難な患者及び避難所等における軽易な患者に対する歯科医療及び衛生指導（指揮命令及び連絡調整）

第6条 歯科医療救護班に係る指揮命令及び医療救護活動の連絡調整は、甲が指定する者が行うものとする。

（歯科医療救護班の輸送）

第7条 歯科医療救護班の輸送は、原則として甲が行う。

（医薬品等の備蓄及び輸送）

第8条 歯科医療救護班は、原則として、甲が別に定める場所に備蓄する医薬品等を使用するも

のとする。

- 2 救護所等において歯科医療救護班が必要とする給食及び給水は、甲が行う。
- 3 備蓄医薬品等の輸送は、原則として甲が行う。

（医療費）

第9条 歯科医療救護活動における医療費は、無料とする。

（防災訓練）

第10条 乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する防災訓練に参加するとともに、当該訓練の一般参加者の中に傷病者が発生した場合の歯科医療救護を併せて担当するものとする。

（費用弁償等）

第11条 甲の要請に基づき、乙が歯科医療救護活動等を実施した場合に要する次の経費は、甲が負担するものとする。

（1）歯科医療救護班の編成及び派遣に伴うもの

- ア 歯科医療救護班の編成及び派遣に要する経費
- イ 歯科医療救護班が携行した医薬品等を使用した場合の実費弁償
- ウ 歯科医療救護活動に従事した者が負傷し、もしくは疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助費

（2）防災訓練時における前号に係る経費

- 2 前項の定めによる費用弁償等の額は、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

（細目）

第12条 この協定を実施するための必要な事項については、別に定める。

（協議）

第13条 この協定に定めるもののほか、必要な事項は、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定書の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれその1通を保有する。

平成13年1月12日

小金井市本町六丁目6番3号

甲 小金井市

小金井市本町五丁目10番17号

乙 社団法人東京都小金井歯科医師会

災害時の救護活動実施項目

小金井市（以下「甲」という。）と、社団法人東京都小金井歯科医師会（以下「乙」という。）は、平成13年1月12日付けをもって締結した災害時の救護活動についての協定書（以下「協定書」という。）第12条の規定に基づき、実施細目を次のとおり定める。

（歯科医療救護班の緊急活動）

第1条 乙は、災害状況により緊急を要すると判断し、協定書第2条第1項の定めによる甲の要請を待たずに歯科医療救護活動を実施した場合は、初動後速やかに甲に報告するものとする。

2 前項の定めによる報告があったものについては、歯科医療救護活動の初動期において甲の要請があったものとみなす。

（救護所設置の特例）

第2条 甲は、避難所等に設置する救護所のほか必要があると認めたときは、小金井市地域防災計画に基づき、小金井市が指定した後方医療施設に救護所を設置する。

2 甲は、災害状況により必要と認めたときは、後方医療施設のほか歯科医療救護活動が可能な被災地周辺の医療施設に、救護所を設置する。

（医薬品等の費用弁償）

第3条 歯科医療救護班が携行した医薬品等を使用した場合は、甲がその費用を弁償するものとする。

2 後方医療施設及び歯科医療救護所を設置した医療施設において、歯科医療救護活動により生じた施設及び設備の損傷に係る経費は、甲の負担とする。

（扶助費）

第4条 歯科医療救護活動に従事した者が負傷し、もしくは疾病にかかり、又は死亡した場合の補償については、その者が通常得ている収入の額を基準とし、災害救助法（昭和22年法律第118号）の規定に基づき算出した額とする。

（歯科医療救護従事者の費用弁償）

第5条 歯科医療救護活動の従事者及び防災訓練参加者に対する費用弁償の額は、甲乙協議の上、別に定める。

（医事紛争の処理）

第6条 歯科医療救護班が現場で行った医療行為において、患者との間に事故及び医事紛争が生じた場合は、乙は直ちに甲に連絡し、その原因を調査するため小金井市災害医療運営協議会を開催し、適切な処置をとる。

2 甲は、前項に規定する紛争に関して支払った補償見舞金等について、乙又は歯科医療救護班に求償しない。ただし、この紛争の原因が歯科医療救護班の故意又は重大な過失による場合は、この限りでない。

（未収金の処理）

第7条 後方医療施設において、災害時の医療救護に係る医療費の未収が生じたときは、甲は速やかにその任を負う。

（費用等の請求及び報告）

第8条 協定書第11条及び前条の定めによる費用等の報告及び請求については、歯科医療救護

活動終了後速やかに乙が一括して、次により甲に報告し、費用等の請求をする。

- (1) 歯科医療救護班の派遣に係る費用は、費用弁償等請求書（様式第1号。以下「請求書」という。）に歯科医療救護活動報告及び班員名簿（様式第2号）を添えて請求する。
- (2) 歯科医療救護班が携行した医薬品、衛生材料等を使用した場合の費用は、前号の請求書に医薬品・衛生材料使用報告書（様式第3号）を添えて報告する。
- (3) 歯科医療救護班の歯科医師が医療救護活動において負傷し、もしくは疾病にかかり、又は死亡した場合は、事故報告書（様式第4号）に事故傷病者概要（様式第5号）を添えて報告する。
- (4) 甲が実施する防災訓練に参加する歯科医療救護班に係る費用については、前3号の規定を準用する。
- (5) 後方医療施設及び救護所を設置した医療施設において歯科医療救護活動により生じた施設設備の損傷に係る費用は、第1号の請求書に物件損傷等報告書（様式第6号）を添えて請求する。
- (6) その他歯科医療救護活動のために必要となる様式については、災害救助法施行細目（昭和38年東京都規則第136号）で定める様式を準用する。

（費用の支払）

第9条 甲は、前条の規定により、乙から報告及び請求された費用請求については、協定書第1条第2項の規定による費用弁償等の額を、速やかに乙に支払う。

この実施細目の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、甲乙がそれぞれの1通を保有する。

平成13年1月12日

小金井市本町六丁目6番3号
甲 小金井市

小金井市本町五丁目10番17号
乙 社団法人東京都小金井歯科医師会

様式第1号（第8条関係）

費用弁償等請求書

年 月 日から 年 月 日までにおける 災害 時救護活動
訓練

に係る費用弁償等を、下記のとおり請求します。

記

金 円也

	職種	延べ人員数 (人)	単価 (円)	金額 (円)	備考
歯科医療救護 班 実費弁償					延べ 班 詳細は別紙のとおり
	小計				
医薬品・衛生 材 料 等 実費弁償					詳細は別紙のとおり
施設・設備 実費弁償					同上
計					

年 月 日

住所

氏名

㊞

小金井市長様

齒科醫療救護活動報告及班員名簿

書告用報使材料衛生品・葯品医

様式第4号（第8条関係）

事故報告書

年 月 日から 年 月 日までにおける 災害 時救護活動
訓練

において、別紙のとおり事故傷病者が発生したので報告します。

年 月 日

住所

氏名

印

小金井市長 様

様式第5号（第8条関係）

事故傷病者概要						
氏名			性別	男・女	年齢	歳
職種			所属機関・団体名			
傷病名			程度	重症・中等症・軽症		転帰
外来・入院（月日）			診察（入院）医療機関名			
受傷（発病）日時			年	月	日	午前時分
受傷（発病）場所						
受傷・発病時の状況						

物件損傷等報告書

注 1 施設ごとに記入のこと。
2 物件名欄は、建造物、機器類、自動車等を記入のこと。
3 損傷の種類欄は、破壊、破損、汚染、紛失等の種類を記入のこと。
4 損傷の程度欄は、全壊、半壊、使用不能と具体的に記入のこと。
5 備考欄は、損傷等の原因その他の参考事項を記入のこと。

協定 医療関係 6 災害時の医療救護活動についての協定（小金井市医師会）

文書管理機関名：市総務部

本編該当頁：第2部 6-17

災害時の医療救護活動についての協定書

小金井市（以下「甲」という。）と社団法人小金井市医師会（以下「乙」という。）は、災害時の医療救護活動について次の通り協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、小金井市地域防災計画に基づき、甲が行う医療救護活動に対し乙の協力について必要な事項を定める。

（医師等の派遣）

第2条 甲は、災害発生により医療救護活動を実施する必要が生じた場合は、乙に対し医師等の派遣を要請する。

2 乙は、前項の定めにより甲から要請を受けた場合は、ただちに乙に所属する医師（以下「丙」という。）を、現地の救護所（甲が臨時に設置する「救護施設及び甲が指定する既設の医療機関」をいう。）等に派遣する。

3 本協定は、乙が丙に医療救護活動を指示し、丙がその出務を承諾することにより甲と丙との間においても成立したものとする。

4 看護婦及び医療従事者は、甲が確保する。

ただし、乙又は丙が帯同又は指示した看護婦並びに医療従事者は、甲が確保したものとみなす、乙又は丙は可及的すみやかに氏名を甲に連絡する。

（医師等の活動場所）

第3条 丙は、甲が設置する救護所等において医療救護活動を行う。

（医師の業務）

第4条 丙の業務は、次の通りとする。

- (1) 傷病者に対する応急処置
- (2) 後方医療施設への転送の要否及び転送順位の決定
- (3) 転送困難な患者及び避難所等における軽易な患者に対する医療
- (4) 死亡の確認
- (5) 派遣された看護婦及び医療従事者の指揮監督

（指揮・命令）

第5条 医療救護に係る指揮命令及び医療救護の調整は、甲が指定するものが行う。

（医師の輸送）

第6条 丙の輸送は、原則として甲が行う。

（医薬品等の備蓄・輸送）

第7条 丙は、原則として甲の備蓄する医薬材料等を使用する。

2 備蓄医薬材料等の輸送は、原則として甲が行う。

（後方医療施設における医療救護）

第8条 救護所等において医療施設での医療を必要とする傷病者があった場合、甲は後方医療施設に対しその受入れを要請する。

（医療費）

第9条 救護所等における医療費は、無料とする。

2 後方医療施設における医療費は、原則として患者負担とする。

（合同訓練）

第10条 乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する合同訓練に参加するとともに、当該訓練の一般参加者中傷病者が発生した場合の医療救護を併せ担当する。

（費用弁償等）

第11条 甲の要請に基づき、乙が医療救護活動等を実施した場合に要する経費並びに同活動に起因して丙が負傷、疾病又は死亡した場合の補償費用は、甲が負担する。

2 前項の定めによる費用弁償等の額については、甲乙協議の上別に定める。

（災害医療運営協議会の設置）

第12条 甲は、この協定の円滑な実施を図るため、甲及び乙で構成する小金井市災害医療運営協議会を設置する。

（細目）

第13条 この協定を実施するための必要な事項については、別に定める。

（協臓）

第14条 前各条に定めのない事項については、甲乙協議の上定める。

（協定の期間）

第15条 協定の有効期間は、昭和55年4月17日から昭和56年3月31日までとする。

2 この協定期間満了までに、甲乙いずれか一方から特段の意思表示がない場合は、同一条件をもつてさらに期間1年間延長するものとし、以後この例によるものとする。

甲と乙とは、本協定書2通を作成し、双方記名押印の上各1通を保有する。

昭和55年4月17日

甲 東京都小金井市

乙 社団法人東京小金井市医師会

災害時の医療救護活動実施細目

小金井市（以下「甲」という。）と社団法人小金井市医師会（以下「乙」という。）は、昭和55年4月17日付をもつて締結した災害時の医療救護活動についての協定書（以下「協定書」という。）第13条に基づき、実施細目を次のとおり定める。

（医師の緊急活動）

第1条 乙は災害状況により緊急を要すると判断し、協定書第2条第1項の定めによる甲の要請をまたずに医療救護活動を実施した場合は、初動後可及的すみやかに甲に報告する。

2 前項の定めによる報告があつたものについては、医療救護の初動期において甲の要請があつたものとみなす。

（救護所設置の特例）

第2条 甲は、避難所等に設置する救護所のほか必要と認めたときは、小金井市地域防災計画に基づき、小金井市が指定した後方医療施設に救護所を設置する。

2 甲は災害状況により必要と認めたときは、前項による後方医療施設のほか、医療救護活動が可能な被災地周辺の医療施設に救護所を設置する。

（医薬品等の費用弁償）

第3条 丙が携行した医薬品、衛生材料等を使用した場合の費用は実費とする。

2 後方医療施設及び救護所を設置した医療施設において、医療活動により生じた施設及び設備の損傷にかかる経費は甲の負担とする。

（扶助費）

第4条 医療救護に従事した者が負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の補償については、その者が通常得ている収入の額を基準とし、災害救助法（昭和22年法律第118号）の規定に基づき算出した額とする。

（医療救護従事者の費用弁償）

第5条 医療救護活動の従事者並びに合同訓練参加者に対する費用弁償の額は、甲乙協議して定める。

（医事紛争の処理）

第6条 丙が現場で行った医療行為及び転送した患者の診療について、患者との間に事故及び医事紛争が生じた場合は、乙はただちに甲に連絡し、その原因を調査するため小金井市災害医療運営協議会を開催し、適切な措置をとる。

2 甲は、前項の紛争に関して支払った補償見舞金等について、乙又は丙に求償しない。ただし、この紛争の原因が丙の故意又は重大な過失による場合はこの限りでない。

（未収金の処理）

第7条 後方医療施設において災害時の医療救護にかかる医療費の未収が生じたときは、甲はすみやかにその任を負う。

（費用等の請求、報告）

第8条 協定書第11条及び前条の定めによる費用等の請求、報告については、医療救護活動終了後すみやかに乙が一括して、次により甲に請求報告する。

（1）丙の派遣にかかる費用は、「費用等請求書」（様式1）に「医療救護活動報告」（様式1-1）及び医療救護診療記録（様式1-2）を添えて請求する。

- (2) 丙が携行した医薬品、衛生材料等を使用した場合の費用は、前号による（様式1）に薬品、衛生材料使用報告書（様式2）を添えて請求する。
- (3) 丙が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、または死亡した場合は、事故報告書（様式3）に事故傷病者概要（様式3-1）を添えて報告する。
- (4) 甲が実施する合同訓練に参加する丙にかかる費用については、前項(1)から(3)の定めを準用する。
- (5) 後方医療施設及び救護所を設置した医療施設において医療救護活動により生じた施設、設備の損傷にかかる費用は、第1号による（様式1）に物件損傷等報告（様式4）を添えて請求する。
- (6) その他医療救護活動のために必要となる様式については、災害救助法施行細則（昭和38年東京都規則第136号）で定める様式を準用する。

（費用等の支払い）

第9条 甲は前条により、乙から請求・報告された費用請求書等については、協定書第11号第2項による額をすみやかに乙に支払う。

この実施細目を証するため本書2通を作成し、それぞれ記名押印のうえ各1通を保有する。

昭和55年4月17日

甲 東京都小金井市

乙 社団法人東京小金井市医師会

**協定 物資・食料関係 1 災害時における東八道路沿線5市に対する青果物の提供
及び避難場所の敷地利用に関する協定書**

文書管理機関名：市総務部

本編該当頁：第2部 9-15

**災害時における東八道路沿線5市に対する青果物の提供
及び避難場所の敷地利用に関する協定書**

三鷹市、府中市、調布市、小金井市、国立市（以下これらを「甲」という。）と東京多摩青果株式会社（以下「乙」という。）は、災害時に青果物の提供及び甲が避難場所として乙の管理する敷地の一部を利用することに関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定書は、甲の区域内で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が行う災害対策業務に対する乙の協力に関して、必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第2条 甲は、災害時における避難所開設や運営を行う地域住民及び従事職員等に対して、緊急に青果物を調達する必要があるときは、必要に応じて乙に対し、青果物の提供（運搬を含む。以下同じ。）及び災害時に市民の避難場所として、乙が定めた敷地の範囲内で、敷地の利用を要請することができる。

（協力内容）

第3条 乙は、前条の規定による甲の要請を受けたときは、特別の理由がない限り、可能な範囲において、青果物の提供及び避難場所の敷地利用に協力するものとする。

（青果物の受領）

第4条 青果物の提供場所は、甲が指定するものとし、当該提供場所において甲が青果物の品目、個数等を確認のうえ、受け取るものとする。

（避難場所の利用の通知）

第5条 甲は、第2条の規定により乙が定めた敷地を避難場所として利用する場合は、事前に乙に対しその旨を口頭で通知し、事後に文書を提出するものとする。

2 甲は、避難場所の利用に緊急を要するときは、前項の規定にかかわらず、事前に通知することなく乙が定めた敷地を避難場所として利用できるものとする。ただし、この場合において、甲は、速やかに乙に利用した旨を通知しなければならない。

（費用の負担）

第6条 第2条の規定による甲の要請により、乙が実施する青果物の提供に要した費用は、甲が負担するものとする。

協定 物資・食料関係 1 災害時における東八道路沿線 5 市に対する青果物の提供
及び避難場所の敷地利用に関する協定書

2 乙が甲に対して提供する青果物の価格は、災害発生前の一般市場の卸価格とする。

(費用の請求)

第7条 乙は、第3条に規定する協力業務が終了したときは、甲に対しその旨を報告し、青果物の提供に要した費用を請求するものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に疑義の生じた事項については、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から平成 25 年 3 月 31 日までとする。ただし、期間満了の日の 3 か月前までに甲乙いずれからも解除又は変更の申出がないときは、1 年間延長されたものとみなし、以後もまた同様とする。

附 則

この協定の締結に伴い、災害時における東八道路沿線 5 市に対する青果物の提供及び避難場所の敷地利用に関する協定（平成 18 年 10 月 24 日締結）は、廃止する。

甲と乙は、この協定の成立を証するため、本書 6 通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、その 1 通を保有するものとする。

平成 24 年 11 月 1 日

甲 東京都三鷹市野崎一丁目 1 番 1 号
三鷹市

同 東京都府中市宮西町二丁目 24 番地
府中市

同 東京都調布市小島町二丁目 35 番地 1
調布市

同 東京都小金井市本町六丁目 6 番 3 号
小金井市

同 東京都国立市富士見台二丁目 47 番地の 1
国立市

乙 東京都国立市谷保 3 6 7 番地
東京多摩青果株式会社

青果物の内容及び避難場所

青果物品名	バナナ、ジャガイモ、玉ネギ 他
用 途	場 所
一時避難場所	
東京多摩青果株式会社 国立市場 国立市谷保 367 番地	

1 青果物の提供できる内容は上記のとおりです。

2 避難場所として利用可能な場所は上記のとおりです。

平成 24 年 11 月 1 日

東京都国立市谷保 367 番地
東京多摩青果株式会社

協定 物資・食料関係 2 災害時における物資供給に関する協定書

文書管理機関名：市総務部

本編該当頁：第2部 9-16

災害時における物資供給に関する協定書

小金井市（以下「甲」という。）とNPO法人コメリ災害対策センター（以下「乙」という。）は、災害時における物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（主旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙と協力して、物資を迅速かつ円滑に被災地へ供給するために必要な事項を定めるものとする。

（協力の範囲）

第2条 甲が、乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち、乙が調達可能な物資とする。

（1）別表に掲げる物資

（2）その他甲が指定する物資

（協力の要請）

第3条 甲は、災害時において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に調達が可能な物資の供給を要請することができる。

（要請の方法）

第4条 前条の規定による要請は、調達する物資名、数量、規格、引渡場所等を記載した文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（物資供給の協力）

第5条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。

2 乙は、物資の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかにその実施状況を報告書により甲に報告するものとする。

（引渡し等）

第6条 物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら搬送することができない場合は、甲と乙が協議して搬送方法を決定する。

2 甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

(費用の負担)

第7条 第5条の規定により、乙が供給した物資の代金及び乙が行った運搬等の経費は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定する。

(費用の支払い)

第8条 前条の規定による費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

(情報交換)

第9条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第11条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成24年3月1日

甲 小金井市本町六丁目6番3号
小金井市

乙 新潟県新潟市南区清水4501番地1
NPO法人コメリ災害対策センター

別表

大分類	主な品種
作業関係	作業シート、標識ロープ、台車、 ヘルメット、防塵マスク、簡易マスク、 長靴、軍手、ゴム手袋、皮手袋、 雨具、土のう袋、ガラ袋、 スコップ、ホースリール
日用品等	毛布、タオル、段ボール（間仕切り用）、 割箸、使い捨て食器、紙コップ、 ポリ袋、ホイル、ラップ、歯ブラシ、 ウェットティッシュ、マスク、ガムテープ、 バケツ、水モップ、デッキブラシ、雑巾、 簡易ライター、使い捨てカイロ、 生理用品、紙おむつ、尿取りパット、おしりふき
水関係	飲料水、水缶
冷暖房機器等	大型石油ストーブ、木炭、木炭コンロ、扇風機
電気用品等	発電機、投光器、コードリール、 懐中電灯、乾電池、ラジオ カセットコンロ、カセットボンベ
トイレ関係等	救急ミニトイレ
燃料等	灯油、ガソリン

協定 物資・食料関係 3 災害時における燃料等の供給に関する協定書

文書管理機関名：市総務部

本編該当頁：第2部 9-12

災害時における燃料等の供給に関する協定書

小金井市（以下「甲」という。）と東京都石油商業組合多摩東支部（以下「乙」という。）は、災害時における燃料等（ガソリン、軽油及び灯油をいう。以下同じ。）の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、小金井市地域防災計画に基づき、甲が行う災害応急対策に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（要請手続）

第2条 甲は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、応急対策のための燃料等を調達する必要が生じたときは、乙に対して燃料等の供給を要請するものとする。

2 甲は、乙に燃料等の供給を要請する場合は、数量、納入日時、納入場所その他必要事項を指示するものとする。

（協力の内容）

第3条 乙は、災害時における甲の応急対策のための燃料等の供給要請に対し、積極的に協力するものとする。

（業務）

第4条 乙は、甲の要請があったときは、甲が指定する場所へ燃料等を納入するものとし、甲に所属する職員の確認を受けるものとする。

（価格及び請求）

第5条 乙が甲の要請により供給する燃料等の価格は、原則として災害発生直前における小売価格を基準として甲乙協議の上、決定する。

2 乙は、燃料等の納入が完了したときは、甲の負担する経費について、納品書を添えて請求するものとする。

（代金の支払）

第6条 甲は、乙から前条の規定により経費の請求があったときは、その内容を確認の上、速やかに代金を支払うものとする。

(代金の支払)

第6条 甲は、乙から前条の規定により経費の請求があったときは、その内容を確認の上、速やかに代金を支払うものとする。

2 前項の連絡責任者は、甲においては総務部管財課長を、乙においては小金井地区班長をもって充てる。

(協議)

第8条 この協定書に定めのない事項及びこの協定書の解釈に疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、平成21年4月1日から平成22年3月31日までとする。ただし、期限終了の日の3か月前までに、甲乙に何らの意思表示がないときは、1年間延長されたものとみなし、以降、この例によるものとする。

甲と乙は、この協定を証するため、本書2通を作成し、それぞれ記名押印の上、各1通を保管するものとする。

平成21年3月18日

甲 小金井市本町六丁目6番3号
小金井市

乙 武藏野市吉祥寺本町三丁目27番7号
東京都石油商業組合多摩東支部

協定 物資・食料関係 4 寄託契約書

文書管理機関名：市総務部

本編該当頁：第2部 9-16

寄託契約書

東京都を甲とし、小金井市を乙とし、甲乙間において、甲の所有する災害救助法（昭和22年法律第118号。以下「法」という。）第23条第1項に規定する給与品の事前購入物資等（以下「物資」という。）の保管及びこれに付帯する業務に関し、次の条項により契約を締結する。

（契約の期間）

第 1 条 この契約の期間は、平成21年4月1日から平成22年3月31日までとする。

2 前項に定める契約期間満了の1箇月前までに、甲乙のいずれか一方から、契約終了の申出がないときは、この契約の期間満了の日の翌日から1年間契約期間を更新するものとし、その後も同様とする。

（物資の寄託）

第 2 条 甲は、法適用時における応急救助の万全を期すため、これに要する物資を甲乙協議のうえ乙に寄託する。

2 前項の物資の品目、数量及び保管場所は、乙が別紙第1号様式を提出し、甲が決定する。

（保管管理）

第 3 条 乙は、甲から受託した物資の保管に当たっては、善良な管理者の注意をもって行い、事故防止に万全を期するものとする。

2 物資の梱包くずれ等に伴う改梱、積替等を行う際は、甲乙協議のうえ実施者を決定する。

3 前項の改梱、積替等の実施に要する経費は、甲が負担するものとする。ただし、乙が第1項の規定を遵守していない場合は、この限りでない。

4 保管場所の変更は、乙の管理下において任意に行うことができるものとする。

（物資の払出し）

第 4 条 乙の事情により、物資の払出しを行いたい場合は、甲の承認を要する。この場合、乙は、別紙第2号様式を甲に提出するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、甲が必要と認めたときは、乙の立会いのもとに、甲が払出しができる。

3 物資の払出しに要する経費は、第1項によるときは乙が、前項によるときは甲が負担するものとする。

（物資の処分）

第 5 条 物資の処分は、甲が行う。ただし、甲が必要と認めたときは、乙に処分を依頼することができる。

2 前項の処分に伴う経費は甲が負担する。

(物資の補充)

第 6 条 前 2 条の規定により物資の払出し又は処分を行ったときは、甲は、原則として当該払出し又は処分を行った数量と同数量の物資を新たに乙に寄託するものとする。

2 前項の寄託に要する経費は、甲が負担する。

(保管状況の報告)

第 7 条 乙は、甲が依頼した場合、別紙第 3 号様式により物資の保管状況及び保管場所等を甲に報告することとする。

(保管料)

第 8 条 この契約に基づく保管料は無償とする。

(事故に対する手続き及び処理)

第 9 条 乙は、物資の亡失、き損等の事故があったときは、速やかに事実を詳記した書面を甲に提出するものとする。

(損害賠償)

第 10 条 乙は、物資の亡失、損傷により甲に損害を及ぼしたときは、賠償の責を負わなければならない。ただし、乙が第 3 条第 1 項の規定を遵守していた場合は、この限りでない。

(契約の変更)

第 11 条 諸種の事情により、この契約を変更する必要があるときは、甲乙協議のうえ変更するものとする。

(契約の解除)

第 12 条 乙がこの契約に定める義務を履行しなかったとき、又は、甲、乙一方の都合により解除を申し出たときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

(疑義の決定等)

第 13 条 この契約の各条項の解釈についての疑義、又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議の上定めるものとする。

甲と乙とは本書を 2 通作成し、それぞれ記名押印の上その 1 通を保管する。

平成21年 3月 日

甲 東京都
契約担当者

乙 小金井市長

書議協協託議

納品物資及び数量(予定)

納品場所	納品場所	数量
名称	名称	
住所	住所	
名称	名称	
住所	住所	
名称	名称	
住所	住所	
名称	名称	
住所	住所	

備考欄

100

担任
当
部署
氏名
連絡先

東京都福祉保健局長 殿

申請年月日 年 月 日

東京都寄託災害救助物資拠出申請書

下記のとおり、東京都から受託している災害救助物資の派出を申請します。

申請團體	住 所 : 團體名 : 代表者職 : 氏 名 :	目的	品 目	數 量	單 位	箱 數	現保管場所	住 所
	國							

東京都寄託災害救助物資及び託付倉庫調査票

東京都福祉保健局生活福祉部

あて担当護援災害

所ヶ寄託倉庫數

**協定 物資・食料関係 5 災害時における物資の供給に関する協定書
(株式会社ダイエー)**

文書管理機関名：市総務部

本編該当頁：第2部 9-16

災害時における物資の供給に関する協定書

小金井市（以下「甲」という。）と株式会社ダイエー（以下「乙」という。）は、次のとおり災害時における生活物資の供給に関する協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、地震、風水害、大火災等の大規模災害（以下「災害」という。）が発生した場合に、甲が乙の協力を得て、被災者に対して速やかに、かつ、円滑に物資を供給し、甲の市民生活の安定に寄与することを目的とする。

（協力内容）

第2条 甲は、災害時において緊急に物資の調達が必要となった場合は、乙に供給の協力を要請するものとし、乙は、この要請に対して乙の営業に支障のない範囲において、優先的かつ速やかに供給を行うものとする。

（支援要請）

第3条 甲は、乙に対して前条の要請を行う場合、品目、数量、場所、期間等を個別具体的に明示した協力要請書（様式）をもって行うものとする。ただし、緊急の場合で協力要請書により要請できないときは、口頭等で要請し、事後速やかに協力要請書により通知するものとする。

（物資の種類）

第4条 本協定に基づき、甲の要請により乙が甲に供給する物資（以下「物資」という。）の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食料品
- (2) 衣料品
- (3) 寝具類
- (4) 食器類
- (5) 日用品
- (6) その他甲が指定する物であって、乙が供給可能な物

（物資の運搬、引渡し）

第5条 乙の甲に対する物資の引渡し場所は、甲が状況に応じ指定するものとし、引渡し場所までの物資の運搬は、原則として乙又は乙の指定する者が行うものとする。ただし、乙又は乙の指定する者による運搬が困難であると乙が判断した場合は、甲の指定する者が引渡し場所までの物資の運搬を行うものとする。

2 乙は、甲の職員又は甲の指定する者（甲乙間で事前に確認した身分証を提示する者に限る。）に物資を引き渡すものとし、甲は、納品書等を確認の上物資を受け取るものとする。

（物資等の価格）

第6条 前条第2項による受渡しが完了した物資の対価及び乙が行った運搬等の費用は、甲が負担するものとし、甲は、当該受渡し完了後、乙からの請求書に基づき、その費用を遅滞なく乙に対して支払うものとする。なお、物資の対価は、災害の発生した直前の乙の販売価格（乙の顧客向け価格）を基準とし、甲乙協議の上決定するものとする。

（乙の営業について）

第7条 災害が発生した場合で、乙が被災地において店舗施設の安全を確認した上で営業を継続又は再開するときは、甲は、乙に対し、出来る限りの協力をするものとする。

（有効期間）

第8条 本協定の有効期間（以下「協定期間」という。）は、平成20年4月1日から平成21年3月31日までとする。ただし、協定期間が満了する1月前までに、甲乙いずれからも特別な意思表示がないときは、本協定は同一条件でさらに1年間更新されるものとし、その後においても同様とする。

（協議事項）

第9条 本協定に定めのない事項又は本協定の解釈に疑義が生じた場合は、誠意をもって甲乙協議の上決定するものとする。

以上、本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上各自それぞれ1通を保有する。

平成20年4月1日

小金井市本町六丁目6番3号

甲 小金井市

神戸市中央区港島中町四丁目1番1

乙 株式会社ダイエー

様式（第3条関係）

年 月 日

協力要請書

株式会社 ダイエー 御中

小金井市長

災害時における物資の供給に関する協定書に基づき、下記のとおり協力を要請します。

記

1 要請期間

月 日～ 月 日まで

2 生活必需物資の調達

要請品目	要請数量	搬入希望場所

※要請数量は、1日当たりの数量とする。

3 その他

協定 物資・食料関係 6 災害時における農地の活用及び生鮮食料品の調達に関する協定書（東京むさし農業協同組合）

文書管理機関名：市総務部

本編該当頁：第2部 9-15

災害時における農地の活用及び生鮮食料品の調達に関する協定書

小金井市（以下「甲」という。）と東京むさし農業協同組合（以下「乙」という。）とは、甲が行う災害応急対策への乙の協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、小金井市内に地震、風水害その他の災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生する恐れがある場合において、乙の組合員が所有又は管理する農地（以下「農地」という。）をオープンスペースとして活用すること、及び乙の組合員が生産する生鮮食料品（以下「生鮮食料品」という。）を購入することにより、市民の安全の確保及び食糧の円滑な供給を行うことを目的とする。

（要請及び協力）

第2条 甲は、小金井市内に災害が発生し、又は発生する恐れがある場合においては、乙に対し次に掲げる事項について要請することができる。

- (1) 災害時に緊急避難場所、仮設住宅建設用地、復旧資材置場その他のオープンスペースとして活用するため、農地をあっせんすること。
- (2) 災害時に必要な生鮮食料品を調達すること。

2 甲は、前項の規定により乙に対し協力を要請するときは、農地については活用場所及び活用目的を、生鮮食料品については品名、数量及び納入場所を明らかにするものとする。

3 乙は、甲から第1項に規定する要請を受けたときは、可能な範囲で協力を行うものとする。

（農地に係る負担）

第3条 甲は、乙のあっせんした農地を活用したときは、次に掲げる金額を負担するものとする。

- (1) 甲が活用した農地に係る補償として、当該農地における前年の農業所得を参考にして甲乙協議の上定める額の金額
- (2) 乙の組合員が農地を提供するに当たって工作物の撤去等の負担をしたときは、当該負担に係る費用

（原状回復）

第4条 甲は、農地の活用を終了したときは、当該農地を原状回復の上返還する。ただし、当該措置をとることが困難な場合は、甲乙協議の上措置方法を決定することとする。

（あっせんに基づく契約）

第5条 甲は、乙のあっせんした農地について、当該農地の所有者又は管理者とその活用について別途契約を締結するものとする。

2 前項の契約においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 農地の場所及び面積

- (2) 活用期間及び活用目的
- (3) 第3条に規定する金銭の支払について必要な事項
- (4) 前3号に定めるものほか農地の活用について必要な事項

(生鮮食料品の価格)

第6条 乙の調達により甲が乙の組合員から購入する生鮮食料品の価格は、災害発生時直前の価格を基準として甲乙協議の上定めるものとする。

(生鮮食料品の輸送中の事故)

第7条 甲の要請した生鮮食料品を輸送中に乙の組合員又は職員が負傷し、もしくは疾病にかかり、又は死亡した場合は、甲は、東京都市町村消防団員等公務災害補償条例(昭和63年東京都市町村総合事務組合条例第19号)の規定を準用して、これを補償するものとする。

(有効期限)

第8条 この協定の有効期限は、協定締結の日から3年間とする。ただし、有効期間満了の3か月前までに甲、乙いずれかから何らの申出がない場合は、更に3年間延長するものとし、以後この例によるものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈に疑義が生じたときは、その都度甲乙協議の上定めるものとする。

この協定書の成立を証するため、本書2通を作成し、記名押印の上、甲乙それぞれ1通を保有する。

平成16年4月23日

小金井市本町六丁目6番3号
甲 小金井市

小金井市中町四丁目16番24号
乙 東京むさし農業協同組合

協定 物資・食料関係 7 災害時の米穀供給に関する協定書

文書管理機関名：市総務部

本編該当頁：第2部 9-15

災害時の米穀供給に関する協定書

小金井市（以下「甲」という。）と小金井市米穀小売商組合（以下「乙」という。）とは、市内に米穀の応急供給を必要とする災害が発生した場合に、市民に対する応急用米穀の確保を図るため、次のとおり協定を締結する。

（防災協力店）

第1条 乙は、災害時において甲に対する円滑な米穀の供給を図るため、防災協力店（以下「協力店」という。）を設置する。

2 前項の協力店は、別表のとおりとし「小金井市災害時協力店」の看板を交付する。

（市の要請）

第2条 甲は、災害時における米穀の確保を図るため必要があると認めたときは、前条に定める協力店に対して、米穀の調達を要請する。

2 前項の要請は原則として、次の各号に掲げる事項を明記した文章（様式）により行うものとする。

（1）要請の理由	（2）品目	（3）数量
（4）納入日時及び場所	（5）その他必要事項	

（要請事項の措置）

第3条 協力店は、甲から前条の要請を受けたときは、速やかに供給ができるよう必要な措置を講じるものとする。この場合において、供給する米穀は標準価格米を第一優先とする。

（米穀の価格）

第4条 米穀の取引価格は、災害発生直前における小売価格とする。

2 前項の代金の決済は、事後甲・乙間において行うものとする。

（報告）

第5条 乙は、別表に掲げる協力店の店名又は代表者等について変更が生じたときは、その旨速やかに甲に報告する。

（協議）

第6章 この協定に定めのない事項及びこの協議に疑義が生じたときは、甲・乙協議のうえ定める。

（有効期間）

第7条 この協定の有効期間は、昭和55年7月1日から5年間とする。ただし、有効期間満了1月前までに甲・乙のいずれか一方から異議の申し出がないときは、更に5年間延長するものとして、以後も同様とする。

この協定の成立を証するため本書2通を作成し、甲・乙記名押印のうえ、各自その1通を保有

する。

昭和 55 年 7 月 1 日

甲 小金井市本町六丁目 6 番 3 号

乙 小金井市東町三丁目 5 番 20 号

小金井市米穀小売商組合

(別表 略)

様式

昭和 年 月 日

殿

小金井市長 星 野 平 壽

災 害 時 米 穀 供 給 要 請 書		
要請の理由		
品 目		
数 量		
納 入	日 時	
	場 所	
そ の 他 必 要 事 項		

協定 通信・情報関係 1 災害時の情報交換に関する協定

文書管理機関名：市総務部

本編該当頁：第1部 36

災害時の情報交換に関する協定

国土交通省関東地方整備局（以下「甲」という。）と、小金井市（以下「乙」という。）とは、災害時における各種情報の交換等に関し、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、小金井市内において災害が発生又は災害が発生するおそれがある場合において、甲及び乙が必要とする各種情報の交換等（以下「情報交換」という。）について定め、もって、迅速かつ的確な災害対処に資することを目的とする。

（情報交換の開始時期）

第2条 甲及び乙の情報交換の開始時期は、次のとおりとする。

- (1) 小金井市内で重大な被害が発生又は発生するおそれがある場合
- (2) 小金井市災害対策本部が設置された場合
- (3) その他甲又は乙が必要とする場合

（情報交換の内容）

第3条 甲及び乙の情報交換の内容は、次のとおりとする。

- (1) 一般被害状況に関すること
- (2) 公共土木施設（道路、河川、都市施設等）の被害状況に関すること
- (3) その他甲又は乙が必要な事項

（情報連絡員（リエゾン）の派遣）

第4条 第2条の各号のいずれかに該当し、乙の要請があった場合又は甲が必要と判断した場合には、甲から乙の災害対策本部等に情報連絡員を派遣し情報交換を行うものとする。

なお、甲及び乙は、相互の連絡窓口を明確にしておき派遣に関して事前に調整を図るものとする。

(平素の協力)

第5条 甲及び乙は、必要に応じ情報交換に関する防災訓練及び防災に関する地図等の資料の整備に協力するものとする。

(協議)

第6条 本協定に疑義が生じたとき又は本協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議のうえ、これを定めるものとする。

本協定は、2通作成し、甲乙押印のうえ各1通を所有する。

平成26年2月3日

甲) 埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1
さいたま新都心合同庁舎2号館
国土交通省関東地方整備局

乙) 東京都小金井市本町六丁目6番3号
小金井市

協定 通信・情報関係 2 非常通信の運用に関する協定書（小金井消防署）

文書管理機関名：市総務部

本編該当頁：第2部 5-9

非常通信の運用に関する協定書

小金井市（以下「甲」という。）及び東京消防庁小金井消防署（以下「乙」という。）は、東京都地域防災計画に定める非常無線通信の利用（電波法第52条第4号に定める非常通信）に基づく通信及びその他非常時において用いられる必要な通信（以下「非常通信」という。）の円滑な運用を図るため、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定書は、甲が非常通信を行う場合において、乙に協力を要請するときに必要な事項について定める。

（非常通信の扱い）

第2条 甲は、甲の有する施設内において東京都防災行政無線が使用不能となった場合、乙に協力を要請することにより非常通信を行うことができる。

2 前項により、甲が乙に協力を要請したときは、乙は自らの専従職務に支障のない範囲で甲が行う非常通信に協力する。

（伝達の手段）

第3条 非常通信は、乙の有する消防電話用通信設備のうち電話又はファクシミリによるものとする。

（伝達の方法）

第4条 非常通信は、甲が自らの非常通信文を持参し、乙の有する通信設備を使用して非常通信文を送信することにより行うものとする。

2 前項により甲が乙の設備を使用して行う非常通信に対して、乙は出来る限り協力する。

3 乙の有する通信設備において甲を受取手とする非常通信文を受信した場合には、原則として甲が自ら受領し持ち帰るものとする。

（非常通信の受付）

第5条 甲と乙は、甲による非常通信の協力要請を受け付ける乙の受付担当をあらかじめ確認しておく。

2 前項の受付担当は、甲においては防災担当課長を、乙においては東京消防庁小金井消防署警防課長をもって充てる。

（身分の確認）

第6条 甲は、非常通信のために乙の施設へ立ち入るときは、身分が確認できるものを持参し、乙の職員から提示を求められたときには速やかに提示する。

（費用負担）

第7条 甲が乙の通信設備を使用して行う非常通信に係る費用は無償とする。

（訓練）

第8条 甲が非常通信訓練を実施するときは、乙はそれに協力する。

（疑義の決定方法）

第9条 この協定書の各条項について疑義が生じたとき及びこの協定書に定めのない事項については、その都度甲乙で協議する。

（有効期間）

第10条 この協定の有効期間は、締結の日から平成21年3月31日までとする。なお、期間満了の日の3か月前までに甲乙いずれからもなんら申出がないときは、この協定書は更に1年間延長されたものとみなし、以後この例による。

甲乙は、本書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、各1通を保管する。

平成20年4月1日

東京都小金井市本町六丁目6番3号

甲 小金井市

東京都小金井市本町六丁目6番1号

乙 東京消防庁小金井消防署

**協定 通信・情報関係 3 災害時における災害情報の放送等に関する協定書
(J-COM)**

文書管理機関名：市総務部

本編該当頁：第2部 5-22

災害時における災害情報の放送等に関する協定書

小金井市（以下「甲」という。）と株式会社ジェイコム東京（以下「乙」という。）とは、災害情報の放送等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、小金井市内で地震、風水害その他の災害が発生又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、災害時の情報（以下「災害情報」という。）を市民に迅速かつ正確に伝えるため、乙が甲に対し放送等をもって協力することを目的とする。

（要請及び協力）

第2条 甲は災害時に、災害情報の放送等を乙に要請するものとする。

2 前項に規定する要請は、原則として放送要請書（別記様式）により、FAX又は電子メールで行うものとする。

3 乙は、甲から要請を受けた場合は、通常番組の放送その他の業務に優先して協力するものとする。

（放送内容）

第3条 乙が放送する災害情報は、甲から受けた放送要請書に添って放送するものとし、主な放送内容は次に掲げるとおりとする。

（1）地震に関する事項

（2）風水害に関する事項

（3）大規模災害に関する事項の予知（防止）、発生、復旧等に係る内容

（連絡調整）

第4条 この協定事項が円滑に実施されるよう、甲及び乙は、それぞれ連絡責任者を定め、必要に応じて連絡調整を行うものとする。

2 前項の連絡責任者は、甲においては広報担当課長を、乙においては株式会社ジェイコム東京西エリア局管理部長をもって充てる。

（協定の期間）

第5条 この協定の有効期間は、平成18年8月3日から平成19年8月2日までとする。ただし、期間終了の日の3か月前までに、甲乙に何らかの意思表示がないときは、1年間延長されたものとみなし、以降この例によるものとする。

（協議）

第6条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定する。

上記協定締結の証として、本協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ1通を保有するものとする。

平成18年8月3日

甲 小金井市本町六丁目6番3号
小金井市

乙 練馬区高野台五丁目22番1号
株式会社ジェイコム東京

様式（第2条関係）

		年	月	日
株式会社ジェイコム東京 代表取締役社長		様	小金井市長	
放 送 要 請 書				
下記のとおり災害情報等の放送をお願いします。				
記				
件 名				
放送希望日	年 月 日 から 年 月 日 まで			
担当者		連絡先	小金井市本町6丁目3番3号 小金井市 部 課 TEL FAX E-mail	
放 送 内 容				

協定 通信・情報関係 4 大規模地震等の災害発生における情報収集連絡体制にかかる協定書

文書管理機関名：市総務部

本編該当頁：第2部 5-9

大規模地震等の災害発生における情報収集連絡体制にかかる協定書

大規模地震等の災害発生時における情報収集体制を早期に確立し、市内の被害状況を的確に把握し、市民の安全を確保するため、非常時の情報収集の補助手段として、小金井市（以下「甲」という。）と小金井市アマチュア無線クラブ・小金井市役所アマチュア無線クラブ（以下「乙」という。）の間において、下記のとおり協定する。

記

（総則）

第1条 乙は、大規模地震等の災害発生時に無線局を開局し、クラブ員及び市内のアマチュア無線局相互の通信により、市内及び周辺の被災状況の把握につとめ、甲の災害対策本部に情報を提供するものとする。

（無線局）

第2条 無線局とは、市役所の附属施設内に設置された局をいう。

（無線局を運用する要員）

第3条 無線局を運用する要員については、乙に所属するクラブ員をこれに充てる。

（運用の期間）

第4条 災害に対応する無線局の運用期間は、平常時にあっては専ら操作訓練のためとし、災害発生時あっては、災害発生から被害の終息までとする。

2 甲は、情報の収集の必要がないと判断される場合は、乙に対し速やかに連絡するものとする。

（情報収集の内容）

第5条 災害時における乙の情報収集する内容は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 火災発生の場所、状況等
- (2) 家屋損壊状況
- (3) 救急、救助の必要場所
- (4) 道路、電気、ガス、水道、電話等のライフラインの状況等
- (5) 市民の避難状況等
- (6) その他必要事項

（損害補償）

第6条 通信活動に従事した者が、そのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかったときは、

東京都市町村消防団員等公務災害補償条例の規定に基づき、甲が補償するものとする。

(協議事項)

第7条 この協定書に定めのない事項は、必要に応じて、甲、乙協議して定めるものとする。

平成8年3月1日

甲 小金井市

乙 小金井市アマチュア無線クラブ
小金井市役所アマチュア無線クラブ

協定 相互応援 1 小金井市・宇治市災害時相互応援協定

文書管理機関名：市総務部

本編該当頁：第2部 4-1

小金井市・宇治市災害時相互応援協定

小金井市と宇治市（以下「協定市」という。）は、いずれかの市域において災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生し、災害を受けた市（以下「被災市」という。）が十分な応急対策を実施できない場合に、当該被災市の応急対策および復旧活動が迅速かつ円滑に遂行されるよう協定市が相互に応援し、かつ協力することについて、次のとおり協定を締結する。

（連絡体制）

第1条 協定市は、あらかじめ相互応援のための連絡窓口を定め、災害が発生した場合には、速やかに必要な情報を相互に連絡するものとする。

（応援の内容）

第2条 応援の内容は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需品の供給に必要な資機材の提供及びあっせん
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材の提供及びあっせん
- (3) 応援及び救助活動に必要な車両、舟艇等の提供及びあっせん
- (4) 救援及び応急措置に必要な職員の派遣
- (5) 被災者の一時収容のための施設の提供
- (6) 被災した児童・生徒の受け入れ
- (7) ポランティアのあっせん
- (8) ホームページの代理掲載など災害時の情報発信協力
- (9) 前各号に掲げるもののほか特に要請がある事項

(応援要請の手続き)

第3条 応援を要請しようとする被災市は、次の事項を明らかにし、電話又は電信により応援を要請するものとする。この場合において、被災市は必要事項を記載した文書を後日、速やかに協定市に送付しなければならない。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、物資等の品名、数量等
- (3) 前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種、人数等
- (4) 応援場所及び応援場所への経路
- (5) 応援の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(応援の実施)

第4条 応援を要請された市は、法令その他特別に定めがある場合を除くほか、極力これに応じ応援活動に努めるものとする。

2 激甚な災害が発生し、通信の途絶等により被災市との連絡がとれない場合には、当該被災市外の協定市は、自主的判断により緊急応援活動を行うことができる。

3 前項の応援については、被災市から応援の要請があったものとみなす。

(応援経費の負担)

第5条 応援に要した経費は、原則として被災市の負担とする。ただし、これによりがたい場合は、被災市と協定市が協議して別に定めるものとする。

2 被災市が負担すべき費用を支弁するいとまがない場合は、応援

した協定市が一時繰替支弁するものとする。

(その他)

第6条 この協定の実施に関し必要な事項は、別に定める。

2 この協定に定めのない事項については、協定市が協議して定めるものとする。

(効力の発生)

第7条 この協定は、協定を締結した日から効力を発生するものとする。

この協定を証するため、本協定書2通を作成し、各協定市は署名押印のうえ、各1通を保管するものとする。

平成26年6月25日

小金井市長

宇治市長

協定 相互応援 2 宗像市と小金井市の災害時相互応援に関する協定書

文書管理機関名：市総務部

本編該当頁：第2部 4-1

宗像市と小金井市の災害時相互応援に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、宗像市（以下「甲」という。）と小金井市（以下「乙」という。）との協議により、甲又は乙において、災害が発生し、被災市独自では十分な応急対策及び復旧対策を実施することができない場合において災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第67条第1項に規定する応援を円滑に遂行するため、基本的な事項について定めるものとする。

(連絡の窓口)

第2条 甲及び乙は、災害が発生した場合、各々の市における防災担当を窓口とし、相互に連絡するものとする。

(応援の種類)

第3条 応援の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な物資及び資機材の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (4) 被災者を一時収容するための施設の提供
- (5) 救援、救助及び応急復旧に必要な職員の派遣
- (6) ボランティアのあっせん
- (7) 前各号に定めるもののほか、被災市から特に要請のあった事項

(応援要請の手続き)

第4条 応援を要請しようとする場合は、次の各号に掲げる事項を記載した書面により行うものとする。ただし、緊急の場合は、電話又は電信等により要請することができるものとし、その後、速やかに書面を提出するものとする。

- (1) 被害状況
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げる品目の名称、規格及び数量等
- (3) 前条第4号に掲げる施設に一時収容を要する被災者の人数及び期間
- (4) 前条第5号に掲げる職員の人数及び従事内容並びに期間
- (5) 前条第6号に掲げるボランティアの人数及び従事内容並びに期間
- (6) 応援を受ける場所及びその経路
- (7) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(自主応援)

第5条 被災市から応援要請の依頼がない場合、応援する市において事態が緊急を要すると判断した場合は、前条の規定による要請の有無にかかわらず、必要な応援を行ふことができるものとする。

(指揮権)

第6条 応援に従事する職員は、被災市の市長の指揮の下に行動するものとする。

(経費の負担)

第7条 応援に要した費用は、応援を受けた市で負担するものとする。

2 応援を受けた市が前項の規定による費用を支弁するいとまがないときは、応援を受けた市の求めにより、応援を要請された市は、当該費用を一時繰替えて支弁することができるものとする。

3 前2項の規定によりがたいときは、甲及び乙がその都度協議して定めるものとする。

(災害補償等)

第8条 第3条第5号の規定により派遣された職員（以下「派遣職員」という。）に係る公務災害補償については、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）の定めるところによる。

2 派遣職員が公務執行中において、第三者に損害を与えた場合は、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては応援を受けた市が、往復経路の途中に生じたものについては応援を要請された市が、それぞれ賠償の責めを負うものとする。

(情報の交換)

第9条 甲及び乙は、この協定に基づく応援を円滑に行うため、地域防災計画その他防災に関する情報を相互に交換するものとする。

(他市への支援)

第10条 甲又は乙が他の被災市等へ支援を実施している場合においては、その支援に係る応援を、甲及び乙の協議により、実施ができるものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関し必要な事項は、甲及び乙がその都度協議して定めるものとする。

(効力)

第12条 この協定は、締結の日から効力が生じるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が署名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成24年11月 1日

甲 宗像市長

乙 小金井市長

協定 相互応援 3 小金井市と飯田市の災害時相互応援に関する協定書

文書管理機関名：市総務部

本編該当頁：第2部 4-1

小金井市と飯田市の災害時相互応援に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、小金井市（以下「甲」という。）と飯田市（以下「乙」という。）との協議により、甲又は乙において、災害が発生し、被災市独自では十分な応急対策及び復旧対策を実施することができない場合において災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第67条第1項に規定する応援を円滑に遂行するため、基本的な事項について定めるものとする。

(連絡の窓口)

第2条 甲及び乙は、災害が発生した場合、各々の市における防災担当を窓口とし、相互に連絡するものとする。

(応援の種類)

第3条 応援の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な物資及び資機材の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (4) 被災者を一時収容するための施設の提供
- (5) 救援、救助及び応急復旧に必要な職員の派遣
- (6) ボランティアのあっせん
- (7) 前各号に定めるもののほか、被災市から特に要請のあった事項

(応援要請の手続き)

第4条 応援を要請しようとする場合は、次の各号に掲げる事項を記載した書面により行うものとする。ただし、緊急の場合は、電話又は電信等により要請することができるものとし、その後、速やかに書面を提出するものとする。

- (1) 被害状況
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げる品目の名称、規格及び数量等
- (3) 前条第4号に掲げる一時収容を要する被災者の人数及び応援期間
- (4) 前条第5号に掲げる職員の人数及び従事内容並びに応援期間
- (5) 前条第6号に掲げるボランティアの人数及び従事内容並びに応援期間
- (6) 応援を受ける場所及びその経路
- (7) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(自主応援)

第5条 被災市から応援要請の依頼がない場合、応援する市において事態が緊急を要すると判断した場合は、前条の規定による要請の有無にかかわらず、必要な応援を行うことができるものとする。

(指揮権)

第6条 応援に従事する職員は、被災市の市長の指揮の下に行動するものとする。

(経費の負担)

第7条 応援に要した費用は、応援を受けた市で負担するものとする。

2 応援を受けた市が前項の規定により負担する費用を支弁するいとまがないときは、応援を受けた市の求めにより、応援を要請された市は、当該費用を一時繰替えて支弁することができるものとする。

3 前2項の規定によりがたいときは、甲及び乙がその都度協議して定める。

(災害補償等)

第8条 第3条第5号の規定により派遣された職員（以下「派遣職員」という。）に係る公務災害補償については、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）の定めるところによる。

2 派遣職員が公務執行中において、第三者に損害を与えた場合は、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては応援を受けた市が、往復経路の途中に生じたものについては応援を要請された市が、それぞれ賠償の責めを負うものとする。

(情報の交換)

第9条 甲及び乙は、この協定に基づく応援を円滑に行うため、地域防災計画その他防災に関する情報を相互に交換するものとする。

(他市への支援)

第10条 甲又は乙が他の被災市へ支援を実施している場合においては、その支援に係る応援を、甲及び乙の協議により、実施ができるものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関し必要な事項は、甲及び乙がその都度協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が署名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成24年6月29日

甲 東京都小金井市
小金井市長

乙 長野県飯田市
飯田市長

協定 相互応援 4 小金井市と北上市の災害時相互応援に関する協定書	
文書管理機関名：市総務部	本編該当頁：第2部 4-1

小金井市と北上市の災害時相互応援に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、小金井市（以下「甲」という。）と北上市（以下「乙」という。）との協議により、甲又は乙において、災害が発生し、被災市独自では十分な応急対策及び復旧対策を実施することができない場合において災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第67条第1項に規定する応援を円滑に遂行するため、基本的な事項について定めるものとする。

(連絡の窓口)

第2条 甲及び乙は、災害が発生した場合、各々の市における防災担当を窓口とし、相互に連絡するものとする。

(応援の種類)

第3条 応援の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な物資及び資機材の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (4) 被災者を一時収容するための施設の提供
- (5) 救援、救助及び応急復旧に必要な職員の派遣
- (6) ボランティアのあっせん
- (7) 前各号に定めるもののほか、被災市から特に要請のあった事項

(応援要請の手続き)

第4条 応援を要請しようとする場合は、次の各号に掲げる事項を記載した書面により行うものとする。ただし、緊急の場合は、電話又は電信等により要請することができるものとし、その後、速やかに書面を提出するものとする。

- (1) 被害状況
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げる品目の名称、規格及び数量等
- (3) 前条第4号に掲げる施設に一時収容を要する被災者の人数及び期間
- (4) 前条第5号に掲げる職員の人数及び従事内容並びに期間
- (5) 前条第6号に掲げるボランティアの人数及び従事内容並びに期間
- (6) 応援を受ける場所及びその経路
- (7) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(自主応援)

第5条 被災市から応援要請の依頼がない場合、応援する市において事態が緊急を要すると判断した場合は、前条の規定による要請の有無にかかわらず、必要な応援を行うことができるものとする。

(指揮権)

第6条 応援に従事する職員は、被災市の市長の指揮の下に行動するものとする。

(経費の負担)

第7条 応援に要した費用は、応援を受けた市で負担するものとする。

2 応援を受けた市が前項の規定による費用を支弁するいとまがないときは、応援を受けた市の求めにより、応援を要請された市は、当該費用を一時繰替えて支弁することができるものとする。

3 前2項の規定によりがたいときは、甲及び乙がその都度協議して定めるものとする。

(災害補償等)

第8条 第3条第5号の規定により派遣された職員（以下「派遣職員」という。）に係る公務災害補償については、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）の定めるところによる。

2 派遣職員が公務執行中において、第三者に損害を与えた場合は、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては応援を受けた市が、往復経路の途中に生じたものについては応援を要請された市が、それぞれ賠償の責めを負うものとする。

(情報の交換)

第9条 甲及び乙は、この協定に基づく応援を円滑に行うため、地域防災計画その他防災に関する情報を相互に交換するものとする。

(他市への支援)

第10条 甲又は乙が他の被災市等へ支援を実施している場合においては、その支援に係る応援を、甲及び乙の協議により、実施ができるものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関し必要な事項は、甲及び乙がその都度協議して定めるものとする。

(効力)

第12条 この協定は、締結の日から効力が生じるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が署名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成24年5月15日

甲 小金井市長

乙 北上市長

協定 相互応援 5 三鷹市、小金井市の消防の相互応援に関する協定書

文書管理機関名：市総務部

本編該当頁：第2部 2-39

三鷹市、小金井市の消防の相互応援に関する協定書

三鷹市（以下「甲」という。）、小金井市（以下「乙」という。）は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条の規定に基づき、消防の相互応援について、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、火災その他の非常災害が発生した場合に、甲乙相互の消防力を活用して、その被害を最小限度に防止することを目的とする。

（出動）

第2条 この協定により応援出動する消防隊（以下「消防隊」という。）は、甲にあっては三鷹市消防団、乙にあっては小金井市消防団とする。

（出動方法）

第3条 相互応援に関する出動の方法は、次に掲げるとおりとする。

（1）普通応援

別表に定める区域に発生した火災を受報又は覚知した場合は、応援側から1隊出動するものとする。

（2）特別応援

甲又は乙の管内に、大規模災害等の非常事態が発生し、応援を必要とする場合は、別表の応援する区域の規定にかかわらず、被応援側の市長もしくは消防団長の応援要請又は応援する市の状況判断により、応援出動するものとする。この場合において、消防隊の出動数については、応援する市において決定する。

（指揮）

第4条 消防隊は、現場にある被応援側最高指揮者の指揮にすべて従うものとする。

（報告）

第5条 消防隊の長は、現場到着時の状況及び応援作業中の防災行動について、速やかに被応援側最高指揮者に報告するものとする。

（費用負担）

第6条 応援のために要した経費及び事故（隊員の負傷、機械器具の損傷等）により生じた経費は、応援した市の負担とする。

2 前項以外の費用は、被応援市の負担とする。

（協議）

第7条 この協定による相互応援の実施について疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

（効力発生日）

第8条 この協定は、平成21年4月1日から実施する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、記名押印の上、各1通を保存するものとする。

平成21年3月31日

三鷹市長

小金井市長

別 表

応援する市	応援する区域
三鷹市	小金井市東町1丁目1番、2番、3番、4番、5番、6番、7番、8番、24番、25番、26番、27番、28番及び45番
	小金井市東町2丁目1番、2番、3番、4番、5番、6番、7番、8番、22番、23番及び24番
小金井市	三鷹市井口4丁目6番、7番、8番、17番、18番、19番、20番及び21番
	三鷹市井口5丁目7番、8番及び9番
	三鷹市大沢3丁目10番

協定 相互応援 6 武藏野市、小金井市の消防の相互応援に関する協定書	
文書管理機関名：市総務部	本編該当頁：第2部 2-39

武藏野市、小金井市の消防の相互応援に関する協定書

武藏野市（以下「甲」という。）と小金井市（以下「乙」という。）は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条の規定に基づき、消防の相互応援に関して、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、火災その他の非常災害が発生した場合に、甲乙相互の消防力を活用して、その被害を最小限度に防止することを目的とする。

（出動）

第2条 この協定により応援出動する消防隊（以下「消防隊」という。）は、甲にあっては武藏野市消防団、乙にあっては小金井市消防団とする。

（出動方法）

第3条 相互応援に関する出動の方法は、次に掲げるとおりとする。

（1）普通応援

別表に定める区域に発生した火災を受報又は覚知した場合は、応援側の定めるところにより、出動するものとする。

（2）特別応援

甲又は乙の管内に、大規模災害等の非常事態が発生し、応援を必要とする場合は、別表の応援する区域の規定にかかわらず、被応援側の市長もしくは消防団長の応援要請又は応援する市の状況判断により、応援出動するものとする。この場合において、消防隊の出動数については、応援する市において決定する。

（指揮）

第4条 消防隊は、現場にある被応援側最高指揮者の指揮にすべて従うものとする。

（報告）

第5条 消防隊の長は、現場到着時の状況及び応援作業中の防災行動について、速やかに被応援側最高指揮者に報告するものとする。

（費用負担）

第6条 応援のために要した経費及び事故（隊員の負傷、機械器具の損傷等）により生じた経費は、応援した市の負担とする。

2 前項以外の費用は、被応援市の負担とする。

（協議）

第7条 この協定による相互応援の実施について疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

（効力発生日）

第8条 この協定は、平成20年7月1日から実施する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、記名押印の上、各1通を保存するものとする。

平成20年6月26日

武藏野市長

小金井市長

別 表

応援する市	応援する区域
武藏野市	小金井市梶野町1丁目1番、9番及び10番
	小金井市梶野町2丁目1番、2番、13番、14番及び16番
	小金井市梶野町3丁目2番、3番、9番、11番及び12番
	小金井市閑野町1丁目1番
	小金井市東町2丁目25番
	小金井市東町3丁目15番及び16番
小金井市	武藏野市桜堤2丁目1番、2番、3番、4番、5番、6番及び15番
	武藏野市桜堤3丁目23番、36番及び37番
	武藏野市境5丁目25番、26番、27番、28番及び32番
	武藏野市境南町4丁目5番及び11番

協定 相互応援 7 府中市及び小金井市の消防の相互応援に関する協定書

文書管理機関名：市総務部

本編該当頁：第2部 2-39

府中市及び小金井市の消防の相互応援に関する協定書

府中市（以下「甲」という。）と小金井市（以下「乙」という。）とは、消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条の規定に基づき、消防の相互応援に関して、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、火災その他の非常災害が発生した場合、甲乙相互の消防力を活用して、その被害を最小限度に防止するために行う消防の相互応援に関し必要な事項を定めるものとする。

（出動）

第2条 この協定により応援出動する消防隊（以下「消防隊」という。）は、甲にあっては府中市消防団、乙にあっては小金井市消防団とする。

（出動方法）

第3条 相互応援に関する出動の方法は、次の各号に掲げる区分のとおりとする。

（1）普通応援

別表に定める応援区域に発生した火災を受報又は確認した場合は、応援側から1隊出動するものとする。

（2）特別応援

甲又は乙の管内に、大規模災害等の非常事態が発生した場合においては、別表に定める応援区域にかかわらず、被応援側の市長もしくは消防団長の応援要請又は応援する市の状況判断により、応援出動できるものとする。この場合において、消防隊の出動数については、応援する市において決定する。

（指揮）

第4条 消防隊は、現場における被応援側の最高指揮者の指揮にすべて従うものとする。

（報告）

第5条 消防隊の長は、現場到着時の状況及び応援作業中の防災行動について、速やかに被応援側の最高指揮者に報告するものとする。

（費用負担）

第6条 応援のために要した経費及び事故（隊員の負傷、機械器具の損傷等）により生じた経費は、応援した市の負担とする。

2 前項の経費以外の費用は、被応援市の負担とする。

（協議）

第7条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

（効力発生日）

第8条 この協定は、平成20年7月1日から実施する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ1通を所持するものとする。

平成20年6月24日

府 中 市 長

小 金 井 市 長

別 表

府中市側の応援区域	小金井側の応援区域
小金井市東町5丁目	府中市多磨町2丁目
前原町1丁目	" 3丁目
" 4丁目	" 4丁目
" 5丁目	浅間町3丁目
貫井南町1丁目	" 4丁目
" 5丁目	新町2丁目
	" 3丁目

協定 相互応援 8 小金井市、小平市及び国分寺市に係る消防の相互の応援に関する協定

文書管理機関名：市総務部

本編該当頁：第2部 2-39

小金井市、小平市及び国分寺市に係る消防の相互の応援に関する協定

小金井市、小平市及び国分寺市（以下「三市」という。）は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条の規定に基づき、消防の相互の応援に関して、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、三市管内において火災その他の非常災害が発生した場合に、三市の消防力を活用して、その被害を最小限度に防止することを目的とする。

（出動）

第2条 この協定により応援出動する消防隊（以下「消防隊」という。）は、三市管内のそれぞれの消防団とする。

（出動方法）

第3条 相互の応援の方法は、次に掲げるとおりとする。

（1）普通応援

別表に定める管内で発生した火災を受報又は覚知した場合は、それぞれが応援する区域に応じ、応援側から1隊出動するものとする。

（2）特別応援

前号の規定にかかわらず、三市管内において、大規模災害等の非常事態が発生し、応援を必要とする場合は、三市のそれぞれの市長もしくは消防団長の応援要請又は応援する市の状況判断により、応援出動するものとする。この場合において、消防隊の出動数については、それぞれの応援する市において決定する。

（指揮）

第4条 消防隊は、現場にある被応援側最高指揮者の指揮にすべて従うものとする。

（報告）

第5条 消防隊の長は、現場到着時の状況及び応援作業中の防災行動について、速やかに被応援側最高指揮者に報告するものとする。

（費用負担）

第6条 応援のために要した経費及び事故（隊員の負傷、機械器具の損傷等）により生じた経費は、それぞれ応援した市の負担とする。

2 前項以外の費用は、被応援市の負担とする。

（協議）

第7条 この協定による相互の応援の実施について疑義が生じたときは、三市で協議の上、決定するものとする。

（効力発生日）

第8条 この協定は、平成20年4月1日から実施する。

この協定を証するため、本書3通を作成し、記名押印の上、各1通を保存するものとする。

平成20年3月25日

小金井市長

小平市長

国分寺市長

別 表

小金井市が応援する区域	小平市管内	上水南町3丁目及び4丁目、回田町、御幸町、花小金井南町1丁目及び3丁目
	国分寺市管内	東元町1丁目、南町1丁目、本町1丁目及び2丁目、本多1丁目及び5丁目
小平市が応援する区域	小金井市管内	関野町1丁目及び2丁目、桜町1丁目、2丁目及び3丁目、貫井北町3丁目
	国分寺市管内	北町1丁目、4丁目及び5丁目、東戸倉1丁目及び2丁目、東恋ヶ窪2丁目及び6丁目、本多3丁目及び4丁目
国分寺市が応援する区域	小金井市管内	貫井北町4丁目及び5丁目、貫井南町3丁目及び4丁目
	小平市管内	上水南町1丁目及び2丁目、上水本町1丁目、3丁目、5丁目及び6丁目、上水新町2丁目及び3丁目

協定 相互応援 9 災害時の避難場所相互利用に関する協定書

文書管理機関名：市総務部

本編該当頁：第2部 4-35

災害時の避難場所相互利用に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、国分寺市（以下「甲」という。）と小金井市（以下「乙」という。）の地域に災害が発生した場合、市民がそれぞれ甲及び乙が指定する避難場所（避難所を含む。以下同じ。）を相互利用することに關し必要な事項を定めるものとする。

(連絡担当部課)

第2条 甲及び乙は、あらかじめ相互利用に関する連絡担当部課を定め、災害発生時に備え、必要な情報を相互に提供するものとする。

第3条 甲及び乙の市民は、災害時においてそれぞれの市が指定するすべての避難場所を利用することができる。

(被災者への救援等)

第4条 避難場所に避難している市民に対して、当該避難場所を有する市は、すべて同等に救援活動等を行うものとする。

(経費の負担)

第5条 避難場所における相手方市民への救援活動等に要した経費について、当該避難場所を有する市は、当該市民が居住する市に対し、負担を求めることが出来る。

(情報の交換)

第6条 甲及び乙は、災害が発生したときは速やかに連絡するとともに、避難場所及び被災者の状況に關し、相互に情報交換を行うものとする。

(避難場所の記載承認)

第7条 甲及び乙は、互いの市境に近接する避難場所について、市が発行する防災地図等に記載することを承認する。

(協定の有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、締結の日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の3箇月前までに、甲又は乙がそれぞれの相手に文書をもって協定を延長しない旨の通知をしない場合には、更に1年間延長したものとし、以後この期間についてもまた同様とする。

協定 相互応援 9 震災時等の相互応援に関する協定

(疑義等の決定)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義が生じたときは、その都度、甲乙間で協議して定めるものとする。

第10条 この協定は、平成15年11月1日から施行する。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各1通を保有する。

平成15年10月31日

甲 国分寺市戸倉一丁目6番1号

乙 小金井市本町六丁目6番3号

協定 相互応援 10 震災時等の相互応援に関する協定

文書管理機関名：市総務部

本編該当頁：第2部 4-1

震災時等の相互応援に関する協定

(趣 旨)

第1条 この協定は、東京都市長会を組織する市長と東京都町村会を組織する町村の長の協議により災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第67条の規定に基づき、この協定を締結した東京都27市3町1村（島しょを除く。以下「市町村」という。）の地域に係る災害が発生し、市町村独自では十分に被災者の救援等の応急措置ができない場合において、被災市町村が他の市町村に応援を要請する応急措置等を円滑に遂行するため、必要な事項について定めるものとする。

(連絡の窓口)

第2条 市町村は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当部課を定め、災害が発生したときは、相互に連絡するとともに、東京都市長会及び東京都町村会とも密接な連絡を図るものとする。

(応援の内容)

第3条 応援の内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需物資並びにこれらの供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (4) 被災者を一時収容するための施設の提供
- (5) 救援、救助及び応急復旧に必要な職員の派遣
- (6) ボランティアの斡旋
- (7) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあったもの

(応援要請の手続き)

第4条 応援を求めようとする市町村は、次に掲げる事項を明らかにして、口頭等により要請を行い、後日、速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げる品目の名称、規格及び数量等
- (3) 前条第4号に掲げる一時収容を要する被災者の状況及び人員
- (4) 前条5号に掲げる職員の職種別の人員
- (5) 前条6号に掲げるボランティアの従事する内容及び人員
- (6) 応答を受ける場所及びその経路並びに期間
- (7) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(実 施)

第5条 応援を要請された市町村は、これに応じ、救援に努めるものとする。

(応援経費の負担)

第6条 応援に要した費用は、原則として応援を要請した市町村の負担とする。

2 前項の規定により難い場合には、別途協議する。

(災害補償等)

第7条 第3条第5号の規定により派遣された職員（以下「派遣職員」という。）に係る公務災害補償については、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）の定めるところによる。

2 派遣職員が公務執行中第三者に損害を与えた場合は、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては被災市町村が、被災市町村への往復経路の途中に生じたものについては応援を要請された市町村が、それぞれ賠償の責めを負うものとする。

(情報等の交換)

第8条 市町村は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、必要な情報等を常時交換するものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めがない事項及びこの協定の実施に関し必要な事項は、その都度協議して定めるものとする。

(施行期日)

第10条 この協定は、平成8年3月1日から施行する。

この協定の締結を証するため、市町村長記名押印の上、各自それぞれ1通を保有する。

平成8年3月1日

八王子市長

立川市長

武藏野市長

三鷹市長

青梅市長

府中市長

昭島市長

調布市長

町田市長

小金井市長

小平市長

日野市長

東村山市長

国分寺市長

国立市長

田無市長

保谷市長

福生市長

狛江市長

東大和市長

清瀬市長
東久留米市長
武藏村山市長
多摩市長
稲城市長
羽村市長
あきる野市長
瑞穂市長
日の出町長
奥多摩町長
檜原村長

震災時等の相互応援に関する協定の実施要領

(趣旨)

第1条 この実施要領は、震災時等の相互応援に関する協定（以下「協定」という。）に基づく相互応援の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(連絡窓口)

第2条 協定第2条に規定する連絡担当部課は、東京都市町村防災事務連絡協議会を構成する防災関係事務担当所管をもって充てる。

2 東京都市長会と東京都町村会との連絡、調整は、東京都市長会事務局がこれに当たるものとする。

(応援)

第3条 応援を行う職員は、応援を要請された所属市町村の名を表示する腕章等の標識を付け、その身分を明らかにするものとする。

2 応援を行う職員は、災害の状況に応じ必要な被服、当座の食料等を携行するものとする。

附 則

この実施要領は、平成8年3月1日から施行する。

**協定 帰宅困難者対応等 1 災害時における一時滞在施設利用に関する協定書
(独立行政法人情報通信研究機構)**

文書管理機関名：市総務部

本編該当頁：第2部 7-13

災害時における一時滞在施設利用に関する協定書

小金井市（以下「甲」という。）と独立行政法人情報通信研究機構（以下「乙」という。）の間において、次のとおり一時滞在施設としての施設利用に関する協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲が乙の管理する施設の一部を、一時滞在施設として利用することについて必要な事項を定めることを目的とする。

（一時滞在施設の定義）

第2条 この協定において一時滞在施設とは、帰宅困難者の受入れ施設をいう。

（一時滞在施設として利用できる施設）

第3条 甲が一時滞在施設として利用できる施設は、次の施設とする。

施設名 独立行政法人情報通信研究機構

所在地 東京都小金井市貫井北町四丁目2番1号

（一時滞在施設として利用できる施設の周知）

第4条 甲は、乙の管理する施設のうち一時滞在施設として利用できる施設を地域住民に周知するよう必要な措置を講ずるものとする。

（一時滞在施設の開設）

第5条 甲は、災害時において一時滞在施設として開設する必要が生じた場合、乙の同意を得た上で、第3条に規定する施設を一時滞在施設として開設することができる。

（一時滞在施設開設の通知）

第6条 甲は、前条の規定により一時滞在施設を開設する際は、事前に乙に対しその旨を文書で通知するものとする。ただし、一時滞在施設の開設に緊急を要するときは、甲は、事前に乙に対しその旨を口頭で通知し、事後に文書を提出する。

（一時滞在施設の管理）

第7条 一時滞在施設の管理運営は、原則として、甲の責任において行うこととし、乙は甲に協力するものとする。

2 甲は、乙の施設等への入構及び利用に際しては乙の指示に従うものとし、一時滞在施設として利用できる施設以外の場所に無断で立ち入ることはできないものとする。

（費用負担）

第8条 甲は、一時滞在施設の管理運営に係る費用を負担することを原則として、甲乙の協議により決定するものとする。

（開設期間）

第9条 一時滞在施設の開設期間は、災害発生の日から3日以内とする。

2 甲は、状況により開設期間を延長する必要性がある場合、乙と協議のうえ、開設期間の延長の可否を決定するものとする。

（一時滞在施設解消への努力）

第10条 甲は、災害復旧に努め、当該一時滞在施設の早期解消に努めるものとする。

（原状回復義務）

第11条 甲は、乙の管理する施設の一時滞在施設を解消する際は、乙に対しその旨を文書で通知するとともに、その施設を原状に復し、乙の確認を受けた後に引き渡すものとする。

（損害賠償）

第12条 甲は、甲又は帰宅困難者が故意又は重大な過失によって、乙の財産を破損又は滅失等させたときは、甲の費用負担をもって原状に復するものとし、必要に応じて、甲と乙の間で協議するものとする。

2 乙が安全配慮義務を果たしたにも関わらず、第三者に損害を与えた場合には、乙はいかなる責任も負わないものとする。

（災害補償）

第13条 甲は、甲の要請によりこの協定に基づく業務に従事した者が、その者の責めに帰することのできない理由により死亡又は負傷等した場合は、東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年東京都市町村総合事務組合条例第19号）の規定の限度において補償するものとする。

（協議）

第14条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に疑義の生じた場合は、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

（有効期間）

第15条 この協定の有効期間は、平成27年12月31日までとする。ただし、期間満了の日の3か月前までに甲乙いずれからも解除又は変更の申出がないときは1年間延長されたものとみなし、以後この例によるものとする。

甲と乙は、この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各1通を保管するものとする。

平成27年1月1日

甲 東京都小金井市本町六丁目6番3号
小金井市
代表者 小金井市長

乙 東京都小金井市貫井北町四丁目2番1号
独立行政法人情報通信研究機構
代表者 理事長

**協定 帰宅困難者対応等 2 地震災害時における帰宅困難者対応に関する覚書
(武藏小金井駅)**

文書管理機関名：市総務部

本編該当頁：第2部 7-1

地震災害時における帰宅困難者対応に関する覚書

小金井市（以下「甲」という。）と東日本旅客鉄道株式会社 八王子支社 武藏小金井駅（以下「乙」という。）とは、地震災害時における帰宅困難者対応に関し、次のとおり覚書（以下「本覚書」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本覚書は、地震災害により乙が運行する交通が途絶した場合における、帰宅困難者対応に関する甲乙相互の協力について、必要な事項を定めることを目的とする。

（災害の範囲）

第2条 本覚書において「地震災害」とは、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）に規定する被害をいう。また、「帰宅困難者」とは、地震災害により乙が運行する交通が途絶した場合に、自宅が遠距離にあること等により帰宅することができない人をいう。

（安全の確保）

第3条 甲及び乙は人命を守るために、安全を最優先に行動することとする。

（避難誘導）

第4条 甲及び乙は、地震災害が発生した際に以下のとおり対応することを定める。

- (1) 乙は地震災害時に必要と乙が認めるときは、甲があらかじめ指定する避難場所に帰宅困難者を案内することができる。乙は甲が指定する避難場所へ案内するにあたり、経路を示す地図の配布や駅頭での掲示等、必要な情報提供を行うこととする。
- (2) 乙は、甲の開設する一時滞在施設の準備が整い次第、一時滞在施設へ案内することができる。
- 2 甲が指定する避難場所、または甲が開設する一時滞在施設への誘導に人員が必要な場合は、甲及び乙が相互に協力し人員を提供することとする。

（情報共有）

第5条 甲及び乙は、地震災害により帰宅困難者が発生又はその恐れがあると判断したときは、その状況を速やかに相互に連絡し、情報の共有化に努めるものとする。

- 2 甲は、乙から帰宅困難者発生の連絡を受けた場合は、警察及び消防等とも情報の共有化に努めるものとする。
- 3 乙は、運転再開状況等、その他必要な情報を提供するものとする。
- 4 甲は、甲が指定する避難場所及び甲が開設する一時滞在施設の開設状況等、そ

の他必要な情報を提供するものとする。

5 甲及び乙は、乙が運行する交通の途絶が解消されるまで、必要に応じて隨時相互に連絡するものとする。

（トイレ・公衆電話の提供）

第6条 乙は安全を確保したうえで、可能な限り、帰宅困難者が駅のトイレ及び公衆電話を使用できるように努めるものとする。

（平常時からの備え）

第7条 甲及び乙は地震災害が発生した際に備え、あらかじめ相互の連絡窓口を指定するとともに、非常時の連絡手段の確保に努めるものとする。

2 甲及び乙は、前項の連絡窓口に変更があった場合は、その都度連絡するものとする。

3 甲は、甲の指定する避難場所及び一時滞在施設に変更があった場合は、乙に通知することとする。

4 甲及び乙は、地震災害時における円滑な協力体制が図れるよう、平常時から応援体制及び情報収集体制の整備に努めるとともに、乙は甲が行う防災訓練等に協力するものとする。

（協議）

第8条 本覚書に関し、疑義又は定めのない事項が生じたときは、その都度、甲乙が協議して定めるものとする。

（覚書の解除）

第9条 本覚書を一方の都合により解除する際は、その3か月前までに相手方に予告通知をしたうえで、甲乙協議のうえ解除するものとする。

（有効期間）

第10条 本覚書は、締結の日からその効力を発揮するものとし、甲又は乙が文書をもって覚書の終了を通知しない限り、その効力を継続するものとする。

本覚書の締結を証するため、本覚書2通を作成し、甲乙がそれぞれに記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成25年 1月 1日

甲 東京都小金井市本町六丁目6番3号
小金井市

乙 東京都小金井市本町六丁目14番29号
東日本旅客鉄道株式会社
八王子支社 武蔵小金井駅

**協定 帰宅困難者対応等 3 地震災害時における帰宅困難者対応に関する覚書
(東小金井駅)**

文書管理機関名：市総務部

本編該当頁：第2部 7-1

地震災害時における帰宅困難者対応に関する覚書

小金井市（以下「甲」という。）と東日本旅客鉄道株式会社 八王子支社 東小金井駅（以下「乙」という。）とは、地震災害時における帰宅困難者対応に関し、次のとおり覚書（以下「本覚書」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本覚書は、地震災害により乙が運行する交通が途絶した場合における、帰宅困難者対応に関する甲乙相互の協力について、必要な事項を定めることを目的とする。

（災害の範囲）

第2条 本覚書において「地震災害」とは、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）に規定する被害をいう。また、「帰宅困難者」とは、地震災害により乙が運行する交通が途絶した場合に、自宅が遠距離にあること等により帰宅することができない人をいう。

（安全の確保）

第3条 甲及び乙は人命を守るために、安全を最優先に行動することとする。

（避難誘導）

第4条 甲及び乙は、地震災害が発生した際に以下のとおり対応することを定める。

- (1) 乙は地震災害時に必要と乙が認めるときは、甲があらかじめ指定する避難場所に帰宅困難者を案内することができる。乙は甲が指定する避難場所へ案内するにあたり、経路を示す地図の配布や駅頭での掲示等、必要な情報提供を行うこととする。
また、乙は上記の措置を取るとともに駅構内の安全確認を行うこととする。
- (2) 前号の安全確認の結果、駅を一時滞在場所として提供できると乙が判断した場合は、駅施設の構造上可能な範囲で帰宅困難者の一定数を受け入れるものとする。また、駅で受け入れられない帰宅困難者については、甲の開設する一時滞在施設の準備が整い次第、当該施設へ案内することができる。
- 2 甲が指定する避難場所、または甲が開設する一時滞在施設への誘導に人員が必要な場合は、甲及び乙が相互に協力し人員を提供することとする。

（情報共有）

第5条 甲及び乙は、地震災害により帰宅困難者が発生又はその恐れがあると判断したときは、その状況を速やかに相互に連絡し、情報の共有化に努めるものとする。

- 2 甲は、乙から帰宅困難者発生の連絡を受けた場合は、警察及び消防等とも情報の共有化に努めるものとする。
- 3 乙は、運転再開状況等、その他必要な情報を提供するものとする。
- 4 甲は、甲が指定する避難場所及び甲が開設する一時滞在施設の開設状況等、その他必要な情報を提供するものとする。
- 5 甲及び乙は、乙が運行する交通の途絶が解消されるまで、必要に応じて隨時相互に連絡するものとする。

（トイレの提供）

第6条 乙は安全を確保したうえで、可能な限り、帰宅困難者が駅のトイレを使用できるように努めるものとする。

（平常時からの備え）

第7条 甲及び乙は地震災害が発生した際に備え、あらかじめ相互の連絡窓口を指定するとともに、非常時の連絡手段の確保に努めるものとする。

- 2 甲及び乙は、前項の連絡窓口に変更があった場合は、その都度連絡するものとする。
- 3 甲は、甲の指定する避難場所及び一時滞在施設に変更があった場合は、乙に通知をすることとする。
- 4 甲及び乙は、地震災害時における円滑な協力体制が図れるよう、平常時から応援体制及び情報収集体制の整備に努めるとともに、乙は甲が行う防災訓練等に協力するものとする。

（協議）

第8条 本覚書に関し、疑義又は定めのない事項が生じたときは、その都度、甲乙が協議して定めるものとする。

（覚書の解除）

第9条 本覚書を一方の都合により解除する際は、その3か月前までに相手方に予告通知をしたうえで、甲乙協議のうえ解除するものとする。

（有効期間）

第10条 本覚書は、締結の日からその効力を発揮するものとし、甲又は乙が文書をもって覚書の終了を通知しない限り、その効力を継続するものとする。

本覚書の締結を証するため、本覚書2通を作成し、甲乙がそれぞれに記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成25年 1月 1日

甲 東京都小金井市本町六丁目6番3号
小金井市

乙 東京都小金井市梶野町五丁目1番1号
東日本旅客鉄道株式会社
八王子支社 東小金井駅

協定 帰宅困難者対応等 4 災害時における体育施設利用に関する協定書
(TAC・FC 東京・TGTS 共同事業体)

文書管理機関名：市総務部

本編該当頁：第2部 7-13

災害時における体育施設利用に関する協定書

小金井市を「甲」とし、指定管理者TAC・FC 東京・TGTS 共同事業体を「乙」とし、甲乙間において、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲が乙の管理する体育施設を、避難所として利用することについて必要な事項を定めることを目的とする。

(避難所の定義)

第2条 この協定において避難所とは、避難所、帰宅困難者の一時滞在施設、救援物資集積場所及びボランティアの活動拠点等をいう。

(避難所として利用できる施設)

第3条 甲が避難所として利用できる体育施設は、次に掲げる施設とする。

(1) 施設名 小金井市総合体育館

所在地 小金井市関野町一丁目13番1号

(2) 施設名 小金井市栗山公園健康運動センター

所在地 小金井市中町二丁目21番1号

(避難所として利用できる体育施設の周知)

第4条 甲は、乙の管理する体育施設のうち避難所として利用できる施設を地域住民に周知するよう必要な措置を講ずるものとする。

(避難所の開設)

第5条 甲は、災害時において避難所として開設する必要が生じた場合、甲の指定した体育施設を避難所として開設することができる。

(避難所開設の通知)

第6条 甲は、前条の規定により避難所を開設する際は、事前に乙に対しその旨を文書で通知するものとする。ただし、避難所の開設に緊急を要するときは、甲は、事前に乙に対しその旨を口頭で通知し、事後に文書を提出する。

(避難所の管理)

第7条 避難所の管理運営は、原則として、甲の責任において行うこととし、乙は甲に協力するものとする。

(費用負担)

第8条 甲は、避難所の管理運営に係る費用を負担することを原則として、甲乙の協議により決定するものとする。

(開設期間)

第9条 避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。

2 甲は、状況により開設期間を延長する必要性がある場合、乙と協議のうえ、開設期間の延長を決定するものとする。

(避難所解消への努力)

第10条 甲は、災害復旧に努め、当該避難所の早期解消に努めるものとする。

(原状回復義務)

第11条 甲は、乙の管理する体育施設の避難所を解消する際は、乙に対しその旨を文書で通知するとともに、その体育施設を原状に復し、乙の確認を受けた後に引き渡すものとする。

(災害補償)

第12条 甲は、甲の要請によりこの協定に基づく業務に従事した者が、その者の責めに帰することのできない理由により死亡又は負傷等した場合は、東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年東京都市町村総合事務組合条例第19号）の規定の限度において補償するものとする。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に疑義の生じた場合は、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

(有効期間)

第14条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成31年3月31日までとする。

甲と乙は、この協定を証するため本書2通を作成し、それぞれ署名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成26年4月1日

甲 小金井市本町六丁目6番3号
小金井市

乙 中野区中野二丁目14番16号
TAC・FC東京・TGST共同事業体
代表者 株式会社東京アスレティッククラブ

**協定 帰宅困難者対応等 5 災害時における避難所施設利用に関する協定書
(こがねいしてい共同事業体)**

文書管理機関名：市総務部

本編該当頁：第2部 7-13

災害時における避難所施設利用に関する協定書

小金井市（以下「甲」という。）と指定管理者こがねいしてい共同事業体（以下「乙」という。）の間において、次のとおり避難所としての施設利用に関する協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲が乙の管理する施設の一部を、避難所として利用することについて必要な事項を定めることを目的とする。

（避難所の定義）

第2条 この協定において避難所とは、避難所及び帰宅困難者の一時待機施設をいう。

（避難所として利用できる施設）

第3条 甲が避難所として利用できる施設は、次の施設とする。

施設名 小金井市民交流センター

所在地 小金井市本町六丁目14番45号

（避難所として利用できる施設の周知）

第4条 甲は、乙の管理する施設のうち避難所として利用できる施設を地域住民に周知するよう必要な措置を講ずるものとする。

（避難所の開設）

第5条 甲は、災害時において避難所として開設する必要が生じた場合、甲の指定した施設を避難所として開設することができる。

（避難所開設の通知）

第6条 甲は、前条の規定により避難所を開設する際は、事前に乙に対しその旨を文書で通知するものとする。ただし、避難所の開設に緊急を要するときは、甲は、事前に乙に対しその旨を口頭で通知し、事後に文書を提出する。

（避難所の管理）

第7条 避難所の管理運営は、原則として、甲の責任において行うこととし、乙は甲に協力するものとする。

（費用負担）

第8条 甲は、避難所の管理運営に係る費用を負担することを原則として、甲乙の協議により決定するものとする。

（開設期間）

第9条 避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。

2 甲は、状況により開設期間を延長する必要性がある場合、乙と協議のうえ、開設期間の延長を決定するものとする。

（避難所解消への努力）

第10条 甲は、災害復旧に努め、当該避難所の早期解消に努めるものとする。

（原状回復義務）

第11条 甲は、乙の管理する施設の避難所を解消する際は、乙に対しその旨を文書で通知するとともに、その施設を原状に復し、乙の確認を受けた後に引き渡すものとする。

（災害対策用資機材等の備蓄）

第12条 甲は、避難所の開設に備え、乙の管理する施設内に災害対策用の食糧、資機材及び生活必需品を備蓄するものとする。

2 乙は、前項により甲が備蓄するための備蓄スペースを確保するものとする。

（災害補償）

第13条 甲は、甲の要請によりこの協定に基づく業務に従事した者が、その者の責めに帰することのできない理由により死亡又は負傷等した場合は、東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年東京市町村総合事務組合条例第19号）の規定の限度において補償するものとする。

（協議）

第14条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に疑義の生じた場合は、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

（有効期間）

第15条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成27年3月31日までとする。

甲と乙は、この協定を証するため本書2通を作成し、それぞれ署名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成24年4月1日

甲 小金井市本町六丁目6番3号

小金井市

代表者 小金井市長

乙 新宿区西新宿一丁目26番2号

こがねいしてい共同事業体

代表者 野村ビルマネジメント株式会社

協定 福祉避難所（二次避難所）

**1 災害発生時における二次避難所（福祉避難所）の設置運営に関する協定書
(医療法人財団 美生会)**

文書管理機関名：市総務部

本編該当頁：第2部 8-12

災害発生時における二次避難所（福祉避難所）の設置運営に関する協定書

小金井市（以下「甲」という。）と医療法人財団美生会（以下「乙」という。）とは、災害時における二次避難所（福祉避難所）（以下「二次避難所」という。）の設置運営に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、大規模な風水害や震災等の災害により災害時要援護者（以下「要援護者」という。）が避難を余儀なくされた場合に、甲が乙に対して二次避難所の設置運営に関する協力を要請することができること及びその場合の手続きを定めることを目的とする。

（対象となる要援護者）

第2条 この協定における要援護者は、福祉施設や医療機関に入所又は入院するに至らない在宅の要援護者で、避難所生活における精神的・身体的負担から健康を害するおそれがあるなど、一般の避難所での対応が困難な者で、何らかの特別な支援を必要とするものをいう。なお、受け入れる要援護者には、その介助者を含めることができる。

（受け入れの要請）

第3条 甲は、災害時において、前条の対象者の存在を把握した場合は、乙に對し、当該対象者の受け入れを要請するものとする。

2 乙は、甲からの要請に可能な範囲内で応じるよう努めるものとする。

（避難所として利用できる施設）

第4条 甲が二次避難所として利用できる施設は、次の施設とする。

施設名 介護老人保健施設 秋桜

所在地 小金井市前原町四丁目4番47号

（避難所の開設）

第5条 甲は、二次避難所を開設する必要が生じた場合は、前条において定められた施設について、その被害状況及び利用状況を乙に確認の上、二次避難所として開設することができる。

（手続き）

第6条 第3条の要請は、次に掲げる事項を記載した書面をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

（1）対象者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等

（2）身元引受人の住所、氏名及び連絡先

（避難所の管理）

第7条 二次避難所の管理運営は、甲と乙の協議の上行うものとする。

2 甲はあらかじめ、二次避難所運営組織について乙に通知するものとする。

3 災害時の二次避難所の管理運営について、乙は、甲に協力するものとする。

4 甲は、日常生活用品、食糧及び医薬品、医療材料等二次避難所の運営に必要な物資の調達に努めるものとする。

5 甲は、要援護者を適切に介護できるよう看護師、介護員、ボランティア等の介助者の確保に努めるものとする。

（対象者の移送）

第8条 甲の要請に基づき、乙が受け入れを了承した場合、二次避難所への要援護者の移送は、原則として甲が行うものとする。

（費用負担）

第9条 甲は、二次避難所の管理運営に係る費用を負担することを原則として、甲乙の協議により決定するものとする。

（開設期間）

第10条 二次避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、必要な場合は甲乙の協議により、さらに7日以内で延長することができるものとし、以降、再延長が必要な場合は同様に取り扱うものとする。

（避難所の早期閉鎖への努力）

第11条 甲は、乙が早期に本来目的の活動を再開できるよう配慮するとともに、二次避難所の早期閉鎖に努めるものとする。

（原状回復義務）

第12条 甲は、二次避難所を終了する際は、乙に避難所使用終了届を提出するとともに、施設を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

（受入可能人数の把握）

第13条 甲は、平常時から乙の施設における受入可能人数を把握しておくものとする。

（守秘義務）

第14条 乙は、二次避難所の設置運営を行う場合において知り得た情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。

（協議）

第15条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

（有効期間）

第16条 この協定の有効期間は、平成25年11月30日までとする。ただし、期間満了の日の3か月前までに甲乙いずれからも解除又は変更の申出がないときは1年間延長されたものとみなし、以後この例によるものとする。

甲と乙は、この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各1通を保管するものとする。

平成24年12月1日

甲 小金井市本町六丁目6番3号
小金井市

乙 小金井市前原町四丁目4番47号
医療法人財団 美生会

協定 福祉避難所（二次避難所）

**2 災害発生時における二次避難所（福祉避難所）の設置運営に関する協定書
(特定非営利活動法人 木馬の会)**

文書管理機関名：市総務部

本編該当頁：第2部 8-12

災害発生時における二次避難所（福祉避難所）の設置運営に関する協定書

小金井市（以下「甲」という。）と特定非営利活動法人木馬の会（以下「乙」という。）とは、災害時における二次避難所（福祉避難所）（以下「二次避難所」という。）の設置運営に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、大規模な風水害や震災等の災害により災害時要援護者（以下「要援護者」という。）が避難を余儀なくされた場合に、甲が乙に対して二次避難所の設置運営に関する協力を要請することができること及びその場合の手続きを定めることを目的とする。

（対象となる要援護者）

第2条 この協定における要援護者は、福祉施設や医療機関に入所又は入院するに至らない在宅の要援護者で、避難所生活における精神的・身体的負担から健康を害するおそれがあるなど、一般の避難所での対応が困難な者で、何らかの特別な支援を必要とするものをいう。なお、受け入れる要援護者には、その介助者を含めることができる。

（受け入れの要請）

第3条 甲は、災害時において、前条の対象者の存在を把握した場合は、乙に対し、当該対象者の受け入れを要請するものとする。

2 乙は、甲からの要請に可能な範囲内で応じるよう努めるものとする。

（避難所として利用できる施設）

第4条 甲が二次避難所として利用できる施設は、次の施設とする。

施設名 小金井おもちゃライブラリー

所在地 小金井市前原町二丁目14番4号

（避難所の開設）

第5条 甲は、二次避難所を開設する必要が生じた場合は、前条において定められた施設について、その被害状況及び利用状況を乙に確認の上、二次避難所として開設することができる。

（手続き）

第6条 第3条の要請は、次に掲げる事項を記載した書面をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

(1) 対象者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等

(2) 身元引受人の住所、氏名及び連絡先

（避難所の管理）

第7条 二次避難所の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

2 甲はあらかじめ、二次避難所運営組織について乙に通知するものとする。

3 災害時の二次避難所の管理運営について、乙は、甲に協力するものとする。

4 甲は、日常生活用品、食糧及び医薬品、医療材料等二次避難所の運営に必要な物資の調達に努めるものとする。

5 甲は、要援護者を適切に介護できるよう看護師、介護員、ボランティア等の介助者の確保に努めるものとする。

（対象者の移送）

第8条 甲の要請に基づき、乙が受け入れを了承した場合、二次避難所への要援護者の移送は、原則として甲が行うものとする。

（費用負担）

第9条 甲は、二次避難所の管理運営に係る費用を負担することを原則として、
甲乙の協議により決定するものとする。

（開設期間）

第10条 二次避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、必要な場合は甲乙の協議により、さらに7日以内で延長することができるものとし、以降、再延長が必要な場合は同様に取り扱うものとする。

（避難所の早期閉鎖への努力）

第11条 甲は、乙が早期に本来目的の活動を再開できるよう配慮するとともに、二次避難所の早期閉鎖に努めるものとする。

（原状回復義務）

第12条 甲は、二次避難所を終了する際は、乙に避難所使用終了届を提出するとともに、施設を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

（受入可能人数の把握）

第13条 甲は、平常時から乙の施設における受入可能人数を把握しておくものとする。

（守秘義務）

第14条 乙は、二次避難所の設置運営を行う場合において知り得た情報を、
甲以外の者に漏らしてはならない。

（協議）

第15条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

（有効期間）

第16条 この協定の有効期間は、平成25年10月14日までとする。ただし、期間満了の日の3か月前までに甲乙いずれからも解除又は変更の申出がないときは1年間延長されたものとみなし、以後この例によるものとする。

甲と乙は、この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各1通を保管するものとする。

平成24年10月15日

甲 小金井市本町六丁目6番3号
小金井市

乙 小金井市前原町二丁目14番4号
特定非営利活動法人 木馬の会

協定 福祉避難所（二次避難所）

**3 災害発生時における二次避難所（福祉避難所）の設置運営に関する協定書
(社会福祉法人 東京聖労院)**

文書管理機関名：市総務部

本編該当頁：第2部 8-12

災害発生時における二次避難所（福祉避難所）の設置運営に関する協定書

小金井市（以下「甲」という。）と社会福祉法人東京聖労院（以下「乙」という。）とは、災害時における二次避難所（福祉避難所）（以下「二次避難所」という。）の設置運営に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、大規模な風水害や震災等の災害により災害時要援護者（以下「要援護者」という。）が避難を余儀なくされた場合に、甲が乙に対して二次避難所の設置運営に関する協力を要請することができること及びその場合の手続きを定めることを目的とする。

（対象となる要援護者）

第2条 この協定における要援護者は、福祉施設や医療機関に入所又は入院するに至らない在宅の要援護者で、避難所生活における精神的・身体的負担から健康を害するおそれがあるなど、一般の避難所での対応が困難な者で、何らかの特別な支援を必要とするものをいう。なお、受け入れる要援護者には、その介助者を含めることができる。

（受け入れの要請）

第3条 甲は、災害時において、前条の対象者の存在を把握した場合は、乙に對し、当該対象者の受け入れを要請するものとする。

2 乙は、甲からの要請に可能な範囲内で応じるよう努めるものとする。

（避難所として利用できる施設）

第4条 甲が二次避難所として利用できる施設は、次の施設とする。

施設名 特別養護老人ホーム つきみの園

所在地 小金井市中町二丁目15番25号

（避難所の開設）

第5条 甲は、二次避難所を開設する必要が生じた場合は、前条において定められた施設について、その被害状況及び利用状況を乙に確認の上、二次避難所として開設することができる。

（手続き）

第6条 第3条の要請は、次に掲げる事項を記載した書面をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

(1) 対象者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等

(2) 身元引受人の住所、氏名及び連絡先

（避難所の管理）

第7条 二次避難所の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

2 甲はあらかじめ、二次避難所運営組織について乙に通知するものとする。

3 災害時の二次避難所の管理運営について、乙は、甲に協力するものとする。

4 甲は、日常生活用品、食糧及び医薬品、医療材料等二次避難所の運営に必要な物資の調達に努めるものとする。

5 甲は、要援護者を適切に介護できるよう看護師、介護員、ボランティア等の介助者の確保に努めるものとする。

（対象者の移送）

第8条 甲の要請に基づき、乙が受け入れを了承した場合、二次避難所への要援護者の移送は、原則として甲が行うものとする。

（費用負担）

第9条 甲は、二次避難所の管理運営に係る費用を負担することを原則として、
甲乙の協議により決定するものとする。

（開設期間）

第10条 二次避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、必要な場合は甲乙の協議により、さらに7日以内で延長することができるものとし、以降、再延長が必要な場合は同様に取り扱うものとする。

（避難所の早期閉鎖への努力）

第11条 甲は、乙が早期に本来目的の活動を再開できるよう配慮するとともに、二次避難所の早期閉鎖に努めるものとする。

（原状回復義務）

第12条 甲は、二次避難所を終了する際は、乙に避難所使用終了届を提出するとともに、施設を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

（受入可能人数の把握）

第13条 甲は、平常時から乙の施設における受入可能人数を把握しておくものとする。

（守秘義務）

第14条 乙は、二次避難所の設置運営を行う場合において知り得た情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。

（協議）

第15条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

（有効期間）

第16条 この協定の有効期間は、平成25年9月30日までとする。ただし、期間満了の日の3か月前までに甲乙いづれからも解除又は変更の申出がないときは1年間延長されたものとみなし、以後この例によるものとする。

甲と乙は、この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各1通を保管するものとする。

平成24年10月1日

甲 小金井市本町六丁目6番3号
小金井市

乙 清瀬市中里五丁目91番2号
社会福祉法人 東京聖労院

協定 福祉避難所（二次避難所）

**4 災害発生時における二次避難所（福祉避難所）の設置運営に関する協定書
(一般財団法人 天誠会)**

文書管理機関名：市総務部

本編該当頁：第2部 8-12

災害発生時における二次避難所（福祉避難所）の設置運営に関する協定書

小金井市（以下「甲」という。）と一般財団法人天誠会（以下「乙」という。）とは、災害時における二次避難所（福祉避難所）（以下「二次避難所」という。）の設置運営に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、大規模な風水害や震災等の災害により災害時要援護者（以下「要援護者」という。）が避難を余儀なくされた場合に、甲が乙に対して二次避難所の設置運営に関する協力を要請することができること及びその場合の手続きを定めることを目的とする。

（対象となる要援護者）

第2条 この協定における要援護者は、福祉施設や医療機関に入所又は入院するに至らない在宅の要援護者で、避難所生活における精神的・身体的負担から健康を害するおそれがあるなど、一般の避難所での対応が困難な者で、何らかの特別な支援を必要とするものをいう。なお、受け入れる要援護者には、その介助者を含めることができる。

（受け入れの要請）

第3条 甲は、災害時において、前条の対象者の存在を把握した場合は、乙に對し、当該対象者の受け入れを要請するものとする。

2 乙は、甲からの要請に可能な範囲内で応じるよう努めるものとする。

（避難所として利用できる施設）

第4条 甲が二次避難所として利用できる施設は、次の施設とする。

施設名 介護老人保健施設 小金井あんず苑

所在地 小金井市前原町五丁目3番24号

（避難所の開設）

第5条 甲は、二次避難所を開設する必要が生じた場合は、前条において定められた施設について、その被害状況及び利用状況を乙に確認の上、二次避難所として開設することができる。

（手続き）

第6条 第3条の要請は、次に掲げる事項を記載した書面をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

(1) 対象者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等

(2) 身元引受人の住所、氏名及び連絡先

（避難所の管理）

第7条 二次避難所の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

2 甲はあらかじめ、二次避難所運営組織について乙に通知するものとする。

3 災害時の二次避難所の管理運営について、乙は、甲に協力するものとする。

4 甲は、日常生活用品、食糧及び医薬品、医療材料等二次避難所の運営に必要な物資の調達に努めるものとする。

5 甲は、要援護者を適切に介護できるよう看護師、介護員、ボランティア等の介助者の確保に努めるものとする。

（対象者の移送）

第8条 甲の要請に基づき、乙が受け入れを了承した場合、二次避難所への要援護者の移送は、原則として甲が行うものとする。

（費用負担）

第9条 甲は、二次避難所の管理運営に係る費用を負担することを原則として、甲乙の協議により決定するものとする。

（開設期間）

第10条 二次避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、必要な場合は甲乙の協議により、さらに7日以内で延長することができるものとし、以降、再延長が必要な場合は同様に取り扱うものとする。

（避難所の早期閉鎖への努力）

第11条 甲は、乙が早期に本来目的の活動を再開できるよう配慮するとともに、二次避難所の早期閉鎖に努めるものとする。

（原状回復義務）

第12条 甲は、二次避難所を終了する際は、乙に避難所使用終了届を提出するとともに、施設を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

（受入可能人数の把握）

第13条 甲は、平常時から乙の施設における受入可能人数を把握しておくものとする。

（守秘義務）

第14条 乙は、二次避難所の設置運営を行う場合において知り得た情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。

（協議）

第15条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

（有効期間）

第16条 この協定の有効期間は、平成25年9月30日までとする。ただし、期間満了の日の3か月前までに甲乙いづれからも解除又は変更の申出がないときは1年間延長されたものとみなし、以後この例によるものとする。

甲と乙は、この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各1通を保管するものとする。

平成24年10月1日

甲 小金井市本町六丁目6番3号
小金井市

乙 武藏野市境一丁目18番6号
一般財団法人 天誠会

協定 福祉避難所（二次避難所）

**5 災害発生時における二次避難所（福祉避難所）の設置運営に関する協定書
(社会福祉法人 聖ヨハネ会)**

文書管理機関名：市総務部

本編該当頁：第2部 8-12

災害発生時における二次避難所（福祉避難所）の設置運営に関する協定書

小金井市（以下「甲」という。）と社会福祉法人聖ヨハネ会（以下「乙」という。）とは、災害時における二次避難所（福祉避難所）（以下「二次避難所」という。）の設置運営に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、大規模な風水害や震災等の災害により災害時要援護者（以下「要援護者」という。）が避難を余儀なくされた場合に、甲が乙に対して二次避難所の設置運営に関する協力を要請することができること及びその場合の手続きを定めることを目的とする。

（対象となる要援護者）

第2条 この協定における要援護者は、福祉施設や医療機関に入所又は入院するに至らない在宅の要援護者で、避難所生活における精神的・身体的負担から健康を害するおそれがあるなど、一般の避難所での対応が困難な者で、何らかの特別な支援を必要とするものをいう。なお、受け入れる要援護者には、その介助者を含めることができる。

（受け入れの要請）

第3条 甲は、災害時において、前条の対象者の存在を把握した場合は、乙に對し、当該対象者の受け入れを要請するものとする。

2 乙は、甲からの要請に可能な範囲内で応じるよう努めるものとする。

（避難所として利用できる施設）

第4条 甲が二次避難所として利用できる施設は、次の施設とする。

（1）施設名 特別養護老人ホーム 桜町聖ヨハネホーム

所在地 小金井市桜町一丁目2番24号

（2）施設名 桜町高齢者在宅サービスセンター

所在地 小金井市桜町一丁目9番5号

（避難所の開設）

第5条 甲は、二次避難所を開設する必要が生じた場合は、前条において定められた施設について、その被害状況及び利用状況を乙に確認の上、二次避難所として開設することができる。

（手続き）

第6条 第3条の要請は、次に掲げる事項を記載した書面をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

（1）対象者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等

（2）身元引受人の住所、氏名及び連絡先

（避難所の管理）

第7条 二次避難所の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

2 甲はあらかじめ、二次避難所運営組織について乙に通知するものとする。

3 災害時の二次避難所の管理運営について、乙は、甲に協力するものとする。

4 甲は、日常生活用品、食糧及び医薬品、医療材料等二次避難所の運営に必要な物資の調達に努めるものとする。

5 甲は、要援護者を適切に介護できるよう看護師、介護員、ボランティア等の介助者の確保に努めるものとする。

（対象者の移送）

第8条 甲の要請に基づき、乙が受入れを了承した場合、二次避難所への要援護者の移送は、原則として甲が行うものとする。

（費用負担）

第9条 甲は、二次避難所の管理運営に係る費用を負担することを原則として、甲乙の協議により決定するものとする。

（開設期間）

第10条 二次避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、必要な場合は甲乙の協議により、さらに7日以内で延長することができるものとし、以降、再延長が必要な場合は同様に取り扱うものとする。

（避難所の早期閉鎖への努力）

第11条 甲は、乙が早期に本来目的の活動を再開できるよう配慮するとともに、二次避難所の早期閉鎖に努めるものとする。

（原状回復義務）

第12条 甲は、二次避難所を終了する際は、乙に避難所使用終了届を提出するとともに、施設を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

（受入可能人数の把握）

第13条 甲は、平常時から乙の施設における受入可能人数を把握しておくものとする。

（守秘義務）

第14条 乙は、二次避難所の設置運営を行う場合において知り得た情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。

（協議）

第15条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

（有効期間）

第16条 この協定の有効期間は、平成25年9月30日までとする。ただし、期間満了の日の3か月前までに甲乙いずれからも解除又は変更の申出がないときは1年間延長されたものとみなし、以後この例によるものとする。

甲と乙は、この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各1通を保管するものとする。

平成24年10月1日

甲 小金井市本町六丁目6番3号
小金井市

乙 小金井市桜町一丁目2番20号
社会福祉法人 聖ヨハネ会

協定 福祉避難所（二次避難所） 6 災害発生時における二次避難所（福祉避難所）の設置運営に関する協定書 (特定非営利活動法人 エヌピーオー一萼)	
文書管理機関名：市総務部	本編該当頁：第2部 8-12

災害発生時における二次避難所（福祉避難所）の設置運営に関する協定書

小金井市（以下「甲」という。）と特定非営利活動法人エヌピーオー一萼（以下「乙」という。）とは、災害時における二次避難所（福祉避難所）（以下「二次避難所」という。）の設置運営に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、大規模な風水害や震災等の災害により災害時要援護者（以下「要援護者」という。）が避難を余儀なくされた場合に、甲が乙に対して二次避難所の設置運営に関する協力を要請することができること及びその場合の手続きを定めることを目的とする。

（対象となる要援護者）

第2条 この協定における要援護者は、福祉施設や医療機関に入所又は入院するに至らない在宅の要援護者で、避難所生活における精神的・身体的負担から健康を害するおそれがあるなど、一般の避難所での対応が困難な者で、何らかの特別な支援を必要とするものをいう。なお、受け入れる要援護者には、その介助者を含めることができる。

（受入れの要請）

第3条 甲は、災害時において、前条の対象者の存在を把握した場合は、乙に對し、当該対象者の受入れを要請するものとする。

2 乙は、甲からの要請に可能な範囲内で応じるよう努めるものとする。

（避難所として利用できる施設）

第4条 甲が二次避難所として利用できる施設は、次の施設とする。

施設名 福祉NPOうてな

所在地 小金井市本町五丁目37番8号

（避難所の開設）

第5条 甲は、二次避難所を開設する必要が生じた場合は、前条において定められた施設について、その被害状況及び利用状況を乙に確認の上、二次避難所として開設することができる。

（手続き）

第6条 第3条の要請は、次に掲げる事項を記載した書面をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

(1) 対象者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等

(2) 身元引受人の住所、氏名及び連絡先

（避難所の管理）

第7条 二次避難所の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

2 甲はあらかじめ、二次避難所運営組織について乙に通知するものとする。

3 災害時の二次避難所の管理運営について、乙は、甲に協力するものとする。

4 甲は、日常生活用品、食糧及び医薬品、医療材料等二次避難所の運営に必要な物資の調達に努めるものとする。

5 甲は、要援護者を適切に介護できるよう看護師、介護員、ボランティア等の介助者の確保に努めるものとする。

（対象者の移送）

第8条 甲の要請に基づき、乙が受入れを了承した場合、二次避難所への要援護者の移送は、原則として甲が行うものとする。

（費用負担）

第9条 甲は、二次避難所の管理運営に係る費用を負担することを原則として、
甲乙の協議により決定するものとする。

（開設期間）

第10条 二次避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、必要な場合は甲乙の協議により、さらに7日以内で延長することができるものとし、以降、再延長が必要な場合は同様に取り扱うものとする。

（避難所の早期閉鎖への努力）

第11条 甲は、乙が早期に本来目的の活動を再開できるよう配慮するとともに、二次避難所の早期閉鎖に努めるものとする。

（原状回復義務）

第12条 甲は、二次避難所を終了する際は、乙に避難所使用終了届を提出するとともに、施設を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

（受入可能人数の把握）

第13条 甲は、平常時から乙の施設における受入可能人数を把握しておくものとする。

（守秘義務）

第14条 乙は、二次避難所の設置運営を行う場合において知り得た情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。

（協議）

第15条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

（有効期間）

第16条 この協定の有効期間は、平成25年9月30日までとする。ただし、期間満了の日の3か月前までに甲乙いずれからも解除又は変更の申出がないときは1年間延長されたものとみなし、以後この例によるものとする。

甲と乙は、この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各1通を保管するものとする。

平成24年10月1日

甲 小金井市本町六丁目6番3号
小金井市

乙 小金井市本町五丁目37番8号
特定非営利活動法人 エヌビーオー一萼

協定 福祉避難所（二次避難所）	
7 災害時における避難所施設利用に関する協定書（ルーテル学院大学）	
文書管理機関名：市総務部	本編該当頁：第2部 8-12

災害時における避難所施設利用に関する協定書

小金井市（以下「甲」という。）と学校法人ルーテル学院大学（以下「乙」という。）の間において、次のとおり避難所としての施設利用に関する協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲が乙の管理する施設の一部を、避難所として利用することについて必要な事項を定めることを目的とする。

（避難所の定義）

第2条 この協定書での避難所とは、避難所及び二次避難所（福祉避難所）等をいう。

（避難所として利用できる施設の周知）

第3条 乙は、避難所として利用できる施設を定め、別途甲に通知する。

2 甲は、乙の管理する施設のうち避難所として利用できる施設を地域住民に周知するよう必要な措置を講ずるものとする。

（避難所の開設）

第4条 甲は、災害時において避難所を開設する必要が生じた場合、前条第1項の規定により乙が定めた施設を開設することができる。

（避難所開設の通知）

第5条 甲は、前条の規定により避難所を開設する際は、事前に乙に対しその旨を文書で通知するものとする。ただし、避難所の開設に緊急を要するときは、甲は、事前に乙に対しその旨を口頭で通知し、事後に文書を提出する。

（避難所の管理）

第6条 避難所の管理運営は、原則として、甲の責任において行うこととし、乙は甲に協力するものとする。

（費用負担）

第7条 甲は、避難所の管理運営に係る費用を負担することを原則として、甲乙の協議により決定するものとする。

（開設期間）

第8条 避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。

2 甲は、状況により開設期間を延長する必要性がある場合、乙と協議のうえ、開設期間の延長を決定するものとする。

（避難所解消への努力）

第9条 甲は、乙が早期に教育活動を再開できるよう配慮するとともに、当該避難所の早期解消に努めるものとする。

（原状回復義務）

第10条 甲は、乙の管理する施設の避難所を解消する際は、乙に対しその旨を文書で

通知するとともに、その施設を原状に復し、乙の確認を受けた後に引き渡すものとする。

（災害対策用資機材等の備蓄）

第11条 甲は、避難所の開設に備え、乙の管理する施設内に災害対策用の食糧、資機材及び生活必需品を備蓄するものとする。

2 乙は、前項により甲が備蓄するための備蓄スペースを確保するものとする。

（災害補償）

第12条 甲は、この協定により乙の教職員等が、その者の責めに帰すことのできない理由により死亡又は負傷等した場合は、東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年東京市町村総合事務組合条例第19号）の規定の限度において補償するものとする。

（協議）

第13条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に疑義の生じた場合は、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

（有効期間）

第14条 この協定の有効期間は、平成25年3月~~3~~日までとする。ただし、期間満了の日の3か月前までに甲乙いざれからも解除又は変更の申出がないときは1年間延長されたものとみなし、以後この例によるものとする。

甲と乙は、この協定を証するため本書2通を作成し、それぞれ署名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成24年 4月 / 日

甲 小金井市本町六丁目6番3号
小金井市
代表者 小金井市長

乙 三鷹市大沢三丁目10番20号
学校法人 ルーテル学院
代表者 ルーテル学院大学長

協定 福祉避難所（二次避難所）

**8 災害時における二次避難所（福祉避難所）の設置運営に関する協定書
(小金井生活実習所)**

文書管理機関名：市総務部

本編該当頁：第2部 8-12

災害時における二次避難所（福祉避難所）の設置運営に関する協定書

小金井市（以下「甲」という。）と社会福祉法人雲柱社（以下「乙」という。）とは、災害時における二次避難所（福祉避難所）（以下「二次避難所」という。）の設置運営に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、大規模な風水害や震災等の災害により災害時要援護者（以下「要援護者」という。）が避難を余儀なくされた場合に、甲が乙に対して二次避難所の設置運営に関する協力を要請することができること及びその場合の手続きを定めることを目的とする。

（対象となる要援護者）

第2条 この協定における要援護者は、福祉施設や医療機関に入所又は入院するに至らない在宅の要援護者で、避難所生活における精神的・身体的負担から健康を害するおそれがあるなど、一般の避難所での対応が困難な者で、何らかの特別な支援を必要とするものをいう。なお、受け入れる要援護者には、その介助者を含めることができる。

（受入れの要請）

第3条 甲は、災害時において、前条の対象者の存在を把握した場合は、乙に對し、当該対象者の受入れを要請するものとする。

2 乙は、甲からの要請に可能な範囲内で応じるよう努めるものとする。

（避難所として利用できる施設）

第4条 甲が二次避難所として利用できる施設は、次の施設とする。

施設名 小金井生活実習所

所在地 小金井市桜町二丁目4番3号

（協定の期間）

第5条 この協定は、締結の日から効力を発生するものとし、前条の施設の建て替え時までとする。

（避難所の開設）

第6条 甲は、二次避難所を開設する必要が生じた場合は、前条において定められた施設について、その被害状況及び利用状況を乙に確認の上、二次避難所として開設することができる。

（手続き）

第7条 第3条の要請は、次に掲げる事項を記載した書面をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

(1) 対象者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等

(2) 身元引受人の住所、氏名及び連絡先

（避難所の管理）

第8条 二次避難所の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

2 甲はあらかじめ、二次避難所運営組織について乙に通知するものとする。

3 災害時の二次避難所の管理運営について、乙は、甲に協力するものとする。

4 甲は、日常生活用品、食糧及び医薬品、医療材料等二次避難所の運営に必要な物資の調達に努めるものとする。

5 甲は、要援護者を適切に介護できるよう看護師、介護員、ボランティア等

の介助者の確保に努めるものとする。

（対象者の移送）

第9条 甲の要請に基づき、乙が受入れを了承した場合、二次避難所への要援護者の移送は、原則として甲が行うものとする。

（費用負担）

第10条 甲は、二次避難所の管理運営に係る費用を負担することを原則として、甲乙の協議により決定するものとする。

（開設期間）

第11条 二次避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、必要な場合は甲乙の協議により、さらに7日以内で延長することができるものとし、以降、再延長が必要な場合は同様に取り扱うものとする。

（避難所の早期閉鎖への努力）

第12条 甲は、乙が早期に本来目的の活動を再開できるよう配慮するとともに、二次避難所の早期閉鎖に努めるものとする。

（原状回復義務）

第13条 甲は、二次避難所を終了する際は、乙に避難所使用終了届を提出するとともに、施設を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

（受入可能人数の把握）

第14条 甲は、平常時から乙の施設における受入可能人数を把握しておくものとする。

（守秘義務）

第15条 乙は、二次避難所の設置運営を行う場合において知り得た情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。

（協議）

第16条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。なお、建て替え後の施設に係る二次避難所としての設置運営については、本協定の趣旨を踏まえ、甲乙間で協議をするものとする。

甲と乙は、この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各1通を保管するものとする。

平成24年4月1日

甲 小金井市本町六丁目6番3号
小金井市

乙 世田谷区上北沢三丁目8番19号
社会福祉法人雲柱社

協定 福祉避難所（二次避難所）

9 災害時における避難所施設利用に関する協定書（社会福祉法人 聖ヨハネ会）

文書管理機関名：市総務部

本編該当頁：第2部 8-13

災害時における避難所施設利用に関する協定書（社会福祉法人 聖ヨハネ会）

小金井市（以下「委託者」という。）と指定管理者社会福祉法人聖ヨハネ会（以下「受託者」という。）の間において、次のとおり二次避難所（福祉避難所）（以下「二次避難所」という。）としての施設利用に関する協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、大規模な風水害や震災等の災害により災害時要援護者（以下「要援護者」という。）が避難を余儀なくされた場合に、委託者が受託者の管理する施設の一部を二次避難所として利用するとともに二次避難所の設置運営に関する協力を要請することができること及びその場合の手続き等を定めることを目的とする。

（対象となる要援護者）

第2条 この協定における要援護者は、福祉施設や医療機関に入所又は入院するに至らない在宅の要援護者で、避難所生活における精神的・身体的負担から健康を害するおそれがあるなど、一般の避難所での対応が困難な者で、何らかの特別な支援を必要とするものをいう。なお、受け入れる要援護者には、その介助者を含めることができる。

（受け入れの要請）

第3条 委託者は、災害時において、前条の対象者の存在を把握した場合は、受託者に対し、当該対象者の受け入れを要請するものとする。

2 受託者は、委託者からの要請に可能な範囲内で応じるよう努めるものとする。

（避難所として利用できる施設）

第4条 委託者が二次避難所として利用できる施設は、次の施設とする。

施設名 小金井市立本町高齢者在宅サービスセンター

所在地 小金井市本町二丁目10番13号

（避難所の開設）

第5条 委託者は、二次避難所を開設する必要が生じた場合は、前条において定められた施設について、その被害状況及び利用状況を受託者に確認の上、二次避難所として開設することができる。

（手続き）

第6条 第3条の要請は、次に掲げる事項を記載した書面をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

(1) 対象者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等

(2) 身元引受人の住所、氏名及び連絡先

（避難所の管理）

第7条 二次避難所の管理運営は、委託者の責任において行うものとする。

2 委託者はあらかじめ、二次避難所運営組織について受託者に通知するものとする。

3 災害時の二次避難所の管理運営について、受託者は、委託者に協力するものとする。

4 委託者は、日常生活用品、食糧及び医薬品、医療材料等二次避難所の運営に必要な物資の調達に努めるものとする。

5 委託者は、要援護者を適切に介護できるよう看護師、介護員、ボランティア等の介助者の確保に努めるものとする。

（対象者の移送）

第8条 委託者の要請に基づき、受託者が受け入れを了承した場合、二次避難所への要援護者の移送は、原則として委託者が行うものとする。

（費用負担）

第9条 委託者は、二次避難所の管理運営に係る費用を負担することを原則として、委託者及び受託者の協議により決定するものとする。

（開設期間）

第10条 二次避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、必要な場合は委託者及び受託者の協議により、さらに7日以内で延長することができるものとし、以降、再延長が必要な場合は同様に取り扱うものとする。

（避難所の早期閉鎖への努力）

第11条 委託者は、受託者が早期に本来目的の活動を再開できるよう配慮するとともに、二次避難所の早期閉鎖に努めるものとする。

（原状回復義務）

第12条 委託者は、二次避難所を終了する際は、受託者に避難所使用終了届を提出するとともに、施設を原状に復し、受託者の確認を受けた後、受託者に引き渡すものとする。

（受入可能人数の把握）

第13条 委託者は、平常時から受託者の施設における受入可能人数を把握しておくものとする。

（守秘義務）

第14条 受託者は、二次避難所の設置運営を行う場合において知り得た情報を、委託者以外の者に漏らしてはならない。

（協議）

第15条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、その都度、委託者及び受託者で協議して定めるものとする。

（有効期間）

第16条 この協定の有効期間は、平成28年3月31日までとする。

委託者と受託者は、この協定を証するため、本書2通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、各1通を保管するものとする。

平成24年4月1日

委託者 小金井市本町六丁目6番3号
小金井市

受託者 小金井市桜町一丁目2番20号
社会福祉法人 聖ヨハネ会

協定 福祉避難所（二次避難所）

10 災害時における避難所施設利用に関する協定書（社会福祉法人 まりも会）

文書管理機関名：市総務部

本編該当頁：第2部 8-13

災害時における避難所施設利用に関する協定書（社会福祉法人 まりも会）

小金井市（以下「委託者」という。）と指定管理者社会福祉法人まりも会（以下「受託者」という。）の間において、次のとおり二次避難所（福祉避難所）（以下「二次避難所」という。）としての施設利用に関する協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、大規模な風水害や震災等の災害により災害時要援護者（以下「要援護者」という。）が避難を余儀なくされた場合に、委託者が受託者の管理する施設の一部を二次避難所として利用するとともに二次避難所の設置運営に関する協力を要請することができること及びその場合の手続き等を定めることを目的とする。

（対象となる要援護者）

第2条 この協定における要援護者は、福祉施設や医療機関に入所又は入院するに至らない在宅の要援護者で、避難所生活における精神的・身体的負担から健康を害するおそれがあるなど、一般の避難所での対応が困難な者で、何らかの特別な支援を必要とするものをいう。なお、受け入れる要援護者には、その介助者を含めることができる。

（受け入れの要請）

第3条 委託者は、災害時において、前条の対象者の存在を把握した場合は、受託者に対し、当該対象者の受け入れを要請するものとする。

2 受託者は、委託者からの要請に可能な範囲内で応じるよう努めるものとする。

（避難所として利用できる施設）

第4条 委託者が二次避難所として利用できる施設は、次の施設とする。

施設名 小金井市障害者福祉センター

所在地 小金井市緑町四丁目17番10号

（避難所の開設）

第5条 委託者は、二次避難所を開設する必要が生じた場合は、前条において定められた施設について、その被害状況及び利用状況を受託者に確認の上、二次避難所として開設することができる。

（手続き）

第6条 第3条の要請は、次に掲げる事項を記載した書面をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

（1）対象者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等

（2）身元引受人の住所、氏名及び連絡先

（避難所の管理）

第7条 二次避難所の管理運営は、委託者の責任において行うものとする。

2 委託者はあらかじめ、二次避難所運営組織について受託者に通知するものとする。

3 災害時の二次避難所の管理運営について、受託者は、委託者に協力するものとする。

4 委託者は、日常生活用品、食糧及び医薬品、医療材料等二次避難所の運営に必要な物資の調達に努めるものとする。

5 委託者は、要援護者を適切に介護できるよう看護師、介護員、ボランティ

ア等の介助者の確保に努めるものとする。

（対象者の移送）

第8条 委託者の要請に基づき、受託者が受け入れを了承した場合、二次避難所への要援護者の移送は、原則として委託者が行うものとする。

（費用負担）

第9条 委託者は、二次避難所の管理運営に係る費用を負担することを原則として、委託者及び受託者の協議により決定するものとする。

（開設期間）

第10条 二次避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、必要な場合は委託者及び受託者の協議により、さらに7日以内で延長することができるものとし、以降、再延長が必要な場合は同様に取り扱うものとする。

（避難所の早期閉鎖への努力）

第11条 委託者は、受託者が早期に本来目的の活動を再開できるよう配慮するとともに、二次避難所の早期閉鎖に努めるものとする。

（原状回復義務）

第12条 委託者は、二次避難所を終了する際は、受託者に避難所使用終了届を提出するとともに、施設を原状に復し、受託者の確認を受けた後、受託者に引き渡すものとする。

（受入可能人数の把握）

第13条 委託者は、平常時から受託者の施設における受入可能人数を把握しておくものとする。

（守秘義務）

第14条 受託者は、二次避難所の設置運営を行う場合において知り得た情報を、委託者以外の者に漏らしてはならない。

（協議）

第15条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、その都度、委託者及び受託者で協議して定めるものとする。

（有効期間）

第16条 この協定の有効期間は、平成28年3月31日までとする。

委託者と受託者は、この協定を証するため、本書2通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、各1通を保管するものとする。

平成24年4月1日

委託者 小金井市本町六丁目6番3号
小金井市

受託者 小平市上水南町四丁目7番45号
社会福祉法人 まりも会

協定 福祉避難所（二次避難所）

**11 災害時における二次避難所施設利用に関する協定書
(都立小金井特別支援学校)**

文書管理機関名：市総務部

本編該当頁：第2部 8-13

災害時における二次避難所施設利用に関する協定書

小金井市（以下「甲」という。）と東京都立小金井特別支援学校（以下「乙」という。）は、小金井市内に発生した地震その他のによる災害時において、小金井市地域防災計画に基づく二次避難所としての施設利用に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時において甲が乙の管理する施設の一部を、障がい者等を対象とした二次避難所として利用することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（避難所利用対象者）

第2条 乙の管理する施設を二次避難所として利用する対象者は、被災した介護を要する障がい者等及び介護者（家族等を含む。）とする。

（避難所として利用できる施設）

第3条 乙は、二次避難所として利用できる施設の範囲をあらかじめ定め、二次避難所指定承諾書（第1号様式）を甲に提出する。

（避難所の開設）

第4条 甲は、災害が発生し、二次避難所を開設する必要が生じた場合は、対象施設の被害状況に応じて乙が承諾した場所を二次避難所として開設することができる。

（開設の通知）

第5条 甲は、前条に基づき二次避難所を開設する際は、事前に乙に対しその旨を二次避難所開設通知書（第2号様式）又は口頭で通知するものとする。

2 甲は、二次避難所の開設に緊急を要するときは、前項の規定にかかわらず、乙が承諾した施設を二次避難所として開設することができるものとする。ただし、速やかに甲は、乙に対し開設した旨を通知するものとする。

（障がい者等の移送）

第6条 甲は、避難が必要な障がい者等の移送を行うように努める。

（避難所の管理）

第7条 災害時の二次避難所の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

2 甲はあらかじめ、二次避難所運営組織について乙に通知するものとする。

3 災害時の二次避難所の管理運営について、乙は、甲に協力するものとする。

4 必要に応じて甲は、日常生活用品、食料及び医薬品、医療材料等の必要な物資の調達に努めるものとする。

（費用負担）

第8条 二次避難所の管理運営に係る費用は、甲が負担するものとする。

（開設期間）

第9条 二次避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、

甲は、災害の状況により、期間を延長する必要がある場合は、東京都教育委員会教育長に二次避難所使用許可期限延長申請書（第3号様式）により、期間の延長を申請するものとする。

（避難所解消への努力）

第10条 甲は、乙が早期に教育活動を再開できるよう配慮するとともに、当該二次避難所の早期解消に努めるものとする。

（避難所の終了）

第11条 甲は、乙が管理する施設について二次避難所としての利用を終了する際は、乙に二次避難所使用終了届（第4号様式）を提出するとともに、その施設を現状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

（協定の有効期間）

第12条 この協定の有効期間は、平成24年4月1日から、乙の校舎改築に伴う仮設校舎移転日までとする。

（協議）

第13条 この協定の各条項の解釈について疑義を生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

甲と乙は、この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保管するものとする。

平成24年4月1日

小金井市長

東京都立小金井特別支援学校
校長

協定 し尿処理・がれき処理関係 1 災害時における水再生センターへのし尿搬入及び受入れに関する覚書

文書管理機関名：市総務部

本編該当頁：第2部 11-8

災害時における水再生センターへのし尿搬入及び受入れに関する覚書

小金井市（以下「甲」という。）と東京都下水道局流域下水道本部（以下「乙」という。）とは、「東京都地域防災計画」及び「小金井市地域防災計画」に基づき、災害時に避難所等から発生するし尿の北多摩一号水再生センターへの搬入及び受入れに関し、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第1条 本覚書は、甲が災害時に避難所等から発生するし尿を乙が所管する北多摩一号水再生センターへ搬入及び受け入れにあたり必要な事項を定めることにより、避難所等の衛生環境を確保することを目的とする。

（事前対応）

第2条 甲は、毎年度当初、避難所等の一覧表を乙に提出し、その内容に変更が生じた場合は、速やかに乙に通知する。

2 乙は、前項の一覧表に基づき、甲にし尿を搬入する北多摩一号水再生センターの受入箇所を提示し、その内容に変更が生じた場合は速やかに甲に通知する。

3 甲及び乙は、災害時に発生するし尿の北多摩一号水再生センターへの搬入・受け入れに関する連絡先及び担当者をあらかじめ乙及び甲に提出し、その内容に変更が生じた場合は速やかに通知する。

（役割分担）

第3条 甲は、北多摩一号水再生センターへし尿を搬入する場合は、事前に乙に連絡するものとする。ただし、事前に連絡が困難な場合は、事後速やかに連絡するものとする。

2 甲は、災害時に避難所等で発生するし尿を収集し、乙が所管する北多摩一号水再生センターに搬入する。

3 乙は、甲に指定した北多摩一号水再生センターが被災等によりし尿の受け入れができない場合は、甲に通知するとともに新たに受け入れる水再生センターを指定し連絡するものとする。

（その他）

第4条 本覚書に定めのない事項及び各条項に疑義が生じたときは、双方の協議により定める。

（有効期限）

第5条 この覚書の有効期限は、平成24年3月31日までとする。ただし、甲乙いずれからもこの覚書の改定について、期間満了の1か月前までに書面による申し出がないときは、さらに1年間継続するものとし、当該継続期間が満了したときも同様とする。

上記覚書の締結の証として本覚書2通を作成し、甲乙記名押印の上、おのおの1通を保有する。

平成23年6月30日

甲

乙 東京都下水道局流域下水道本部

協定 し尿処理・がれき処理関係 2 災害時における廃棄物の収集及び運搬の協力に関する協定書（加藤商事）	
文書管理機関名：市環境部	本編該当頁：第2部 11-17

災害時における廃棄物の収集及び運搬の協力に関する協定書（加藤商事）

小金井市（以下「甲」という。）と株式会社加藤商事（以下「乙」という。）との間において、災害時における一般家庭から排出される生活ごみ、破損家財ごみ、火災ごみ等、生活上、衛生上速やかに収集運搬を必要とするごみ（以下「災害時廃棄物」という。）の収集及び運搬（以下「収集等」という。）に関し次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震、風水害等の災害（以下「災害」という。）により小金井市内で大規模な災害が発生した場合に、小金井市地域防災計画に基づき、甲が実施する応急対策に対する乙の協力について、必要事項を定めるものとする。

（協力）

第2条 甲は、小金井市内に災害が発生し、災害時廃棄物の収集等が必要になった時は、乙に対し災害時廃棄物収集等の協力を依頼するものとする。

2 甲は、乙に対し災害時廃棄物収集等の協力を依頼する場合は、災害時廃棄物収集等協力依頼書（様式第1号）により乙に対して、次の事項を明らかにして協力依頼をするものとする。ただし、緊急の場合は、口頭で行い、後日災害時廃棄物収集等協力依頼書をもって処理するものとする。

- (1) 災害の状況
- (2) 災害時廃棄物の内容及び状況等
- (3) 災害時廃棄物の収集場所
- (4) 災害時廃棄物の運搬場所
- (5) その他必要事項

3 乙は、前項の規定による甲からの依頼を受けた時は、必要な人員、車両等を調達し、可能な限り災害時廃棄物収集等を実施するものとする。

（業務の実施）

第3条 乙は、前条の規定による甲の依頼に協力する場合は、災害時廃棄物の収集等を依頼された場所（以下「指定場所」という。）に甲の職員が派遣されているときは甲の依頼内容及び甲の職員の指示に従い、指定場所に甲の職員が派遣されていないときは甲の依頼内容に従い、災害時廃棄物の収集等を行うこととする。

2 甲は、乙の業務が円滑に行われるよう必要な措置を講ずることとする。

3 乙は、災害時廃棄物収集等の実施に当たっては、次の各号に掲げる事項に留意する。

- (1) 周囲の生活環境を損なわないよう十分に配慮すること。

(2) 災害時廃棄物の再利用及び再資源化に配慮し、その分別の徹底等に努めること。

4 乙は、災害時廃棄物収集等が終了した時は、速やかにその実施状況について災害時廃棄物収集等実施状況報告書（様式第2号）により甲に報告する。

（費用負担）

第4条 甲は、第2条第3項の規定による乙の災害時廃棄物収集等により甲が経費を負担する。

2 前項の経費は、災害発生直前におけるごみ等の収集運搬に係る適正価格を基準とし甲乙協議の上決定する。

（請求及び支払）

第5条 乙は、前条の規定により、災害時廃棄物収集等に要した費用が確定したときは、経費明細書等を添えて甲に請求する。

2 甲は、前項の規定による乙からの請求があったときは、その内容を確認の上、その日から起算して30日以内に費用を支払う。ただし、費用の支払に予算上の措置等を必要とする場合は、費用の支払時期については、この限りでない。

（協定の有効期間）

第6条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成24年3月31日までとする。

ただし、協定期間終了の日の3か月前までに、甲又は乙から書面による解約の申し出がないときは、更に1年間延長されたものとみなし、以降、この例によるものとする。

（協議）

第7条 この協定の各条項の解釈について疑義を生じたとき、又は、この協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

甲と乙は、この協定を証するため、本書2通を作成し、それぞれ記名押印の上、各1通を保管するものとする。

平成23年4月1日

甲 東京都小金井市本町六丁目6番3号

乙 東京都狛江市東野川二丁目14番2号
株式会社加藤商事

様式第1号(第2条関係)

小 発 第 号
年 月 日

様

小金井市長

災害時廃棄物収集等協力依頼書

「災害時における廃棄物の収集及び運搬の協力に関する協定書」に基づき、災害時廃棄物収集等に関する協力について、下記のとおり依頼します。

記

災害の状況	
災害時廃棄物の内容及び状況等	
災害時廃棄物の収集場所	
災害時廃棄物の運搬場所	
その他	

*連絡先 部 課 担当 電話

様式第2号(第3条関係)

年 月 日

小金井市長

様

災害時廃棄物収集等実施状況報告書

「災害時における廃棄物の収集及び運搬の協力に関する協定書」に基づき、災害時廃棄物収集等に関する実施状況について、下記のとおり報告します。

記

災害時廃棄物収集等実施内容	
災害時廃棄物収集等の期間	
災害時廃棄物の収集場所	
災害時廃棄物の運搬場所	
人員、車両等の状況	
その他	

*連絡先 担当

電話

協定 し尿処理・がれき処理関係 3 災害時における廃棄物の収集及び運搬の協力に関する協定書（志賀興業）	
文書管理機関名：市環境部	本編該当頁：第2部 11-17

災害時における廃棄物の収集及び運搬の協力に関する協定書（志賀興業）

小金井市（以下「甲」という。）と志賀興業株式会社（以下「乙」という。）との間において、災害時における一般家庭から排出される生活ごみ、破損家財ごみ、火災ごみ等、生活上、衛生上速やかに収集運搬を必要とするごみ（以下「災害時廃棄物」という。）の収集及び運搬（以下「収集等」という。）に関し次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震、風水害等の災害（以下「災害」という。）により小金井市内で大規模な災害が発生した場合に、小金井市地域防災計画に基づき、甲が実施する応急対策に対する乙の協力について、必要事項を定めるものとする。

（協力）

第2条 甲は、小金井市内に災害が発生し、災害時廃棄物の収集等が必要になった時は、乙に対し災害時廃棄物収集等の協力を依頼するものとする。

2 甲は、乙に対し災害時廃棄物収集等の協力を依頼する場合は、災害時廃棄物収集等協力依頼書（様式第1号）により乙に対して、次の事項を明らかにして協力依頼をするものとする。ただし、緊急の場合は、口頭で行い、後日災害時廃棄物収集等協力依頼書をもって処理するものとする。

- (1) 災害の状況
- (2) 災害時廃棄物の内容及び状況等
- (3) 災害時廃棄物の収集場所
- (4) 災害時廃棄物の運搬場所
- (5) その他必要事項

3 乙は、前項の規定による甲からの依頼を受けた時は、必要な人員、車両等を調達し、可能な限り災害時廃棄物収集等を実施するものとする。

（業務の実施）

第3条 乙は、前条の規定による甲の依頼に協力する場合は、災害時廃棄物の収集等を依頼された場所（以下「指定場所」という。）に甲の職員が派遣されているときは甲の依頼内容及び甲の職員の指示に従い、指定場所に甲の職員が派遣されていないときは甲の依頼内容に従い、災害時廃棄物の収集等を行うこととする。

2 甲は、乙の業務が円滑に行われるように必要な措置を講ずることとする。

3 乙は、災害時廃棄物収集等の実施に当たっては、次の各号に掲げる事項に留意する。

- (1) 周囲の生活環境を損なわないよう十分に配慮すること。

(2) 災害時廃棄物の再利用及び再資源化に配慮し、その分別の徹底等に努めること。

4 乙は、災害時廃棄物収集等が終了した時は、速やかにその実施状況について災害時廃棄物収集等実施状況報告書（様式第2号）により甲に報告する。

(費用負担)

第4条 甲は、第2条第3項の規定による乙の災害時廃棄物収集等により甲が経費を負担する。

2 前項の経費は、災害発生直前におけるごみ等の収集運搬に係る適正価格を基準とし甲乙協議の上決定する。

(請求及び支払)

第5条 乙は、前条の規定により、災害時廃棄物収集等に要した費用が確定したときは、経費明細書等を添えて甲に請求する。

2 甲は、前項の規定による乙からの請求があったときは、その内容を確認の上、その日から起算して30日以内に費用を支払う。ただし、費用の支払に予算上の措置等を必要とする場合は、費用の支払時期については、この限りでない。

(協定の有効期間)

第6条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成24年3月31日までとする。

ただし、協定期間終了の日の3か月前までに、甲又は乙から書面による解約の申し出がないときは、更に1年間延長されたものとみなし、以降、この例によるものとする。

(協議)

第7条 この協定の各条項の解釈について疑義を生じたとき、又は、この協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

甲と乙は、この協定を証するため、本書2通を作成し、それぞれ記名押印の上、各1通を保管するものとする。

平成23年4月1日

甲 東京都小金井市本町六丁目6番3号

乙 東京都三鷹市新川四丁目1番11号
志賀興業株式会社

様式第1号(第2条関係)

小 発 第 号
年 月 日

様

小金井市長

災害時廃棄物収集等協力依頼書

「災害時における廃棄物の収集及び運搬の協力に関する協定書」に基づき、災害時廃棄物収集等に関する協力について、下記のとおり依頼します。

記

災害の状況	
災害時廃棄物の内容及び状況等	
災害時廃棄物の収集場所	
災害時廃棄物の運搬場所	
その他	

*連絡先 部 課 担当 電話

様式第2号(第3条関係)

年 月 日

小金井市長

様

災害時廃棄物収集等実施状況報告書

「災害時における廃棄物の収集及び運搬の協力に関する協定書」に基づき、災害時廃棄物収集等に関する実施状況について、下記のとおり報告します。

記

災害時廃棄物収集等実施内容	
災害時廃棄物収集等の期間	
災害時廃棄物の収集場所	
災害時廃棄物の運搬場所	
人員、車両等の状況	
その他	

*連絡先 担当

電話

協定 し尿処理・がれき処理関係 4 災害時における廃棄物の収集及び運搬の協力に関する協定書（調布清掃）	
文書管理機関名：市環境部	本編該当頁：第2部 11-17

災害時における廃棄物の収集及び運搬の協力に関する協定書（調布清掃）

小金井市（以下「甲」という。）と有限会社調布清掃（以下「乙」という。）との間において、災害時における一般家庭から排出される生活ごみ、破損家財ごみ、火災ごみ等、生活上、衛生上速やかに収集運搬を必要とするごみ（以下「災害時廃棄物」という。）の収集及び運搬（以下「収集等」という。）に関し次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震、風水害等の災害（以下「災害」という。）により小金井市内で大規模な災害が発生した場合に、小金井市地域防災計画に基づき、甲が実施する応急対策に対する乙の協力について、必要事項を定めるものとする。

（協力）

第2条 甲は、小金井市内に災害が発生し、災害時廃棄物の収集等が必要になった時は、乙に対し災害時廃棄物収集等の協力を依頼するものとする。

2 甲は、乙に対し災害時廃棄物収集等の協力を依頼する場合は、災害時廃棄物収集等協力依頼書（様式第1号）により乙に対して、次の事項を明らかにして協力依頼をするものとする。ただし、緊急の場合は、口頭で行い、後日災害時廃棄物収集等協力依頼書をもって処理するものとする。

- (1) 災害の状況
- (2) 災害時廃棄物の内容及び状況等
- (3) 災害時廃棄物の収集場所
- (4) 災害時廃棄物の運搬場所
- (5) その他必要事項

3 乙は、前項の規定による甲からの依頼を受けた時は、必要な人員、車両等を調達し、可能な限り災害時廃棄物収集等を実施するものとする。

（業務の実施）

第3条 乙は、前条の規定による甲の依頼に協力する場合は、災害時廃棄物の収集等を依頼された場所（以下「指定場所」という。）に甲の職員が派遣されているときは甲の依頼内容及び甲の職員の指示に従い、指定場所に甲の職員が派遣されていないときは甲の依頼内容に従い、災害時廃棄物の収集等を行うこととする。

2 甲は、乙の業務が円滑に行われるよう必要な措置を講ずることとする。

3 乙は、災害時廃棄物収集等の実施に当たっては、次の各号に掲げる事項に留意する。

- (1) 周囲の生活環境を損なわないよう十分に配慮すること。

(2) 災害時廃棄物の再利用及び再資源化に配慮し、その分別の徹底等に努めること。

4 乙は、災害時廃棄物収集等が終了した時は、速やかにその実施状況について災害時廃棄物収集等実施状況報告書（様式第2号）により甲に報告する。

(費用負担)

第4条 甲は、第2条第3項の規定による乙の災害時廃棄物収集等により甲が経費を負担する。

2 前項の経費は、災害発生直前におけるごみ等の収集運搬に係る適正価格を基準とし甲乙協議の上決定する。

(請求及び支払)

第5条 乙は、前条の規定により、災害時廃棄物収集等に要した費用が確定したときは、経費明細書等を添えて甲に請求する。

2 甲は、前項の規定による乙からの請求があったときは、その内容を確認の上、その日から起算して30日以内に費用を支払う。ただし、費用の支払に予算上の措置等を必要とする場合は、費用の支払時期については、この限りでない。

(協定の有効期間)

第6条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成24年3月31日までとする。

ただし、協定期間終了の日の3か月前までに、甲又は乙から書面による解約の申し出がないときは、更に1年間延長されたものとみなし、以降、この例によるものとする。

(協議)

第7条 この協定の各条項の解釈について疑義を生じたとき、又は、この協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

甲と乙は、この協定を証するため、本書2通を作成し、それぞれ記名押印の上、各1通を保管するものとする。

平成23年4月1日

甲 東京都小金井市本町六丁目6番3号

乙 東京都調布市深大寺東町一丁目34番8号
有限会社調布清掃

様式第2号(第3条関係)

年 月 日

小金井市長

様

災害時廃棄物収集等実施状況報告書

「災害時における廃棄物の収集及び運搬の協力に関する協定書」に基づき、災害時廃棄物収集等に関する実施状況について、下記のとおり報告します。

記

災害時廃棄物収集等実施内容	
災害時廃棄物収集等の期間	
災害時廃棄物の収集場所	
災害時廃棄物の運搬場所	
人員、車両等の状況	
その他	

*連絡先 担当

電話

様式第1号(第2条関係)

小　　発　第　　号
年　　月　　日

様

小金井市長

災害時廃棄物収集等協力依頼書

「災害時における廃棄物の収集及び運搬の協力に関する協定書」に基づき、災害時廃棄物収集等に関する協力について、下記のとおり依頼します。

記

災害の状況	
災害時廃棄物の内容及び状況等	
災害時廃棄物の収集場所	
災害時廃棄物の運搬場所	
その他	

*連絡先

部

課 担当

電話

協定 し尿処理・がれき処理関係 5 災害時におけるし尿の収集及び運搬の協力に関する協定書（加藤商事）	
文書管理機関名：市環境部	本編該当頁：第2部 11-8

災害時におけるし尿の収集及び運搬の協力に関する協定書（加藤商事）

小金井市（以下「甲」という。）と株式会社加藤商事（以下「乙」という。）との間において、次のとおり災害時におけるし尿の収集及び運搬（以下「収集等」という。）に関し協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震、風水害等の災害（以下「災害」という。）により小金井市内で大規模な災害が発生した場合に、小金井市地域防災計画に基づき、甲が実施する応急対策に対する乙の協力について、必要事項を定めるものとする。

（協力）

第2条 甲は、小金井市内に災害が発生し、避難所等に設置された仮設トイレ等のし尿の収集等が必要になった時は、乙に対し災害時し尿収集等の協力を依頼するものとする。

2 甲は、乙に対し災害時し尿収集等の協力を依頼する場合は、災害時し尿収集等協力依頼書（様式第1号）により乙に対して、次の事項を明らかにして協力依頼をするものとする。ただし、緊急の場合は、口頭で行い、後日災害時し尿収集等協力依頼書をもって処理するものとする。

- (1) 災害の状況
- (2) 災害時し尿の状況等
- (3) 災害時し尿の収集場所
- (4) 災害時し尿の運搬場所
- (5) その他必要事項

3 乙は、前項の規定による甲からの依頼を受けた時は、必要な人員、車両等を調達し、可能な限り災害時し尿収集等を実施するものとする。

（業務の実施）

第3条 乙は、前条の規定による甲の依頼に協力する場合は、し尿の収集等を依頼された場所（以下「指定場所」という。）に甲の職員が派遣されているときは甲の依頼内容及び甲の職員の指示に従い、指定場所に甲の職員が派遣されていないときは甲の依頼内容に従い、し尿の収集等を行うこととする。

- 2 甲は、乙の業務が円滑に行われるよう必要な措置を講ずることとする。
- 3 乙は、業務の実施に当たり、周囲の生活環境に十分配慮することとする。
- 4 乙は、災害時し尿収集等が終了したときは、速やかにその実施状況について災害

時し尿収集等実施状況報告書（様式第2号）により甲に報告する。

（費用負担）

第4条 甲は、第2条第3項の規定による乙の災害時し尿収集等により甲が経費を負担する。

2 前項の経費は、災害発生直前におけるし尿等の収集運搬に係る適正価格を基準とし、甲乙協議の上決定する。

（請求及び支払）

第5条 乙は、前条の規定により、災害時し尿収集等に要した費用が確定したときは、経費明細書等を添えて甲に請求する。

2 甲は、前項の規定による乙からの請求があったときは、その内容を確認の上、その日から起算して30日以内に費用を支払う。ただし、費用の支払に予算上の措置等を必要とする場合は、費用の支払時期については、この限りでない。

（協定の有効期間）

第6条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成24年3月31日までとする。ただし、協定期間終了の日の3か月前までに、甲又は乙から書面による解約の申出がないときは、更に1年間延長されたものとみなし、以降、この例によるものとする。

（協議）

第7条 この協定の各条項の解釈について疑義を生じたとき、又は、この協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

甲と乙は、この協定を証するため、本書2通を作成し、それぞれ記名押印の上、各1通を保管するものとする。

平成23年4月1日

甲 東京都小金井市本町六丁目6番3号

乙 東京都狛江市東野川二丁目14番2号

株式会社加藤商事

様式第1号(第2条関係)

小 発 第 号
年 月 日

様

小金井市長

災害時し尿収集等協力依頼書

「災害時におけるし尿の収集及び運搬に関する協定書」に基づき、災害時し尿収集等に関する協力について、下記のとおり依頼します。

記

災害の状況	
災害時し尿の状況等	
災害時し尿の収集場所	
災害時し尿の運搬場所	
その他	

*連絡先 部 課 担当 電話

様式第2号(第3条関係)

年 月 日

小金井市長 様

災害時し尿収集等実施状況報告書

「災害時におけるし尿の収集及び運搬に関する協定書」に基づき、災害時し尿収集等に関する実施状況について、下記のとおり報告します。

記

災害時し尿収集等実施内容	
災害時し尿収集等の期間	
災害時し尿の収集場所	
災害時し尿の運搬場所	
人員、車両等の状況	
その他	

*連絡先 担当

電話

協定 し尿処理・がれき処理関係 6 災害時におけるし尿の収集及び運搬の協力に関する協定書（志賀興業）	
文書管理機関名：市環境部	本編該当頁：第2部 11-8

災害時におけるし尿の収集及び運搬の協力に関する協定書（志賀興業）

小金井市（以下「甲」という。）と志賀興業株式会社（以下「乙」という。）との間において、次のとおり災害時におけるし尿の収集及び運搬（以下「収集等」という。）に関し協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震、風水害等の災害（以下「災害」という。）により小金井市内で大規模な災害が発生した場合に、小金井市地域防災計画に基づき、甲が実施する応急対策に対する乙の協力について、必要事項を定めるものとする。

（協力）

第2条 甲は、小金井市内に災害が発生し、避難所等に設置された仮設トイレ等のし尿の収集等が必要になった時は、乙に対し災害時し尿収集等の協力を依頼するものとする。

2 甲は、乙に対し災害時し尿収集等の協力を依頼する場合は、災害時し尿収集等協力依頼書（様式第1号）により乙に対して、次の事項を明らかにして協力依頼をするものとする。ただし、緊急の場合は、口頭で行い、後日災害時し尿収集等協力依頼書をもって処理するものとする。

- (1) 災害の状況
- (2) 災害時し尿の状況等
- (3) 災害時し尿の収集場所
- (4) 災害時し尿の運搬場所
- (5) その他必要事項

3 乙は、前項の規定による甲からの依頼を受けた時は、必要な人員、車両等を調達し、可能な限り災害時し尿収集等を実施するものとする。

（業務の実施）

第3条 乙は、前条の規定による甲の依頼に協力する場合は、し尿の収集等を依頼された場所（以下「指定場所」という。）に甲の職員が派遣されているときは甲の依頼内容及び甲の職員の指示に従い、指定場所に甲の職員が派遣されていないときは甲の依頼内容に従い、し尿の収集等を行うこととする。

- 2 甲は、乙の業務が円滑に行われるよう必要な措置を講ずることとする。
- 3 乙は、業務の実施に当たり、周囲の生活環境に十分配慮することとする。
- 4 乙は、災害時し尿収集等が終了したときは、速やかにその実施状況について災害

時し尿収集等実施状況報告書（様式第2号）により甲に報告する。

（費用負担）

第4条 甲は、第2条第3項の規定による乙の災害時し尿収集等により甲が経費を負担する。

2 前項の経費は、災害発生直前におけるし尿等の収集運搬に係る適正価格を基準とし、甲乙協議の上決定する。

（請求及び支払）

第5条 乙は、前条の規定により、災害時し尿収集等に要した費用が確定したときは、経費明細書等を添えて甲に請求する。

2 甲は、前項の規定による乙からの請求があったときは、その内容を確認の上、その日から起算して30日以内に費用を支払う。ただし、費用の支払に予算上の措置等を必要とする場合は、費用の支払時期については、この限りでない。

（協定の有効期間）

第6条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成24年3月31日までとする。

ただし、協定期間終了の日の3か月前までに、甲又は乙から書面による解約の申出がないときは、更に1年間延長されたものとみなし、以降、この例によるものとする。

（協議）

第7条 この協定の各条項の解釈について疑義を生じたとき、又は、この協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

甲と乙は、この協定を証するため、本書2通を作成し、それぞれ記名押印の上、各1通を保管するものとする。

平成23年4月1日

甲 東京都小金井市本町六丁目6番3号

乙 東京都三鷹市新川四丁目1番11号

志賀興業株式会社

様式第1号(第2条関係)

小 発 第 号
年 月 日

様

小金井市長

災害時し尿収集等協力依頼書

「災害時におけるし尿の収集及び運搬に関する協定書」に基づき、災害時し尿収集等に関する協力について、下記のとおり依頼します。

記

災害の状況	
災害時し尿の状況等	
災害時し尿の収集場所	
災害時し尿の運搬場所	
その他	

*連絡先 部 課 担当 電話

様式第2号(第3条関係)

年 月 日

小金井市長 様

災害時し尿収集等実施状況報告書

「災害時におけるし尿の収集及び運搬に関する協定書」に基づき、災害時し尿収集等に関する実施状況について、下記のとおり報告します。

記

災害時し尿収集等実施内容	
災害時し尿収集等の期間	
災害時し尿の収集場所	
災害時し尿の運搬場所	
人員、車両等の状況	
その他	

*連絡先 担当

電話

協定 し尿処理・がれき処理関係 7 災害時におけるし尿の収集及び運搬の協力に関する協定書（調布清掃）	
文書管理機関名：市環境部	本編該当頁：第2部 11-8

災害時におけるし尿の収集及び運搬の協力に関する協定書（調布清掃）

小金井市（以下「甲」という。）と有限会社調布清掃（以下「乙」という。）との間において、次のとおり災害時におけるし尿の収集及び運搬（以下「収集等」という。）に関し協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震、風水害等の災害（以下「災害」という。）により小金井市内で大規模な災害が発生した場合に、小金井市地域防災計画に基づき、甲が実施する応急対策に対する乙の協力について、必要事項を定めるものとする。

（協力）

第2条 甲は、小金井市内に災害が発生し、避難所等に設置された仮設トイレ等のし尿の収集等が必要になった時は、乙に対し災害時し尿収集等の協力を依頼するものとする。

2 甲は、乙に対し災害時し尿収集等の協力を依頼する場合は、災害時し尿収集等協力依頼書（様式第1号）により乙に対して、次の事項を明らかにして協力依頼をするものとする。ただし、緊急の場合は、口頭で行い、後日災害時し尿収集等協力依頼書をもって処理するものとする。

- (1) 災害の状況
- (2) 災害時し尿の状況等
- (3) 災害時し尿の収集場所
- (4) 災害時し尿の運搬場所
- (5) その他必要事項

3 乙は、前項の規定による甲からの依頼を受けた時は、必要な人員、車両等を調達し、可能な限り災害時し尿収集等を実施するものとする。

（業務の実施）

第3条 乙は、前条の規定による甲の依頼に協力する場合は、し尿の収集等を依頼された場所（以下「指定場所」という。）に甲の職員が派遣されているときは甲の依頼内容及び甲の職員の指示に従い、指定場所に甲の職員が派遣されていないときは甲の依頼内容に従い、し尿の収集等を行うこととする。

- 2 甲は、乙の業務が円滑に行われるよう必要な措置を講ずることとする。
- 3 乙は、業務の実施に当たり、周囲の生活環境に十分配慮することとする。
- 4 乙は、災害時し尿収集等が終了したときは、速やかにその実施状況について災害

時し尿収集等実施状況報告書（様式第2号）により甲に報告する。

（費用負担）

第4条 甲は、第2条第3項の規定による乙の災害時し尿収集等により甲が経費を負担する。

2 前項の経費は、災害発生直前におけるし尿等の収集運搬に係る適正価格を基準とし、甲乙協議の上決定する。

（請求及び支払）

第5条 乙は、前条の規定により、災害時し尿収集等に要した費用が確定したときは、経費明細書等を添えて甲に請求する。

2 甲は、前項の規定による乙からの請求があったときは、その内容を確認の上、その日から起算して30日以内に費用を支払う。ただし、費用の支払に予算上の措置等を必要とする場合は、費用の支払時期については、この限りでない。

（協定の有効期間）

第6条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成24年3月31日までとする。

ただし、協定期間終了の日の3か月前までに、甲又は乙から書面による解約の申出がないときは、更に1年間延長されたものとみなし、以降、この例によるものとする。

（協議）

第7条 この協定の各条項の解釈について疑義を生じたとき、又は、この協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

甲と乙は、この協定を証するため、本書2通を作成し、それぞれ記名押印の上、各1通を保管するものとする。

平成23年4月1日

甲 東京都小金井市本町六丁目6番3号

乙 東京都調布市深大寺東町一丁目34番8号

有限会社調布清掃

代表取締役

様式第1号(第2条関係)

小 発 第 号
年 月 日

様

小金井市長

災害時し尿収集等協力依頼書

「災害時におけるし尿の収集及び運搬に関する協定書」に基づき、災害時し尿収集等に関する協力について、下記のとおり依頼します。

記

災害の状況	
災害時し尿の状況等	
災害時し尿の収集場所	
災害時し尿の運搬場所	
その他	

*連絡先 部 課 担当 電話

様式第2号(第3条関係)

年 月 日

小金井市長 様

災害時し尿収集等実施状況報告書

「災害時におけるし尿の収集及び運搬に関する協定書」に基づき、災害時し尿収集等に関する実施状況について、下記のとおり報告します。

記

災害時し尿収集等実施内容	
災害時し尿収集等の期間	
災害時し尿の収集場所	
災害時し尿の運搬場所	
人員、車両等の状況	
その他	

*連絡先 担当

電話

**協定 消防水利関係 1 指定給水拠点における初動応急給水活動に関する覚書
及び指定給水拠点における初動応急給水活動に関する覚書
実施細目**

文書管理機関名：市総務部

本編該当頁：第2部 9-7

指定給水拠点における初動応急給水活動に関する覚書

東京都（以下「甲」という。）と小金井市（以下「乙」という。）は指定給水拠点における初動応急給水活動について、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第1条 この覚書は、東京都地域防災計画、東京都水道局震災応急対策計画及び小金井市地域防災計画の趣旨に基づき、住民への速やかな初動応急給水活動を実施するに当たり、必要な事項を定めることを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この覚書において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 指定給水拠点 給水拠点（応急給水槽を除く。）のうち、甲が指定する給水拠点をいう。
- 二 初動応急給水活動 応急給水用資器材を設置し、水質検査を行った後、応急給水を行うことをいう。
- 三 応急給水区画 指定給水拠点の敷地のうち、応急給水活動に使用するために甲が指定する区画をいう。

（乙による初動応急給水活動の実施）

第3条 住民への速やかな応急給水の実施のために必要がある場合において、乙は、当該指定給水拠点において、初動応急給水活動を実施することができるものとする。

（初動応急給水活動に従事する者の指定）

第4条 乙は、乙が指定する者（以下「指定従事者」という。）により指定給水拠点における初動応急給水活動を行わせることができる。

2 前項の場合には、乙は、あらかじめ指定従事者について甲に通知するものとする。

（当事者等の責務）

第5条 乙は、指定給水拠点における初動応急給水活動（指定従事者により行う場合を含む。次項及び第7条において同じ。）を円滑に実施できるよう、応急給水訓練の実施に努めるものとする。

2 甲は、応急給水資器材の維持管理など、乙の初動応急給水活動の実施に必要な措置を講じるものとする。

（指定給水拠点の通知）

第6条 甲は、第2条第1号に規定する指定給水拠点を指定したときは、乙に文書により通知するものとする。

（鍵の管理）

第7条 甲は、乙に対し、応急給水区画に出入りするための門扉、応急給水用資器材を保管する倉庫その他の初動応急給水活動を行うために錠を開ける必要がある施設に

協定 消防水利関係 1 指定給水拠点における初動応急給水活動に関する覚書及び指
定給水拠点における初動応急給水活動に関する覚書実施細目

係る鍵又は錠がダイヤル式の場合にあっては鍵となる番号（以下これらを「鍵等」と
いう。）を貸与するものとする。

- 2 乙は、前項の規定により貸与された鍵等を、乙が初動応急給水活動又は応急給水訓
練を行うために使用することができるものとする。ただし、非常時以外の場合におい
て、使用しようとするときは、事前に甲の承諾を得なければならないものとする。
- 3 乙は、鍵等について、紛失、盗難及び外部への漏えいを予防する措置を乙の責任に
おいて講じるものとする。
- 4 乙は、鍵等の紛失、盗難又は外部への漏えいが生じたときは、直ちにその旨を甲に
報告し、甲の指示に従って対応するものとする。

（費用の補償）

第8条 乙は、乙の職員又は指定従事者が応急給水区画内の施設、応急給水用資器材等
を破損した場合には、その修繕費用を甲に補償するものとする。

（相互の連絡調整）

第9条 甲及び乙は、必要に応じて連絡調整を行うものとする。

（実施細目）

第10条 この覚書の具体的な運用について必要な事項は、甲乙協議の上、別に定める
ものとする。

（疑義等に関する協議）

第11条 この覚書に定めのない事項及びこの覚書の実施に際し疑義が生じた場合は、
甲と乙とが協議して決定するものとする。

甲と乙とは、本覚書締結の証として本覚書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、そ
の1通を保管するものとする。

平成26年 3月31日

甲 東京都

代表者 公営企業管理者

乙 小金井市

指定給水拠点における初動応急給水活動に関する覚書実施細目

東京都（以下「甲」という。）と小金井市（以下「乙」という。）は、指定給水拠点における初動応急給水活動に関する覚書（以下「覚書」という。）第10条の規定に基づき、次のとおり実施細目を定める。

（用語の定義）

第1条 この実施細目で使用する用語の意義は、覚書で使用する用語の例による。

（初動応急給水活動の実施）

第2条 乙は、覚書第3条及び第7条の規定により、指定給水拠点において初動応急給水活動（覚書第4条の規定により指定従事者により行う場合を含む。以下同じ。）を行うときは、甲が作成し、配付する手順書に従って、初動応急給水活動を実施するものとする。

2 前項の規定は、覚書第5条第1項の規定により訓練を実施する場合に準用する。

（応急給水訓練）

第3条 乙は、覚書第3条及び第7条の規定により指定給水拠点において初動応急給水活動を行うため、応急給水区画及び同区画内の施設に出入りする方法、門扉等の解錠方法、応急給水用資器材の設置方法、応急給水の方法その他の指定給水拠点における初動応急給水活動に必要な事項について、甲が実施する応急給水訓練等に参加し、一連の作業の習熟を図るものとする。

2 乙は、覚書第5条第1項の規定により応急給水訓練を実施しようとするときは、あらかじめ甲に届け出て、その承認を得なければならない。

3 甲は、乙が実施する応急給水訓練に協力し、必要に応じて参加するものとする。

（初動応急給水活動の運用）

第4条 乙は、指定従事者により初動応急給水活動を行おうとする場合において、覚書第4条の規定により指定従事者について甲に通知するときは、指定給水拠点別に、その名称及び代表者（住所、氏名及び連絡先）等をあらかじめ甲に通知するものとする。

（疑義等に関する協議）

第5条 この実施細目に定めのない事項及びこの実施細目の実施に際し疑義が生じた場合は、甲と乙とが協議して決定するものとする。

甲と乙とは、本書締結の証として本書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、その1通を保管するものとする。

協定 消防水利関係 1 指定給水拠点における初動応急給水活動に関する覚書及び指
定給水拠点における初動応急給水活動に関する覚書実施細目

平成26年 3月31日

甲 東京都

代表者 公営企業管理者

乙 小金井市

協定 消防水利関係 2 消防水利の設置等に関する協定書及び消防水利の設置等 に関する協定書に係る実施細目	
文書管理機関名：市総務部	本編該当頁：第2部 2-26

消防水利の設置等に関する協定書

小金井市長（以下「甲」という。）と東京消防庁小金井消防署長（以下「乙」という。）は、消防水利の設置等に関して、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、小金井市における消防水利の設置、確保、修繕及び水利標識の建植等について、甲及び乙が協力して円滑な事務の推進を図り、もって、小金井市における火災等の災害に適切に対処することを目的とする。

（水利整備対策会議）

第2条 甲及び乙は、定期的に水利整備対策会議を開催し、翌年度における防火水槽の設置、公共事業に併せた水利の確保対策その他水利整備に関する重要事案について協議し消防水利の計画的かつ着実な整備を図るものとする。

（小金井市宅地開発等指導要綱の協議）

第3条 甲は、宅地開発、集合住宅建設等に関し、小金井市宅地開発等指導要綱に定める消防水利の設置など消防に関わる行政指導を行おうとする場合又は当該要綱を改廃する場合には、乙に協議するものとする。

2 乙は、前項の協議を受けたときは、消防行政上からの意見を述べるものとする。

（個別協議）

第4条 甲は、次の各号に定める事案の処理に際し、あらかじめ乙に協議し、効果的な消防水利の整備を図るものとする。

- (1) 小金井市における消防水利の整備に関する計画を樹立又は変更する場合
- (2) 消防水利を設置、移設、変更又は廃止をする場合（消火栓を含む。）
- (3) 都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づき、消防水利に関する同意又は協議を行う場合
- (4) 都市再開発法（昭和44年法律第38号）に基づき、施行者から意見を求められた場合
- (5) 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）による区画整理事業が行われる場合
- (6) 小金井市宅地開発等指導要綱等に基づき、消防水利の設置等を指導する場合
- (7) 東京都都市整備局、東京都住宅供給公社及び都市再生機構が実施する住宅建設事業に際し、意見を求められた場合
- (8) 甲が管理する河川、池等を改修、撤去等をする場合

2 乙は、前項による協議を受けたときは、消防行政上の意見を述べるものとする。

3 甲及び乙は、第1項各号の協議が円滑に行われるようあらかじめ手順を定め、窓口を特定するなど適正かつ迅速な事務処理に努めるものとする。

(検査の立会い)

第5条 甲は、前条第1項に定める協議を経て設置又は確保される消防水利の検査又は確認に際しては、乙に立会いを求めるものとする。

2 乙は、前項の求めに応じて立ち会い、当該消防水利の位置及び構造について確認するとともに、消防活動上からの意見を述べるものとする。

(市施設等の活用)

第6条 甲は、甲が管理する河川、池、プール、雨水貯留槽及び空調用蓄熱槽等を設置又は改修等をする場合は、消防水利として活用できる位置及び構造となるよう努めるものとする。

2 乙は、前項に定める施設等の設置に際しては積極的に甲に協力するものとする。

(消防水利の指定)

第7条 乙は、前条に定める消防水利のほか、消防の用に供し得る水利の確保に努めるものとし、消防法（昭和23年法律第86号）第21条第1項の規定に基づき、前条の水利については甲の、その他の水利についてはその所有者等の承諾を得て消防水利に指定するものとする。

2 乙は、前項の規定により消防水利に指定したとき、又は指定を解除したときは、甲に通知するものとする。

(水利標識の建植等)

第8条 甲は、前条の規定による指定消防水利について、消防法第21条第2項に基づく水利標識を建植し、乙の消防活動の利便に資するものとする。ただし、水利標識がやむを得ず建植できない場合は、黄色の塗装表示をするものとする（次項において消火栓標識及び水利標識及び水利標識がやむを得ず建植できない場合も同様とする。）。

2 甲は、上水道消火栓については消火栓標識を、また、それ以外の消防水利については水利標識（総務省消防庁が示す統一標識）を努めて建植し、乙の消防活動の利便に資するものとする。

3 乙は、前項の規定において、甲が建植する消火栓標識以外の消火栓標識に係る事務を処理するものとする。

(消防水利の修繕)

第9条 乙は、乙の職員が行う水利調査において消防水利の故障を発見したときは、甲に通知するものとする。

2 甲が管理する消防水利において、前項に定める通知を受けたときは、甲は、速やかに修繕工事を行い、工事が完了したときは乙に通知するものとし、上水道消火栓については、当該水道の管理者に速やかに修繕工事が必要な旨、通知するものとする。

(事故の防止)

第10条 乙は、水利調査等において、甲が管理する水利施設に関わる転落、溺水等の事故の発生するおそれがある状況を発見したときは、直ちに甲に通知するとともに、危険防止のため緊急の必要があると認めるときは、応急の措置を施すことができるものとする。

2 甲は、甲が管理する水利施設に起因する転落、溺水等の事故を防止するため適正な管理に努めるものとし、前項の規定による乙の通知があったときは可及的速やかに改善を図るものとする。

3 乙は、甲以外の者が管理する指定消防水利について第1項に定める状況を発見したときは、甲に通知するものとする。

(水利使用後の措置)

協定 消防水利関係 2 消防水利の設置等に関する協定書及び消防
水利の設置等に関する協定書に係る実施細目

第11条 乙は、火災又は演習等により消防水利（消火栓を含む。）を使用したときは、使用水量等必要な事項について速やかに甲に通知するものとする。

（実施細目）

第12条 この協定の実施に必要な事項は、甲及び乙が協議して別に定める。

（疑義）

第13条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じた事項については甲及び乙がその都度協議して定めるものとする。

（その他）

第14条 平成10年12月15日付け「消防水利の設置等に関する協定書」は本協定締結をもって廃止する。

甲と乙は、この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保管するものとする。

平成25年7月25日

甲

乙 東京消防庁

消防水利の設置等に関する協定書に係る実施細目

小金井市長（以下「甲」という。）と東京消防庁小金井消防署長（以下「乙」という。）は、消防水利の設置等に関する協定書（以下「協定書」という。）第12条に基づく実施細目を締結する。

第1条 協定書第2条に定める水利整備対策会議（次項において「対策会議」という。）の構成員は、次のとおりとし、課長以下をもって構成する。

- (1) 甲にあっては、総務部地域安全課、都市整備部まちづくり推進課
- (2) 乙にあっては、警防課防災安全係
- (3) その他甲、乙において特に必要と求める者

2 対策会議の定例会議は、原則、毎年1回（6月）とし、必要に応じ臨時に会議を開催できるものとする。

第2条 協定書第4条第1項第2号に規定する消防水利（消火栓を除く。）を設置、移設、変更又は廃止をしたときは様式第1号によるものとする。

第3条 協定書第4条第1項第3号に定める都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく消防水利に関する同意又は協議を行う場合は、様式第2号及び様式第3号によるものとし、甲にあっては都市整備部まちづくり推進課が、乙にあっては警防課防災安全係が行う。

第4条 協定書第4条第3項に定める窓口は、小金井市総務部地域安全課及び小金井消防署警防課防災安全係とする。

第5条 協定書第7条に定める消防水利の指定及び解除したときは、様式第4号によるものとする。

第6条 協定書第9条に定める消防水利の修繕の場合は、様式第5号及び様式第6号によるものとする。

第7条 協定書第11条に定める水利（消火栓を含む。）使用後の措置の場合は、様式第7号によるものとする。

第8条 この実施細目は、締結した日から適用する。

甲と乙は、この実施細目を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保管するものとする。

平成25年7月25日

甲

乙 東京消防庁

協定 消防水利関係 2 消防水利の設置等に関する協定書及び消防
水利の設置等に関する協定書に係る実施細目

様式第1号 (第2条関係)

小 発第 号

年 月 日

東京消防庁

小金井消防署長 様

小金井市長 公印

消防水利の設置等について (通知)

下記のとおり消防水利を設置、移設変更又は及び廃止したので通知します。

記

異動種別	水利種別	1 口径 2 容量	所 在 目 標	導水装置の 有無	工事完了日

担当者

協定 消防水利関係 2 消防水利の設置等に関する協定書及び消防
水利の設置等に関する協定書に係る実施細目

様式第2号 (第3条関係)

小 発第 号

年 月 日

東京消防庁

小金井消防署長 様

小金井市長

公印

開発行為に関する消防水利施設等について (照会)

都市計画法第32条の開発行為に関する消防水利について、都市計画法施行令第25条第8号の規定により設置する貯水施設等の必要の有無等下記に定める事項について伺います。

記

1 開発区域の所在地

2 開発行為申請者

3 開発区域の面積

4 回答先

都市整備部まちづくり推進課 担当

電話

協定 消防水利関係 2 消防水利の設置等に関する協定書及び消防
水利の設置等に関する協定書に係る実施細目

様式第3号（第3条関係）

年 月 日

（宛先）小金井市長

東京消防庁

小金井消防署長

開発行為に伴う意見の照合について（回答）

年 月 日付け小 発第 号で照会のあったことについては、下記のとおりです。

記

1 開発区域の所在地

2 開発行為申請者

3 開発区域の面積

4 開発区域の水利状況

問合せ先

警防課防災安全係

担当

電話 内線

協定 消防水利関係 2 消防水利の設置等に関する協定書及び消防水利の設置等に関する協定書に係る実施細目

様式第4号（第5条関係）

年 月 日

(宛先) 小金井市長

東京消防庁

小金井消防署長

消防水利の（指定・解除）について（通知）

下記のとおり消防水利を（指定・解除）しましたので通知します。

記

問合せ先

警防課防災安全係

相当

電話

內線

協定 消防水利関係 2 消防水利の設置等に関する協定書及び消防
水利の設置等に関する協定書に係る実施細目

様式第5号（第6条関係）

年 月 日

（宛先）小金井市長

東京消防庁
小金井消防署長

消防水利の故障状況について（通知）

貴市が管理する消防水利の故障状況は、下記のとおりです。通知いたします。

記

（月分）

種別	番号	所在（目標）	故障内容

※ 種別欄の赤の○印のものは、消火活動上特に重要です。至急修理を要するものです。

問合せ先

警防課防災安全係

担当

電話 内線

協定 消防水利関係 2 消防水利の設置等に関する協定書及び消防
水利の設置等に関する協定書に係る実施細目

様式第6号 (第6条関係)

小 発第 号

年 月 日

東京消防庁

小金井消防署長 様

小金井市長

公印

故障消防水利の修理完了について (通知)

故障消防水利の修理を完了しましたので、下記のとおり通知いたします。

記

種別	番 号	所 在 (目標)	口 径	修理内容	完 了 年月日
			容 量		
			mm		
			m ³		
			mm		
			m ³		
			mm		
			m ³		
			mm		
			m ³		

協定 消防水利関係 2 消防水利の設置等に関する協定書及び消防
水利の設置等に関する協定書に係る実施細目

様式第7号（第11条関係）

年 月 日

（宛先）小金井市長

東京消防庁

小金井消防署長

年 月分消火用及び演習用使用水量について（通知）

小金井市における 月分の消火用及び演習用のための使用水量は下記のとおりです。

記

種別	使用水量及び内容（算出根拠）
消火用	
演習用	
計	

協定 消防水利関係 3 消火栓等からの応急給水等の実施等に関する覚書	
文書管理機関名：市総務部	本編該当頁：第2部 9-8

消火栓等からの応急給水等の実施等に関する覚書

東京都（東京都水道局）（以下「甲」という。）と小金井市（以下「乙」という。）とは、消火栓等からの応急給水用資器材及び消火用資器材（以下「資器材」という。）の貸借並びに資器材を使用した防災訓練並びに災害時における消火栓等からの応急給水及び初期消火活動（以下「応急給水等」という。）の実施に関し、次の条項により覚書を締結する。

（目的）

第1条 この覚書は、避難所等又はその周辺の消火栓等を活用し、給水拠点での応急給水を補完する応急給水や初期消火活動を行うに当たり、甲と乙との間において資器材の貸借、防災訓練の実施等について必要な事項を定めることにより、災害発生時において、乙が地域等の協力を得て、速やかに応急給水等を実施することを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この覚書において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1）避難所等

地震等の自然災害による家屋の倒壊、焼失等により被害を受けた者又は現に被害を受けるおそれのある者を一時的に受け入れ、保護するための場所及び大地震時等に発生する延焼火災その他の危険から避難者の生命を保護するために必要な面積を有する避難場所をいう。

（2）消火栓等

消火活動に必要な水を供給するために配水管に設置された消火栓又は水質保全等を目的として排水作業に使用するために配水管に設置された排水栓をいう。

（資器材の貸与等）

第3条 甲は、乙に対し、第5条に規定する基準を満たす場合において、次条第1項から第3項までに規定する手続により（1）アからエまで及び（2）に掲げる資器材を貸与し、並びに（1）才に掲げる資器材を譲渡するものとする。

この場合において、譲渡する資器材の所有権は、引渡しと同時に甲から乙に移転するものとし、甲は、当該資器材を乙に引き渡した後は、当該資器材に隠れたかしがあっても、その責めを負わないものとする。

（1）応急給水用資器材

路上の消火栓等に接続して応急給水を実施するため及び安全確保のための次に掲げる器材

ア 応急給水用仮設給水器材（スタンドパイプ、仮設給水栓セット及び接続ホース）

イ ホース（20m×2本）

ウ 差込式異径媒介金具（2個）

エ 開栓器、鉄蓋開閉用パール、鉄蓋用蓋鍵及び鉄蓋転倒防止器具

オ カラーコーン（4本）、コーンウェイト（4個）、コーンバー（4本）、残留塩素検査キット、バケツ（2個）及びホーローカップ

（2）消火用資器材

応急給水用資器材と併せて使用することにより初期消火活動に活用するための次に掲げる器材

ア 管そう（噴霧ノズル一体型）

イ ホース（20m×3本）

2 甲は、乙に資器材を貸与及び譲渡する場合には、前項に規定する資器材を一組として、甲が乙の希望を考慮して決定した組数を貸与及び譲渡するものとする。

（資器材の貸借等の手続）

第4条 乙は、甲から資器材を借り受けようとする場合には、甲が指定する申込書により、甲に申し込むものとする。

2 前項の場合において、乙は、甲から借り受けようとする資器材の保管場所として、安全かつ継続的に資器材を保管することが可能な避難所、防災倉庫等を甲に届け出るものとする。

3 甲は、第1項の規定により乙から資器材貸与の申込みがあった場合には、次条の基準に照らし、乙にその結果を通知するものとする。

4 乙は、第2項の規定により甲に届け出ている資器材の保管場所を変更しようとする場合には、甲に対し、保管場所の変更を届け出るものとする。

（資器材の貸与等の基準）

第5条 甲が乙に資器材を貸与及び譲渡する場合の基準は、次のとおりとする。

（1）資器材の保管場所（倉庫等、風雨の影響を受けない施設可能な場所）が確保されていること。

（2）資器材の保管場所ごとに年に1回以上応急給水等の訓練が行われること。この場合において、複数の保管場所での訓練を合同で一つの訓練として行ってもよいものとする。

（資器材の配達及び受領）

第6条 甲は、乙に資器材を貸与及び譲渡する場合には、乙が指定する納品場所に当該資器材を一括して配達するものとし、配達に係る費用は甲が負担する。

2 前項の規定により一括して配達された資器材の各保管場所への配布は、乙が行うものとする。

3 乙は、甲から資器材を受領した場合には、甲が別途指定する様式により、受領報告を行うものとする。

（資器材の保管及び管理）

第7条 乙は、甲から借り受け、及び譲り受けた資器材について、災害発生時及び訓練時

において直ちに使用することができるよう適切に保管及び管理を行うものとする。

- 2 乙が前項の規定による保管及び管理を怠ったことを起因として、紛失又は損傷した場合の修繕又は交換に係る費用は乙が負担する。
- 3 乙は、年に1回、甲が求める時期に資器材の棚卸しを行い、甲が指定する様式をもつて保管状況の報告を行うこと。

(災害発生時の応急給水に使用する消火栓等の選定)

第8条 甲は、乙が指定する災害発生時に応急給水を行う予定の場所において、応急給水に使用する消火栓等を乙と協議の上選定し、乙に通知するものとする。

- 2 乙は、災害発生時において消火栓等から応急給水を行う場合には、前項の規定により甲が通知した消火栓等を使用するものとする。

(市(町)職員への訓練等)

第9条 乙が次条第1項の規定により応急給水の訓練を実施するため、甲が必要と認める間、甲は、乙の防災担当職員等に対し、消火栓等及び第3条第1項に規定する資器材を使用した応急給水の訓練等を行うものとする。

(消火栓等からの応急給水等の訓練の実施)

第10条 乙は、自ら又は自治会、町会等が実施する防災訓練において、住民に対し、年に1回以上消火栓等からの応急給水等の訓練を実施するものとする。

- 2 乙は、前項の訓練を実施しようとする場合には、あらかじめ甲と協議の上、甲に対し、必要に応じて訓練への応援を要請することができるものとする。
- 3 乙は、第1項の規定により応急給水の訓練を実施する場合には、第8条第1項の規定により甲が通知した消火栓等を使用するものとする。
- 4 前項の規定にかかわらず、乙は、甲が通知した消火栓等以外の消火栓等を使用して応急給水の訓練を実施しようとする場合には、別途甲と協議するものとする。

(訓練参加者の損害に対する補償)

第11条 乙が前条第1項の規定により訓練を行う場合において、当該訓練の実施中に、当該訓練の参加者が負傷したときは、その補償に係る費用は、甲に責めのある場合を除き乙が負担するものとする。

(消火栓等からの応急給水等の実施)

第12条 乙は、災害発時において、住民への速やかな応急給水を行うために必要があると認める場合には、水道管の通水状況等を甲に確認した上で、第8条第1項の規定により甲が通知した消火栓等を使用して応急給水を実施することができるものとする。ただし、当該消火栓等を使用することができない場合には、乙は、甲と協議の上、避難所等又はその周辺の消火栓等のうち使用可能な消火栓等を使用して応急給水を実施することができるものとする。

2 乙は、初期消火活動を行う場合には、甲から借り受けた資器材及び使用可能な全ての消火栓等を使用することができるものとする。

(相互の連絡調整)

第13条 甲及び乙は、必要に応じて連絡調整を行うものとする。

(疑義等に関する協議)

第14条 この覚書に定めのない事項及びこの覚書の実施に際し疑義が生じた場合は、甲と乙とが協議して決定するものとする。

甲及び乙は、本覚書締結の証として本覚書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、その1通を保管するものとする。

平成25年 7月 16日

甲 東京都

乙 小金井市

協定 消防水利関係 4 上水道における排水栓の取り扱い等に関する覚書及び 上水道における排水栓の取り扱い等に関する覚書実施細目	
文書管理機関名：市総務部	本編該当頁：第2部 2-26

上水道における排水栓の取り扱い等に関する覚書

小金井市を甲とし、東京都を乙とし、甲乙間において、上水道における排水栓の取扱い等に関し、次の条項により覚書を締結する。

(目的)

第1条 この覚書は、甲が消防活動のための水源として、乙が所管する排水栓を使用することに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この覚書において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 配水管 乙が所管する水道管で、給水区域への配水を目的として布設されたものと
いう。
- (2) 排水栓 水質保全等を目的として排水作業に使用するために配水管に設置された水
栓で、乙が所管する水道施設をいう。

(排水栓の設置等に係る情報提供)

第3条 乙は、排水栓の新設、撤去又は移設のための工事を行った場合には、当該排水栓
に関する情報を甲に通知するものとする。

(排水栓の使用)

第4条 甲は、消防活動及び訓練演習のために排水栓を使用することができる。

- 2 甲は、排水栓の使用に当たって、水質の保全及び水道施設の維持管理に支障を来たさ
ないよう努めるものとする。
- 3 乙は、甲が防災市民組織等に訓練演習及び消火のために排水栓を使用させることを認
めるものとする。
- 4 甲は、排水栓の使用水量を3か月ごとにまとめ、乙に通知するものとする。
- 5 甲は、訓練演習、防火水槽への充水等で排水栓を使用し、又は使用させる場合には、
事前に乙へ通知するものとする。

(消防水利としての措置)

第5条 甲は、消防法（昭和23年法律第186号）及びこの覚書に基づき排水栓を消防
水利とすることができます。

- 2 甲は、前項の規定により排水栓を消防水利とした場合は、その旨を乙へ通知するもの
とする。

協定 消防水利関係 4 上水道における排水栓の取り扱い等に関する覚書及び
上水道における排水栓の取り扱い等に関する覚書実施細目

(費用の補償)

第6条 甲は、第4条第1項及び第3項の規定により排水栓を使用し、又は使用させた場合は、これにより生じた水道使用に係る費用及び破損させた場合の修繕費用を、乙に補償するものとする。

2 排水栓の設置費及び維持管理費は、乙が負担するものとする。

(実施細目)

第7条 この覚書の具体的な運用について必要な事項は、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

(疑義等に関する協議)

第8条 この覚書に定めのない事項及びこの覚書の実施に際し疑義が生じた場合は、甲乙が協議して決定する。

(適用年月日)

第9条 この覚書は、覚書締結の日から適用する。

上記覚書締結の証として本覚書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各々1通を保有する。

平成24年 9月10日

甲 小金井市

乙 東京都

代表者 公営企業管理者

上水道における排水栓の取り扱い等に関する覚書実施細目

小金井市を甲とし、東京都を乙とし、甲乙にて、上水道における排水栓の取り扱い等に関する覚書（以下「覚書」という。）第7条に基づき、次のとおり実施細目を定める。

（設置等通知）

第1条 覚書第3条に規定する排水栓の設置等に係る通知は、上水道における消火栓の設置、維持管理等に関する協定書（平成24年3月30日締結。以下「消火栓協定」という。）第4条第2項に規定する消火栓の設置等工事の結果の通知と併せて、行うものとする。

（訓練の立会い等）

第2条 甲は、防災市民組織等が排水栓を使用した訓練演習を実施する場合、甲へ事前に届出を行うよう、関係機関に周知させるものとする。

- 2 甲は、防災市民組織等から排水栓を使用した訓練演習実施の届出があった場合には、防災市民組織等の訓練演習に立ち会うものとする。
- 3 甲は、前項の訓練演習の際に、排水栓の操作方法を防災市民組織等に指導するものとする。
- 4 甲は、第2項に規定する立会及び第3項に規定する指導を、甲が指定する者に行わせることができるものとする。

（使用に関する通知等）

第3条 覚書第4条第4項に規定する排水栓の使用水量の通知は、消火栓協定第6条第1項に規定する消火栓の使用水量の通知と併せて、3か月ごとに行うものとする。

- 2 甲は、覚書第4条第1項及び第3項の規定により排水栓を使用し、又は使用させたことにより、排水栓を破損させた場合は、排水栓の所在、故障内容を書面により乙に通知するものとする。

（消防水利とした場合の措置等）

第4条 甲は、覚書第5条第1項により排水栓を消防水利とした場合は、排水栓鉄蓋の裏面への管理番号等の表示及び鉄蓋外周の塗色を行うことができる。

- 2 覚書第5条第2項に規定する排水栓を消防水利とした場合の通知は、翌年度の4月末日までに書面により行うものとする。

（費用の補償等）

第5条 覚書第6条の水道使用に係る費用及び破損させた場合の修繕費用は、乙の定める

協定 消防水利関係 4 上水道における排水栓の取り扱い等に関する覚書及び
上水道における排水栓の取り扱い等に関する覚書実施細目

積算基準により算定する。

- 2 覚書第6条の破損させた場合の修繕費用に付帯する事務費は、前項の破損させた場合の修繕費用の額に対し、乙の定める配水管工事等の費用徴収事務取扱要綱を準用した額とする。
- 3 乙は、前2項の積算基準及び配水管工事等の費用徴収事務取扱要綱を改廃したときは、速やかに甲に通知するものとする。
- 4 乙は、覚書第6条の費用を上半期と下半期の2回に分けて算定して甲に通知し、甲と協議の上、甲に請求するものとする。
- 5 甲は、前項の請求に基づき、速やかに請求額を支払うものとする。
- 6 前2項の事務処理は、上水道における消火栓補償費に関する覚書（平成24年3月30日締結。）に定める消火栓補償費の事務処理に含めて行うものとする。
(疑義等に関する協議)

第6条 この実施細目に定めのない事項及びこの実施細目の実施に際し疑義が生じた場合は、甲乙が協議して決定する。

(適用年月日)

第7条 この実施細目は、締結した日から適用する。

上記締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各々1通を保有する。

平成24年 9月10日

甲 小金井市

乙 東京都

代表者 公営企業管理者

協定 消防水利関係 5 上水道における消火栓の設置、維持管理等に関する協定書 及び上水道における消火栓補償費に関する覚書	
文書管理機関名：市総務部	本編該当頁：第2部 2-26

上水道における消火栓の設置、維持管理等に関する協定書

小金井市を甲とし、東京都を乙とし、甲乙間において、上水道における消火栓の設置、維持管理等に関し、次の条項により協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、消防法（昭和23年法律第186号）及び水道法（昭和32年法律第177号）に規定する水道施設と消防施設との関係を明確にし、消火栓の設置、維持管理、経費の補償その他必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 配水管 乙が所有し、維持管理する水管で、給水区域への配水を目的として布設されたものをいう。

(2) 消火栓 配水管に設置された消防事務に使用するための栓で、乙の所轄に属するものをいう。

(3) 区画量水器 配水管の漏水状況を測定するための量水器に、消火栓と同様の機能を持つ栓が取り付けられているもので、乙の所轄に属するものをいう。

(4) 消火栓の設置等工事 乙が施工する消火栓の新設、撤去、移設または修理（軽微な修理を除く。）のための工事をいう。

(設置及び構造の基準)

第3条 甲及び乙は、消火栓の設置及び構造の基準を、法令等に基づき協議して定める。

(設置等工事)

第4条 乙は、消火栓の設置等工事の施工計画及び工事内容を事前に甲に協議し、甲は、これに対し意見を述べることができる。

2 乙は、前項の工事終了後、その結果を甲に通知する。

3 乙は、毎年度末に、年度内の第1項の工事の状況を取りまとめ、現存する配水管と消火栓の配置状況が容易に把握できる資料を甲に提出する。

4 甲は、消火栓の設置が必要な場合は、乙に依頼することができる。

(所有権の帰属)

第5条 前条により設置した消火栓は、乙の所有とする。

(消火栓の使用)

第6条 甲は、消火栓の使用水量を3か月ごとにまとめ、乙に通知する。

2 甲は、訓練演習、防火水槽への充水等で消火栓を使用する場合は、事前に乙へ通知する。

3 甲は、防災市民組織に、訓練演習のために消火栓を使用させることができる。

協定 消防水利関係 5 上水道における消火栓の設置、維持管理等に関する協定書
及び上水道における消火栓補償費に関する覚書

- 4 乙は、甲以外の者に消火栓を使用させるときには、事前に甲の同意を得るものとする。
- 5 区画量水器の使用については、第1項から第4項までの規定を準用する。
- 6 甲は、消防法第30条に規定する緊急の必要がある場合は、乙に必要な措置を要請し、乙は協力する。

(維持管理)

第7条 乙は、消火栓が常に使用できる状態を保持するよう維持管理する。

- 2 甲は、修理が必要であると認められる消火栓について、乙に通知し、乙は速やかに修理する。

(費用の補償)

第8条 消火栓の設置及び維持管理並びに消火栓及び区画量水器の水道使用に要する費用は、水道法第24条第2項、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第17条の2及び同法施行令（昭和27年政令第403号）第8条の5の規定に基づき甲が補償するものとする。

- 2 前項の実施にあたり必要な事項は、乙が甲等と協議の上、別に定めるものとする。

(実施細目)

第9条 この協定の具体的な運用について必要な事項は、乙が甲等と協議の上、別に定めるものとする。

(疑義等に関する協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に際し疑義が生じた場合は、甲乙が協議して決定する。

(適用年度)

第11条 この協定は、平成24年度から適用する。

上記協定締結の証として本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、おのおの1通を保有する。

平成24年 3月 30日

甲 小金井市

乙 東京都

代表者 公営企業管理者

上水道における消火栓補償費に関する覚書

小金井市を甲とし、東京都を乙とし、甲乙間において、上水道における消火栓の設置、維持管理等に関する協定第8条第2項に基づき、上水道における消火栓の設置、維持管理等に係る費用（以下「消火栓補償費」という。）の補償について、次の条項により覚書を締結する。

（消火栓補償費の対象）

第1条 消火栓補償費の対象となる項目は、次に掲げるものとする。

- （1）消火栓の設置に係る費用
- （2）消火栓の維持管理に係る費用
- （3）消防用として使用された水に係る費用
- （4）消火栓の維持管理に係る人件費
- （5）第1号及び第2号に付帯する事務費

（費用の算定）

第2条 前条第1号から第4号までの費用は、乙の定める積算基準により算定する。

- 2 前条第5号の費用は、前条第1号及び第2号の合計額に対し、乙の定める配水管工事等の費用徴収事務取扱要綱を準用した額とする。
- 3 乙は、当該年度の事業計画等に基づき、その前年度に前2項により消火栓補償費を算定して甲に通知し、甲乙は、その内容について協議する。
- 4 乙は、第1項及び第2項の積算基準及び配水管工事等の費用徴収事務取扱要綱を改廃したときは、速やかに甲に通知する。

（事業計画変更等の通知）

第3条 乙は、前条の協議結果に当該年度の途中で変更が生じる場合には、速やかにその変更内容及び執行見込額を甲に通知し、甲と協議する。

- 2 乙は、10月以降隔月ごとに、消火栓補償費の対象となる事業の執行状況及び執行見込額を、速やかに甲に報告する。

（補償費の請求及び支払い）

第4条 乙は、消火栓補償費を上半期と下半期の2回に分けて算定して甲に通知し、甲乙協議の上、甲に請求する。

- 2 甲は、前項の請求に基づき、速やかに請求額を支払うものとする。

（疑義等に関する協議）

第5条 この覚書に定めのない事項及び実施に際し疑義が生じた場合は、甲乙が協議して決定する。

協定 消防水利関係 5 上水道における消火栓の設置、維持管理等に関する協定書
及び上水道における消火栓補償費に関する覚書

(適用年度)

第6条 この覚書は、平成24年度から適用する。

上記覚書締結の証として本覚書2通を作成し、甲乙記名押印の上、おのおの1通を保有する。

平成24年3月30日

甲 小金井市

乙 東京都

代表者 公営企業管理者

協定 その他 1 災害時における救出救助業務等の協力に関する協定書
(社団法人 東京都自動車整備振興会)

文書管理機関名：市総務部

本編該当頁：第1部 39

災害時における救出救助業務等の協力に関する協定書

小金井市（以下「甲」という。）と社団法人東京都自動車整備振興会武藏野支部（以下「乙」という。）とは、小金井市地域防災計画に定める災害応急対策への協力について、次のとおり協定を締結する。

（協力の要請）

第1条 甲は、小金井市内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、甲のみでは十分な災害応急対策が講じられないときにおいて、乙に対し救出救助業務、障害物除去・収容業務等に関する協力（以下「協力業務」という。）を要請することができるものとする。

（協力業務の要請手続）

第2条 甲は、前条の規定により、乙に対し協力業務の実施を求めるときは、日時、場所、業務内容その他必要な事項を明らかにして、協力業務に必要な資機材及び人員の提供を求めるものとする。ただし、緊急性がある場合は、乙は、甲の要請を待たずに協力業務を実施し、実施後、直ちに甲に協力業務内容を報告するものとする。

（協力業務の実施）

第3条 乙は、甲から要請があったときは、特別な理由がある場合を除き、最大限必要な協力業務を実施するものとする。

（協力業務の方法）

第4条 乙が実施する協力業務の方法に関する連絡調整については、あらかじめ甲が指定した者が行うものとする。

2 現場における指示は、甲の派遣する職員が行い、乙はその指示に従うものとする。ただし、緊急性がある場合は、乙の判断で協力業務を行うものとする。

（協力業務の完了報告）

第5条 乙は、協力業務が完了したときは、直ちに甲に報告するものとする。

（費用の負担）

第6条 乙が実施する協力業務で要した費用は、甲が負担するものとする。

（費用の請求）

第7条 乙は、甲の要請により行った協力業務に要した費用を甲に請求するものとする。

2 乙は、前項の請求をする場合、協力業務に要した費用の明細書を添付し、甲はその内容を確認のうえ、支払うものとする。

（防災訓練への参加）

第8条 乙は、甲から要請があったときは、甲が実施する防災訓練に参加し、協力するものとする。

(従事者の災害補償)

第9条 甲は、甲の要請によりこの協定に基づく業務に従事した者が、その者の責めに帰すことのできない理由により死亡又は負傷等した場合は、東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年東京都市町村総合事務組合条例第19号）の規定の限度において補償するものとする。

(協定期間)

第10条 この協定は、平成25年1月25日から効力を発し、協定期間は1年とする。ただし、期間満了の日の3か月前までに、甲乙双方から何らの申し出がないときは、更に1年更新されたものとし、以後も同様とする。

(委任)

第11条 この協定の実施に関し必要な事項は、別に定める。

(疑義)

第12条 この協定の解釈について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成25年 1月25日

甲 小金井市本町六丁目6番3号
小金井市

乙 武藏野市八幡町三丁目1番1号
社団法人 東京都自動車整備振興会
武藏野支部

協定 その他 2 災害時における動物救護活動に関する協定書
(小金井市獣医師会)

文書管理機関名：市総務部

本編該当頁：第2部 8-14

災害時における動物救護活動に関する協定書

小金井市（以下「甲」という。）と小金井市獣医師会（以下「乙」という。）は、小金井市内で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における動物救護活動（以下「活動」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、甲が行う活動に対する乙の協力に関して、必要な事項を定めるものとする。

(対象動物)

第2条 活動の対象となる動物は、市内被災地域内の、人に飼育されている犬、猫、小鳥その他の小動物（以下「被災動物」という。）をいう。ただし、人の生命、身体、財産に害を加えるおそれのある動物は除く。

(活動内容)

第3条 活動の内容は、次に掲げる事項とする。

- (1) 動物救援本部の設置及び運営管理に関する事項
- (2) 被災動物の救護及び応急処置に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、甲が必要と認める事項

(要請)

第4条 甲は、活動を実施する必要があるときは、乙に対して動物救護活動要請書（第1号様式）又は口頭その他の方法により乙の会員の派遣を要請することができる。

(派遣)

第5条 乙は、前条の規定による甲の要請を受けたときは、特別の理由がない限り、可能な範囲において乙の会員を派遣するものとする。

(活動の実施)

第6条 前条の規定により派遣される乙の会員は、速やかに活動を行うものとする。

(費用の負担)

第7条 前条の規定による活動に要する費用は、乙の負担とする。ただし、乙が当該活動において携行した医薬品等を使用した場合は、その実費を甲が負担するものとする。

(費用の請求)

第8条 乙は、第5条の規定によりなされた派遣に伴う活動が終了したときは、甲に対しその旨を報告し、前条ただし書きの実費を請求するものとする。

(損害補償)

第9条 災害時における活動において、乙の会員が負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合は、東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年東京都市町村総合事務組合条例第19号）の規定の限度において、甲が補償するものとする。

(訓練への参加)

第10条 乙は、甲の要請に基づき、甲が行う防災訓練等に参加するものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に疑義の生じた場合については、その都度甲乙協議のうえ、決定するものとする。

(有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、締結の日から平成25年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の3か月前までに、甲乙いずれからも解除又は変更の申出がない場合は、さらに1年間延長するものとし、以降この例による。

本協定の締結の証として、本協定書2通を作成し、甲乙署名押印のうえ、各1通を保有する。

平成24年 4月 1日

甲 東京都小金井市本町六丁目6番3号
小金井市

乙 東京都小金井市貫井南町一丁目2番19号
小金井市獣医師会

第1号様式（第4条関係）

動物救護活動要請書

小 第 号
平成 年 月 日小金井市獣医師会
代表 様

小金井市長

災害時の動物救護活動に関する協定第4条の規定により、下記のとおり要請します。

記

要請理由	
活動内容	
活動期間	平成 年 月 日 午前・午後 時 分から 平成 年 月 日 午前・午後 時 分まで
活動場所	
その他	

第2号様式 (第8条関係)

動物救護活動費用請求書

平成 年 月 日

小金井市長

小金井市獣医師会 代表 

災害時の動物救護活動に関する協定書第8条に基づき、動物の救護活動に要した費用を下記のとおり請求します。

記

金 円也

**協定 その他 3 災害時における上下水道の応急復旧等に関する協定書
(三多摩管工事組合小金井市部桜水会)**

文書管理機関名：市環境部

本編該当頁：第2部 3-23

災害時における上下水道の応急復旧等に関する協定書

災害時における上下水道の応急復旧等（以下「応急復旧等」という。）に関し、小金井市（以下「甲」という。）と三多摩管工事組合小金井支部桜水会（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、災害時において上下水道施設に被害が発生した場合、円滑に機能の確保を図ることを目的として、甲が乙に協力を要請する場合に必要な事項を定めるものとする。

(要請)

第2条 甲は乙に対し、災害が発生した場合等において、応急復旧等の協力を要請するものとする。

(協力)

第3条 乙は前条の規定により甲の要請があったときは、直ちに甲に協力をするものとする。

(対象)

第4条 甲が乙に応急復旧等を要請する対象は水道施設及び公共下水道施設に係るものとする。

(担当区域)

第5条 甲と乙とは、応急復旧等を円滑に実施するため、あらかじめ乙の組合員の担当区域を定めておくものとする。

(応急復旧等の実施)

第6条 応急復旧等の実施に当たっては、乙は甲の指示に従うものとする。ただし、緊急やむを得ないときは、乙の判断により応急復旧等を実施し、速やかに甲に報告するものとする。

(費用の負担)

第7条 乙が甲の要請に基づいて実施した応急復旧等に要した費用は、甲の積算により算

出し、別途、小金井市契約事務規則第40条又は第71条の2により契約を締結し、甲が負担するものとする。

(費用の請求)

第8条 乙は、応急復旧等完了後、指定工事店の請求明細書をとりまとめ、甲に請求するものとする。

(費用の支払)

第9条 甲は、乙から前条の規定により請求があったときは、小金井市会計事務規則に基づき速やかにその経費を支払うものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈について疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、平成21年5月29日から平成24年3月31日までとする。ただし、期間満了の3か月前までに、甲又は乙の相方に意思表示がない場合は、1年間延長されたものとみなし、以降この例によるものとする。

上記、協定締結の証として、本協定書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成21年5月29日

甲 東京都小金井市本町六丁目6番3号
小金井市

乙 東京都小金井市本町五丁目37番30号
三多摩管工事組合小金井支部桜水会

**協定 その他 4 災害時における応急対策活動の協力に関する協定書
(小金井建設協会)**

文書管理機関名：市総務部

本編該当頁：第2部 4-36

災害時における応急対策活動の協力に関する協定書

(目的)

第1条 この協定は、小金井市内に地震、風水害その他の災害（以下「災害」という。）が発生した場合に、小金井市地域防災計画に基づく民間協力の一環として、小金井市（以下「甲」という。）と小金井建設協会（以下「乙」という。）との間に災害時における応急対策活動の協力について、必要な事項を定めるものとする。

(協力の要請)

第2条 甲は、小金井市内に災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、乙に対して応急対策活動の協力を要請することができる。

2 甲は、乙に対して要請するいとまがないときは、直接乙の会員に要請することができる。

(要請の内容)

第3条 甲は乙に災害の状況、場所、活動内容、出動を希望する人員及び資機材等必要な事項を連絡するものとする。

(応急対策活動)

第4条 甲の要請により災害現場に出動した乙の会員は、甲の現場責任者の指示に従い応急対策活動に従事するものとする。

2 応急対策活動の円滑な実施を図るための緊急資機材の管理については、甲乙双方において、別途協議して定める。

(報告)

第5条 乙は、応急対策活動終了後、直ちに活動状況の概要を甲に報告するものとする。

(経費の負担)

第6条 乙の応急対策活動に要した経費は、原則として甲の負担とする。ただし、応急対策活動の内容により、別途協議するものとする。

(経費の請求)

第7条 乙は、甲の要請により行った応急対策活動に要した経費を請求するときは、明細書を添付しなければならない。

(損害の負担)

第8条 応急対策活動の実施に伴い、第三者に損害等を与えた場合の賠償の責は、乙又は乙の会員に故意又は重大な過失がある場合を除き甲の負担とする。

(応急対策活動従事者の損害補償)

第9条 甲は、乙に属する会員のうち、甲の指示した応急対策活動に従事していた者が負傷し、もしくは疾病にかかり、又は死亡した場合は、東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年組合条例第19号）の規定に基づき、これを補償する。

(連絡調整)

第10条 この協定事項が円滑に実施されるよう、甲と乙は、それぞれ連絡責任者を定め、必要に応じて連絡調整を行うものとする。

2 前項の連絡責任者は、甲においては都市整備部道路管理課長を、乙においては小金井建設協会会長をもって充てる。

(協議)

第11条 この協定書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

(有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、平成21年4月1日から平成22年3月31日までとする。

ただし、期限終了の日の3か月前までに、甲乙に何らの意思表示がないときは、1年間延長されたものとみなし、以降、この例によるものとする。

甲と乙は、この協定を証するため、本書2通を作成し、それぞれ記名押印の上、各1通を保管するものとする。

平成21年3月30日

甲 小金井市本町六丁目6番3号
小金井市

乙 小金井市東町四丁目16番26号
小金井建設協会

**協定 その他 5 災害時における理容サービス業務の提供に関する協定書
(東京都理容生活衛生同業組合小金井支部)**

文書管理機関名：市総務部

本編該当頁：第2部 4-36

災害時における理容サービス業務の提供に関する協定書

小金井市（以下「甲」という。）と東京都理容生活衛生同業組合小金井支部（以下「乙」という。）は、災害時における理容サービス業務の提供に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時における衛生活動に関する協力体制を確立し、小金井市民の安定した生活確保に資することを目的とする。

（協力内容）

第2条 乙の協力業務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 災害時における理容の実施
- (2) 理容活動に必要な資器材及び消耗品の提供

（協力要請）

第3条 甲は、前条における協力を必要とする場合は活動協力要請書（様式）を乙に提出するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭により要請をすることができるものとし、その場合は後日、速やかに活動協力要請書を提出することとする。

（協力）

第4条 乙は、前条による要請を受けた場合は、特別な事由がない限り、本協定の内容に従い、業務を実施するものとする。

（連絡窓口）

第5条 この協定事項が円滑に実施されるよう、甲及び乙は、それぞれ連絡責任者を定め、必要に応じて連絡調整を行うものとする。

2 前項の連絡責任者は、甲においては福祉保健部庶務担当課長を、乙においては東京都理容生活衛生同業組合小金井支部長をもって充てる。

（理容料）

第6条 この協定に基づいて乙が実施する理容に係る料金は、無料とする。

（費用負担）

第7条 乙が提供した資器材及び消耗品に係る費用については、甲が負担する。この場合の価格は、当該災害の発生直前の価格とする。

（損害補償）

第8条 甲の要請に基づく第2条各号の協力業務実施中において、乙の当該業務従事者が損害を受けた場合の補償は、ボランティア保険によるものとする。

2 前項の保険の加入に係る費用については、甲が負担するものとする。

（協定期間）

第9条 この協定の有効期間は、平成20年2月25日から平成21年2月24日までとする。
ただし、期間満了の3か月前までに、甲乙に何らの意思表示がないときは、1年間延長されたものとみなし、以降この例によるものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定する。

上記協定締結の証として、本協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ1通を保有するものとする。

平成20年2月25日

甲 小金井市

乙 東京都理容生活衛生同業組合小金井支部

様式（第3条関係）

年 月 日

活動協力要請書

東京都理容生活衛生同業組合

小金井支部長 様

小金井市長

公印

災害時における理容サービス業務の提供に関する協定に基づき、下記のとおり協力を要請します。

記

業務内容	
日 時	年 月 日 時から 年 月 日 時まで
場 所	
そ の 他	

協定 その他 6 災害時におけるボランティア活動支援に関する協定書
(社会福祉法人 小金井市社会福祉協議会)

文書管理機関名：市総務部

本編該当頁：第2部 4-36

災害時におけるボランティア活動支援に関する協定書

小金井市（以下「甲」という。）と社会福祉法人小金井市社会福祉協議会（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、小金井市内に地震、その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）において、甲と乙が、小金井市地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき、効果的な災害ボランティア活動に関する支援が行えるよう相互に連携し、もって被災者等の生活の早期安定を図ることを目的とする。

（情報の収集・提供）

第2条 甲と乙は、災害時において、連携して災害ボランティアに関する情報を収集し、市民等に対して迅速かつ的確な情報を提供することとする。

2 甲と乙は、連携して市民及び関係機関等からの災害ボランティア活動に関する問い合わせ及び相談に応ずることとする。

3 甲と乙は、平常時から災害ボランティア活動についての情報交換を行うなど、災害時に迅速かつ円滑な連携・協力体制がとれるよう努めるものとする。

（災害ボランティアセンターの開設・運営）

第3条 甲は、災害時において、防災計画に基づき、災害ボランティアセンターを開設する。

2 乙は、甲の要請に基づき、甲が開設する災害ボランティアセンターに、ボランティアの受入れや紹介等の調整を行うコーディネーターを派遣する。

（人材育成）

第4条 乙は、コーディネーターとなる人材を育成し、その質の向上に努め、甲は、乙に対し必要な協力することとする。

2 乙は、甲の実施する総合防災訓練等に積極的に参加するとともに、職員等の防災意識の向上に努めることとする。

（関係機関等との協力体制）

第5条 乙は、東京ボランティア・市民活動センター及び区市町村ボランティアセンターとのネットワークを構築するとともに、他のボランティア活動を支援する組織や関係機関等と連携を強化し、災害時における協力体制の整備に努めるものとする。

2 甲は、前項の体制づくりに関し、必要な範囲で支援するものとする。

（資機材等の確保）

第6条 甲は、災害時に必要な資機材等を、乙と協議の上準備するものとする。

（費用負担）

第7条 甲の要請に基づき、乙が実施した協力業務の費用については、甲が必要と認めたものについては、甲が負担するものとする。

2 乙は、業務終了後、当該業務に要した費用を、甲に請求するものとする。

(損害補償)

第8条 甲の要請に基づき、災害時にボランティア活動にかかるボランティアコーディネーターへの損害補償は、ボランティア保険によるものとする。

2 前項の保険の費用については、甲が負担するものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項又は、この協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議の上決定する。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、平成17年8月9日から平成18年3月31日までとする。

ただし、期限終了の日の3か月前までに、甲乙になんらの意思表示がないときは、1年間延長されたものとみなし、以降、この例によるものとする。

上記、協定締結の証として、本協定書を2通作成し、甲乙署名押印の上、それぞれ1通を保有するものとする。

平成17年8月9日

甲 小金井市本町六丁目6番3号
小金井市

乙 小金井市中町四丁目15番14号
社会福祉法人小金井市社会福祉協議会

協定 その他 7 災害時における相互協力に関する覚書（小金井郵便局）

文書管理機関名：市総務部

本編該当頁：第2部 4-36

災害時における相互協力に関する覚書

小金井市長（以下「甲」という。）と小金井郵便局長（以下「乙」という。）は、小金井市内に発生した地震その他のによる災害時において、甲及び乙が相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行するために、次のとおり覚書を締結する。

（用語の定義）

第1条 この覚書において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める被害をいう。

（協力要請）

第2条 甲及び乙は、小金井市内に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。

- (1) 乙が所有する車両を緊急連絡用車両等として提供すること。
- (2) 乙が所有し、又は管理する施設及び用地を避難場所、物資集積場所等として提供すること。
- (3) 甲が所有し、又は管理する施設及び用地を提供すること。
- (4) 被災市民の避難先及び被災状況の情報を相互に提供すること。
- (5) 避難場所に臨時の郵便差出箱を設置すること。
- (6) 災害救助法適用時における郵便、為替貯金、簡易保険の郵政事業にかかる災害特別事務取扱いをすること。
- (7) その他前記各号に定めのない事項で、協力できること。

（協力の実施）

第3条 甲及び乙は、前条の規定による要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、可能な範囲内において、これに協力するものとする。

（経費の負担）

第4条 第2条に規定する協力要請に対して、協力した者が要した経費については、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、適正な方法により算出した金額を、要請した者が負担する。

2 前項の負担につき疑義が生じたときは、甲及び乙が協議し、負担すべき額を決定する。

（災害情報連絡体制の整備）

第5条 甲及び乙は、安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

(情報の交換)

第6条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況、協力要請事項に関し、必要に応じて情報の交換を行う。

(連絡責任者)

第7条 この覚書に関する連絡責任者は、甲においては、小金井市総務部総務課防災消防担当課長、乙においては小金井郵便局総務課長とする。

第8条 この覚書に定めのない事項及びこの覚書に関し疑義が生じた場合は、両者が協議し決定する。

第9条 この覚書の有効期間は、平成11年10月4日から平成12年3月31日までとする。

ただし、期間満了の2か月前までに、甲又は乙から書面による解約の申出がないときは、なお1年間効力を有するものとする。

以後の場合も同様とする。

上記の覚書の有効締結の証とするため、この書面2通を作成し、甲乙が記名押印のうえ、各自その一通を保有する。

平成11年10月4日

甲 小金井市本町六丁目6番3号

乙 小金井市本町五丁目38番20号

協定 その他 8 大規模地震等の災害発生時における初動体制にかかる協定書（小金井市スカウト協議会）

文書管理機関名：市総務部

本編該当頁：第2部 4-36

大規模地震等の災害発生時における初動体制にかかる協定書

大規模地震等の災害発生時における初動体制の確保と、被災市民の救援、復興するために、小金井市（以下「甲」という。）と小金井市スカウト協議会（以下「乙」という。）の間において、下記のとおり協定する。

記

（総則）

第1条 大規模地震等の災害発生時に甲と乙は、相互支援体制を形成し維持し、被災市民の早期自立と市民生活の復興を促進するための支援をする。

また乙にあっては初動体制確立のために甲の災害対策本部に協力する。

（物的支援）

第2条 大規模地震等の災害発生時に、乙は乙の所有するマーキーテント、炊飯器具等の非常用資機材を、市保有資機材の補完資機材として甲の災害対策本部の使用に供する。

（人的支援）

第3条 大規模地震等の災害発生時に、乙は日頃訓練した専門知識を生かし、被災市民救援のために、甲の災害対策本部に協力する。

（資機材の収納場所）

第4条 甲は、乙の所有する資機材の収納場所として、可能な限り防災倉庫等の一部を提供し、非常事態の発生に備える。

2 乙は、資機材を効率的に収納するために、棚等を設置し整備する。

（収納場所の運用）

第5条 乙は、各団がキャンプ等で当該資機材を使用するため収納場所の出入りをする時は、収納場所の管理人に届出るものとする。

2 収納場所の鍵は、甲、乙各々所有する。

（損害補償）

第6条 救援活動に従事した者が、そのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかったときは、東京都市町村消防団員等公務災害補償条例の規定に基づき、甲が補償するものとする。

（協議事項）

第7条 この協定書に定めのない事項は、必要に応じて、甲、乙協議して定めるものとする。

平成8年3月21日

甲 小金井市

乙 小金井市スカウト協議会